TANOHATA

TANOHATA-Village Master Plan

2022→2029

田野畑村総合計画

基 本 構 想◇【令和４年度～令和１１年度】
前期基本計画◇【令和４年度～令和　７年度】

岩手県田野畑村

総合計画策定にあたって

田野畑村長　佐々木　靖

平成23年度から令和3年度までを計画期間とする前計画の満了を受け、この度、新たに令和4年度から11年度までの8年間を計画期間とする総合計画基本構想及び令和4年度から7年度までの4年間を計画期間とする前期基本計画を策定いたしました。

前計画期間は、東日本大震災による被災からの復興を最優先課題として取り組み、令和3年度、村が事業主体として計画した全ての復旧・復興事業を完了することができました。あらためて村民の皆さまのご理解とご協力、そして全国からのご支援に心より感謝申し上げます。

今後は、村を支える産業の振興や日本全体で進む人口減少社会において、これまで以上に顕著となっている少子高齢化の対策などを重点に、村民が幸せを感じながら住み続けられるむらづくりが必要とされています。

新しい総合計画基本構想では、持続可能なむらづくりという将来像に向け、「『参加・協働・創造』による持続可能なむらづくり」という基本理念を掲げ、基本目標は「人と自然が織りなす心豊かな協働のむら　たのはた」を継承することとしました。

前期基本計画では①地域資源を活かした新たな雇用の創出、②地域を支えるU・I・Jターンの促進、③結婚・出産・子育て環境の支援、④地域づくり・地域コミュニティの充実、⑤広域圏及び多様な協力・連携の推進――を重点施策とし、これを田野畑村まち・ひと・しごと創生総合戦略と位置付けて取り組んでまいります。

計画の実現に向けた取り組みにおいては、村民の皆さまとの対話と説明責任を果たすことを大切に、村民総参加のもとに政策を立案し、実行してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり貴重なご提言をいただきました田野畑村総合計画審議会委員・アドバイザーの皆さま、アンケート等において貴重なご意見をお寄せいただいた多くの村民の皆さまに対し心より感謝申し上げます。

CONTENTS

もくじ

■基本構想

はじめに（計画策定の趣旨）

1　計画策定の目的 …… 8
2　計画の構成及び期間 …… 8
3　計画の位置付け …… 10
4　基本構想の構成 …… 10

第1章　むらづくりに向けて

1　田野畑村の概況 …… 12
2　村の現状と発展に向けて …… 14
3　時代の変遷 …… 17

第2章　将来像とその実現方策

1　基本理念 …… 20
2　基本目標 …… 21
3　将来像 …… 21

第3章　むらづくりの体系と主要指標

1　むらづくりの体系 …… 26
2　主要指標 …… 28
3　施策の方向 …… 36

第4章　計画の推進にあたって

1　適切な行財政の運営 …… 44
2　住民と行政の役割と協働 …… 44
3　情報公開と情報発信 …… 44

■前期基本計画

1　計画策定の目的 …… 46
2　計画の期間 …… 46
3　計画の位置付け …… 47
4　基本計画の構成 …… 47
（1）むらづくりの重点施策 …… 48
（2）領域別課題と主な施策 …… 57

■実施計画 …… 107

はじめに　計画策定の趣旨

はじめに（計画策定の趣旨）
1　計画策定の目的 …… 08
2　計画の構成及び期間 …… 08
3　計画の位置付け …… 10
4　基本構想の構成 …… 10

はじめに 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

村では、昭和44年度に村勢発展の基本的な方向性を示す最初の「基本構想」及び「基本計画」を策定しました。その後、数次にわたる策定を経て、「田野畑村総合計画」【基本構想】(平成23年度～令和3年度)、「東日本大震災田野畑村災害復興計画」(平成23年度～27年度、平成28年度～令和3年度)、ならびに「田野畑村総合計画」【後期基本計画】(第11次、平成28年度～令和3年度)を策定し、さまざまな取り組みを展開してきました。

現行の計画期間が令和3年度をもって満了することや、本村を取り巻く国内外の社会・経済情勢、少子高齢化、自然環境、安全で安心な生活、人材の育成、産業の振興、地域コミュニティの活性化など、多様な地域課題に的確に対応していくため、さらなる村勢発展の指針となる新たな「田野畑村総合計画」を策定するものです。

計画策定においては、「持続可能な開発目標(SDGs)」を取り入れ、将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なむらづくりを進めていく必要があります。

2 計画の構成及び期間

田野畑村総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。それぞれの計画期間と役割は次のとおりです。

【基本構想】8年間

長期的な社会情勢の変化等を見通しながら、基本目標や将来像などむらづくりの基本的な考え方とその方向性を描いた計画です。

【基本計画】前期4年間、後期4年間

基本構想の考え方を受けて、むらづくりを進めるための基本的な施策の方向性を明らかにした計画です。

【実施計画】4年計画(毎年度見直し)

基本構想と基本計画に基づき、分野領域ごとに具体的な施策を実施するための計画です。社会・経済情勢や財政見直し等を勘案しながら、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

田野畑村総合計画の構成

基本構想　村の最上位計画として、村の将来像を描き、その実現に向かって村民と行政が計画的にむらづくりを進めていくための指針。
■計画期間：令和4～11年度(8年間)

基本計画　基本構想にある政策の実現の手段である施策を明記したもの。
■計画期間：[前期]令和4～7年度(4年間)
[後期]令和8～11年度(4年間)

実施計画　基本計画にある施策の目的達成の手段である事業を具体的に明記したもの。
■計画期間：基本計画開始年度から4年間

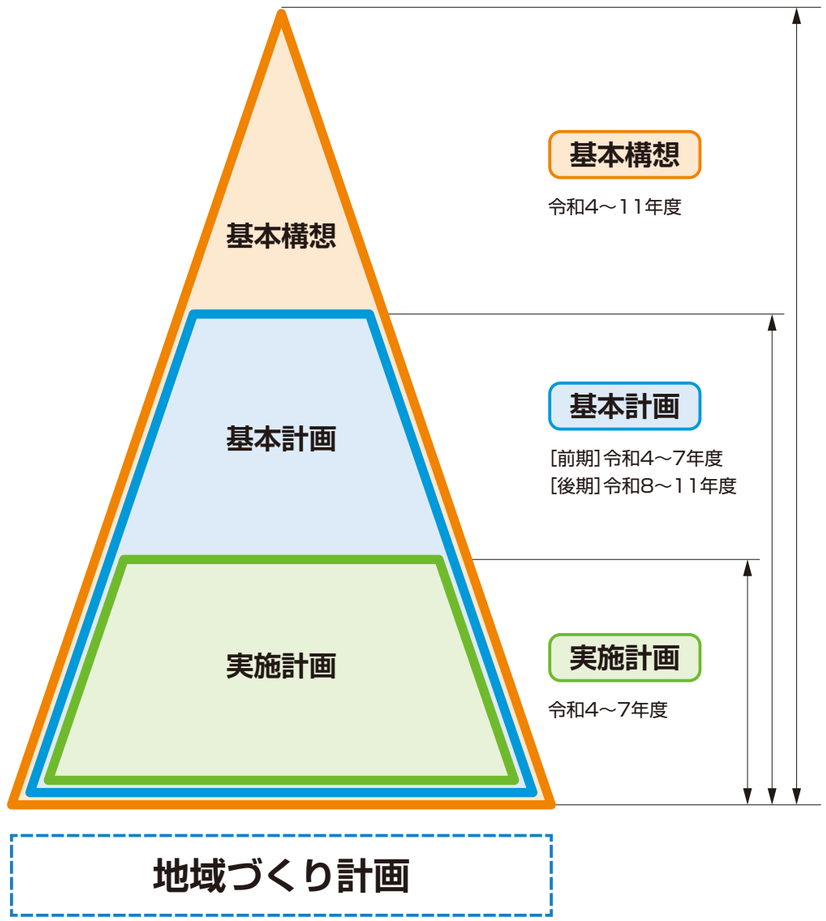

3 計画の位置付け

田野畑村総合計画は、村勢を発展させるための中長期的な施策の基本的な考え方や方向性を明らかにしたもので、むらづくりの最も基本となる計画として次のように位置付けています。

○むらづくりの各領域にわたる諸計画や施策は全て基本構想に基づくとともに、行財政運営の指針となるものです。

○基本構想に基づくむらづくりを実現するために、村民や村内各種団体、組織などに対しては、行政との一体的な活動及び自主的な活動を誘発するための指針となるとともに、国や県などの行政機関に対しては、協力と支援を期待するものです。

○基本計画や実施計画は具体的な行動計画を定めたものですが、社会・経済情勢の急激な変化などに的確に対応するため、柔軟かつ弾力的な実施に努めていきます。

4 基本構想の構成

基本構想の構成は次のとおりです。

第1章　むらづくりに向けて
第2章　将来像とその実現方策
第3章　むらづくりの体系と主要指標
第4章　計画の推進にあたって

第1章 むらづくりに向けて

1 田野畑村の概況 …… 12
2 村の現況と発展に向けて …… 14
3 村の現況と発展に向けて …… 17

1 田野畑村の概況

(1)位置、地勢、気象

◇田野畑村は、岩手県の沿岸北部に位置し、南と西は岩泉町に、北が普代村にそれぞれ接し、東は太平洋に面しています。東西に約17キロメートル、南北に15キロメートルほどあり、面積は156平方キロメートル余り。平地はわずか16パーセント足らずで、ほとんどが山林で覆われた臨海型山村です。

◇気候は、村のほぼ中央を南北に走る国道45号を境に、西は内陸型、東は沿岸型におおむね分けられます。

◇初夏から夏にかけてオホーツク海気団からヤマセと呼ばれる冷たい北東風が吹くことがあり、気温の低下と日照不足により農作物に冷害をもたらすことがあります。一方、冬期間の積雪はあまり多くはなく、2月から3月にかけて湿った「ドカ雪」が降ることが特徴です。

◇村の海岸線は全て三陸復興国立公園に指定されており、多くの観光客が訪れます。特にも200メートル前後の断崖が約8キロメートルにもわたって連なる「北山崎」は、公益財団法人日本交通公社が行った全国観光資源評価において「わが国を代表し、世界にも誇示しうる」資源として最高ランクの特A級に格付けされています。

(2)沿革

◇村内には、蝦夷井戸や列石遺構などの遺跡をはじめ、土器、石器類が多数出土しています。また、ハイペやコイコロベ、オマルペなどアイヌ語に由来すると考えられる興味深い地名も多く残っています。

◇村政施行の明治22年4月に田野畑、沼袋、浜岩泉の旧3村が合併して田野畑村となり、現在に至っています。

◇昭和30年5月に普代村から釜石市までの沿岸部が陸中海岸国立公園に指定されました。39年に釜石以南から宮城県北部までが、46年には久慈地域が追加指定されています。東日本大震災以後、平成25年5月に青森県八戸市を追加指定した際に三陸復興国立公園に名称変更され、27年3月に宮城県石巻市まで、30年3月に宮城県南三陸町等の一部が追加指定されています。

◇昭和40年槇木沢橋の開通、47年国道45号の全線開通、59年三陸鉄道の開業と思惟大橋の開通、平成18年思案坂大橋の開通、22年三陸北縦貫道路中野バイパスの開通、23年下閉伊北区域農業用道路（しもへいグリーンロード）の開通、令和3年12月三陸沿岸道路全線開通など、道路交通基盤の整備が着実に進められています。

◇第三セクター方式による企業として設立した4つの企業体（昭和44年㈱陸中たのはた、同50年（社）田野畑村産業開発公社、同62年㈱甘竹田野畑、平成21年㈱サンマッシュ田野畑）により、産業振興と雇用の場の確保を図っています。

◇昭和48年には村内6地区にあった中学校を、平成22年4月には村内6地区にあった小学校を統合しました。

◇昭和35年の故小田泰市教授の来村がきっかけとなり始まった早稲田大学との交流は平成22年には50周年を迎え、同30年3月には包括的な協働連携に関する協定を締結しました。

◇平成9年に締結した旧埼玉県川本町との友好町村協定を基礎とし、同18年に埼玉県深谷市と友好都市協定を、平成27年には復興支援を契機に青森県藤崎町との友好都市協定を締結し、交流を深めています。

◇移動通信用鉄塔の整備に努め、平成23年には村内のほぼ全域で携帯電話の通話が可能となりました。また、光回線の整備を進め、同28年度には村内全域で超高速ブロードバンドサービスの利用が可能となりました。

◇平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けました。

◇平成23年9月に東日本大震災田野畑村災害復興計画を策定のうえ、復旧復興事業に取り組んできました。

2 村の現況と発展に向けて

(1)環境

世界に誇れる優れた海岸景観が大切に保全されてきました。多面的機能を有する山林原野が村土の8割強を占めており、その適切な管理と保全が求められています。

世界的に関心が高まっている地球環境問題に対し、省資源、省エネルギー、資源リサイクル活動などが行われています。日常生活の中で一人一人の問題意識を向上させる必要があります。

上下水道の普及率が向上しています。公園や住宅の安全で快適な維持管理に努めています。

(2)生活

心身ともに健康で豊かな人生を送ることは全ての人の願いです。自分の健康は自分で守るため、生活習慣の改善と習慣的な運動を心掛け、定期健診等の受診により病気の早期発見・早期治療に努める必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大により、さまざまな活動が自粛され、生活の多面に影響を与えています。予防接種等の適切な実施に加え、正しい感染症対策の知識の普及啓発に努める必要があります。

妊婦健診等への支援、保育料の無料化、高校生までの医療費の無料化など、子育てしやすい環境が整えられています。

診療所では1次医療サービスが提供されています。県立病院などとの病診連携による広域医療支援体制が構築されています。

高齢社会を迎え、住み慣れた地域で安心して安全に暮らすための支援と施策の展開が求められています。

機能別消防団員制度の導入など、消防団員の確保に努めています。自分の命は自分で守るため、防火・防災意識の啓発、防災士の育成及び自主防災組織の結成を促す必要があります。

(3)学習

家庭教育は全ての教育の出発点です。少子化が進む中で「子どもは地域の宝」という観点から、子育て家庭を支援していく必要があります。1村1小中学校となったことから、小中連携教育の取り組みが強化されています。発達段階に応じた連続的・系統的な指導による効果が期待されています。

生涯学習推進計画により、村民のニーズや地域課題に応じた生涯学習とスポーツ活動が進められています。保存会の結成により郷土芸能が伝承されています。練習成果の発表の場の確保とともに、芸術文化に触れる機会の創出も重要です。性別や年齢による固定観念にとらわれず、女性や若者が社会活動に参画しやすい環境づくりが求められています。

(4)産業

1次産業の担い手と後継者不足が一層顕著となっています。

畜産業では輸入飼料の高騰や後継者不足等により依然として厳しい経営環境にあります。獣医師不足が深刻であり、広域的な獣医師確保対策が求められています。

農業では、推奨作目の増産、耕作放棄地の流動化対策等が求められています。近年、菌床シイタケの産地化が図られていることから、雇用の創出と所得向上に期待が寄せられています。

林業では、木材価格の長期低迷により経営意欲が減退しています。また、ナラ枯れ被害が拡大していることから、早期発見早期駆除が求められています。森林環境譲与税を活用した森林整備等を推進し、森林が持つ多面的機能と里地里山の適正な維持振興が求められています。

水産業では、東日本大震災からの施設復旧再整備は完了したものの、漁獲量の減少により漁業経営が非常に不安定となっています。付加価値を高めるための加工品の開発等が求められています。

商工業では、購買力の村外流出、ネットショッピングの普及、東日本大震災復旧復興事業の完了に伴う公共事業の縮減などにより大きな影響を受けています。各種制度資金や異業種参入への支援などが求められています。

雇用対策では、村内企業の人材確保や後継者不足が課題となっています。地元企業の認知度を高めるとともに地元企業への就職を奨励する取り組みが求められています。

村内の観光客の推移は、東日本大震災以降、一時的に回復傾向にあったものの、台風災害や新型コロナウイルスの感染拡大の影響により大きく減少した状況です。既存の観光資源と産業分野との連携や新しい体験メニューの開発、道の駅を起点とした観光企画を実施するとともに、各種メディアを通じたPRを積極的に行うことで交流人口拡大を図ります。

(5)交流

地域の活性化や課題解決は地域住民が主体となって取り組むことが基本です。これまで自治会や自治協議会によって地域の特性に合わせた自主的な活動が展開されてきました。

一方で、少子高齢化の進展に伴い、集落機能を維持するための知恵と工夫が求められています。

人口が減少する中、交流人口の拡大により地域に新しい風を吹き込ませることも必要です。「田野畑ファン」を獲得するために村の魅力を広くPRすることが求められています。

(6)交通・情報基盤

東日本大震災の復興事業として、長年の悲願だった三陸沿岸道路が全線開通し、交通事情が飛躍的に改善されました。

主要地方道岩泉平井賀普代線では、東日本大震災の復興事業として島の沢トンネルが整備され、荒天時等に通行止めとなっていた白池地内の状況が大きく改善されました。

平成22年度の小学校統合に合わせ、児童生徒の通学に合わせて一般の方も無料で利用可能な総合バスを運行しています。日中の時間帯は予約運行交通「くるもん号」により村民の足の確保と利便性の向上が図られています。

三陸鉄道は、東日本大震災や台風被害からの復旧を終え全線運行再開していますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で非常に厳しい経営状況となっています。本村にとって通院、通学の重要な交通機関であることから、マイレール意識の啓発などによる利用客の増加と支援により経営の安定化を図る必要があります。

平成28年度に村内全域で光ブロードバンドサービスの利用が可能になりました。情報基盤を活用し、積極的な情報発信・交流、新たなデジタル技術の活用による住民の利便性向上、地域課題の解決が求められています。

3 時代の変遷

日本の人口は減少に転じ、東京圏への人口集中に歯止めがかからない状況が続いており、引き続き地方創生による持続可能な地域づくりが重要な課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に地方移住への関心が高まっており、その取り込みによる新たな関係人口、移住者の獲得が期待されます。

これらの村を取り巻く社会・経済情勢の大きな変化を的確にとらえ、適切に対処していかなければなりません。従来の仕組みでは対処ができない難しい局面に立ち向かうためには、より多くの英知を結集した新たな対応が求められてきます。

国では2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、グリーン成長戦略を定め総力をあげて取り組むこととしており、豊かな自然資源を有する本村にとって、大きな可能性が考えられます。

また、デジタル田園都市国家構想の検討も進められており、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進により、デジタル技術を活用した産業の振興など新しい技術を取り入れることによる地域課題の解決が期待されています。

このような新しい時代の流れを的確にとらえ、各種政策を融合しながら持続可能なむらづくりに取り組みます。

第2章　将来像とその実現方策

1　基本理念…… 20
2　基本目標 …… 21
3　将来像…… 21

日本全体の人口が減少に向かい、少子高齢化の影響がより大きくなり、本村の持続性が危ぶまれています。今後の村づくりの目標は、「持続可能なむらづくり」でなければなりません。

1 基本理念

持続可能なむらづくりの方策をつらぬくのは

「参加・協働・創造」による持続可能なむらづくり

です。

村ではこれまでの総合計画基本構想においても、『「参加・協働・創造」によるむらづくり』を基本理念として村勢発展に努めてきました。

今後も村民や議会、行政等が基本的な考えを共通にしながら、それぞれの役割を果たし、協働していくことが必要です。

平成22年4月には「協働のむらづくり基本条例」を施行しています。協働による住民自治を推進することによって活き活きとした地域社会の実現を目指します。

「参加」は、地域づくりに主体的に参加すること

「協働」は、協力しあい、ともに行動すること

「創造」は、新しいものを自らつくり出すこと

むらづくりは、地域住民が主体となって取り組むことが基本であり、協働のむらづくりを推進している本村にとって的を射た表現であるとともに、時代の求めにも沿っているものと考えます。

また、村の持続性実現には、村が持つ豊かな自然資源や地域の歴史や文化を基に、新たな技術や村内外とのネットワークとの融合により新たな価値をつくりだすことが必要です。

以上から、基本構想の基本理念は『「参加・協働・創造」による持続可能なむらづくり』とします。

2 基本目標

基本理念を踏まえ、具体化に向けての目標像としては、

人と自然が織りなす 心豊かな協働の村 たのはた

とします。

この基本目標は、自然や景観が適正に保全されている環境の中で、教育や生涯学習、産業やコミュニティなど地域社会を担う人材の育成が行われることにより、保健や医療、子育て支援、高齢者福祉、防災などに関し、安心して心豊かに暮らし続けられる生活環境の向上を目指そうとするものです。住民と行政等がそれぞれの役割のもと、協力することが必要です。

3 将来像

その上に村民が幸せを感じながら住み続けられる持続可能なむらづくりを実現するためには持続可能な産業が欠かせません。村を支える基盤となる田野畑の豊かな自然環境や、村民、地域の力を活かし、村内外とのネットワークや新たな技術の導入等により、産業の新たな価値を創造し、これによって村民の生き生きとした生活へと繋げ、暮らし続けられる村の実現を目指します。

目指すべき将来像に向けて、6つの視点・構造的領域からその実現にせまっていきます。

(1)村を支える基盤

■環境

「豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります」

優れた海岸景観や多面的機能を持つ山林原野、里地里山などの豊かな自然環境を保全します。生活排水の適正処理、リサイクル活動などごみの減量化と省エネルギーの推進による地球環境問題に対する意識の向上を図ります。水洗化の普及など、安全安心な環境に負荷をかけない快適環境づくりを進めます。

■学習

「ふるさとに愛着を抱き 人間性豊かな人材を育てます」

幼少中連携により「子どもは地域の宝」として特性を生かした地域活動の中で社会性をはぐくむとともに、地域との連携により産業や福祉、地域コミュニティ、スポーツ、文化、芸能など多様な社会活動を支え、国際化と情報化が進む中でもふるさとに誇りと愛着を持った人間性豊かな人材を育成するむらづくりを進めます。

(2)産業

■産業

「産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環・共生型の働き続けられる村を目指します」

村の基幹である自然資源産業のさらなる振興と担い手の確保に努めるとともに、地域資源を活用した体験型観光と産業間連携の推進、機能性作目の増産、創造的起業により雇用の拡大と所得向上を図るなど、働き続けられるむらづくりを進めます。

(3)生活

■生活

「安全で活き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします」

だれもが心身ともに健康で豊かな人生を送るために、保健・医療・福祉の連携をより一層強化し、健やかに産み育てるための子育て環境の充実を図るとともに、病気の早期発見・早期治療に努め、住み慣れた持続する地域で安心して安全に暮らすことができる笑顔あふれるむらづくりを進めます。

(4)ネットワーク

■交流

「多様な交流を大切にし 心ふれあう村をつくります」

日常生活を送るうえで基本となっている地域コミュニティ活動を再生し、地域課題解決に向けた取り組みを支援するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を実現すべく積極的な情報発信に努め、世代間、地域間、市町村間、都市住民などとのつながりを大切に、心ふれあう交流のむらづくりを進めます。

■交通・情報基盤

「誰もが容易に移動や情報を得られるよう 連携・基盤の充実と機能発揮に努めます」

地域経済や日常生活を支えるだけでなく、救急患者の安全輸送や災害時の緊急物資輸送の基盤となる道路網や情報基盤の整備促進とその適正な維持管理に努めるとともに、効率的で利便性が高く、安定した総合インフラサービスを提供し、連携・ネットワークが深まるむらづくりを進めます。

第3章　むらづくりの体系と主要指標

1　むらづくりの体系 …… 26
2　主要指標 …… 28
3　施策の方向 …… 36

1 村づくりの体系

基本理念

「参加・協働・創造」による持続可能なむらづくり

基本目標

人と自然が織りなす心豊かな協働の村たのはた

SDGs（持続可能な開発目標）

むらづくりの重点施策
【田野畑村まち・ひと・しごと創生総合戦略】

1 地域資源を活かした新たな雇用の創出
2 地域を支えるU･I･Jターンの促進
3 結婚・出産・子育て環境の支援
4 地域づくり・地域コミュニティの充実
5 広域圏及び多様な協力・連携の推進

「持続可能なむらづくり」

産 業

将来像

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環・共生型の働き続けられる村を目指します

- ●農業
- ●林業
- ●水産業
- ●商工業
- ●雇用・労働
- ●観光

ネットワーク

交 流

将来像

多様な交流を大切にし心ふれあう村をつくります

- ●地域コミュニティ
- ●都市との友好と交流

交通・情報基盤

将来像

誰もが容易に移動や情報が得られるよう 連携・基盤の充実と機能発揮に努めます

- ●道路
- ●公共交通
- ●情報

生 活

将来像

安全で活き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします

- ●保健
- ●医療
- ●福祉
- ●消防・安全
- ●定住促進

環 境

将来像

豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります

- ●環境保全
- ●生活環境
- ●エネルギー

学習（ひとづくり）

将来像

ふるさとに愛着を抱き人間性豊かな人材を育てます

- ●教育
- ●青少年の健全育成
- ●生涯学習・スポーツ活動
- ●芸術・文化
- ●男女共同参画

地 域

2 主要指標

1 人口

人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後5年間で約8パーセント減少すると推定されています。また、その後5年間ごとの減少率は拡大していく傾向にあります。

岩手県人口ビジョンと同条件である令和7年に社会増減ゼロ、出生率2.07%を達成した場合、人口減少率は抑制され、5年間ごとの減少率は6～7パーセントで推移すると推定されます。

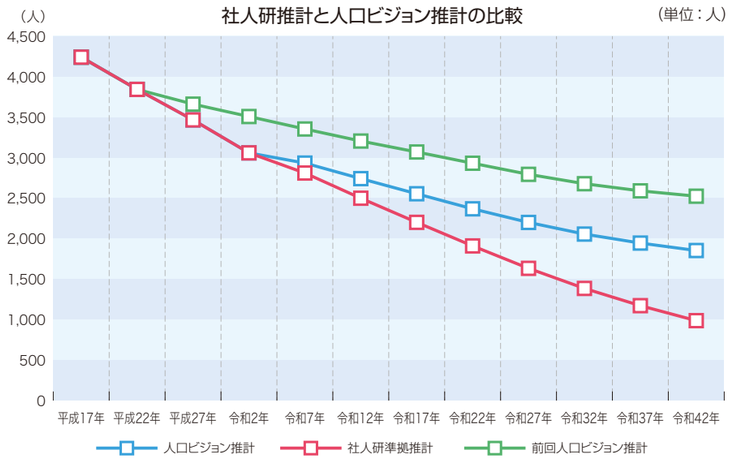

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
社人研準拠推計	4,241	3,843	3,466	3,059	2,810	2,499	2,201	1,910	1,633	1,385	1,172	987
人口ビジョン推計	4,241	3,843	3,466	3,059	2,933	2,741	2,554	2,368	2,200	2,056	1,945	1,853
前回人口ビジョン推計	4,241	3,843	3,661	3,508	3,354	3,205	3,070	2,931	2,794	2,678	2,590	2,524

※社人研推計…平成22年度までは国勢調査人口、以降は社人研推計
※人口ビジョン推計…平成22年度までは国勢調査人口、以降は令和7年度に社会増減ゼロ、令和12年に出生率2.07%を達成した場合で推計
※前回人口ビジョン推計…平成27年独自推計（2040年に人口約2割減少）

2 年齢階層別の人口

2-1 社人研推計

年齢階層別の人口はいずれの年齢層も減少すると推定されています。15歳以上65歳未満の生産年齢人口の減少率が大きく、令和7年には生産年齢人口が65歳以上の人口を下回ると予想されています。15歳未満の子供の人口も減り続け、25年後の令和27年には約3分の1まで減少すると予想されています。

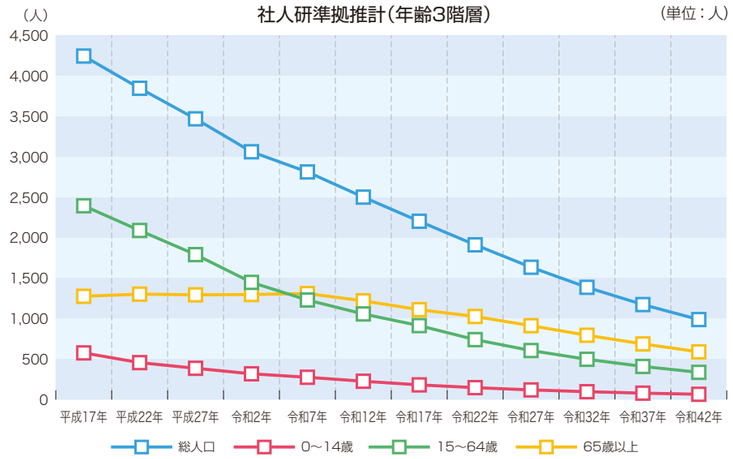

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
総人口	4,241	3,843	3,466	3,059	2,810	2,499	2,201	1,910	1,633	1,385	1,172	987
0～14歳	575	455	385	317	274	225	180	146	118	96	78	64
15～64歳	2,392	2,087	1,789	1,446	1,228	1,056	912	739	604	496	408	335
65歳以上	1,274	1,301	1,292	1,296	1,308	1,218	1,109	1,025	911	793	686	588

2−2　人口ビジョン推計

令和7年度に社会増減ゼロ、出生率2.07を達成した場合、約10年間はいずれの年齢層も減少すると推定されますが、以後、15歳未満の子供の人口の減少が止まり、生産年齢人口の減少も緩やかになると推定されます。

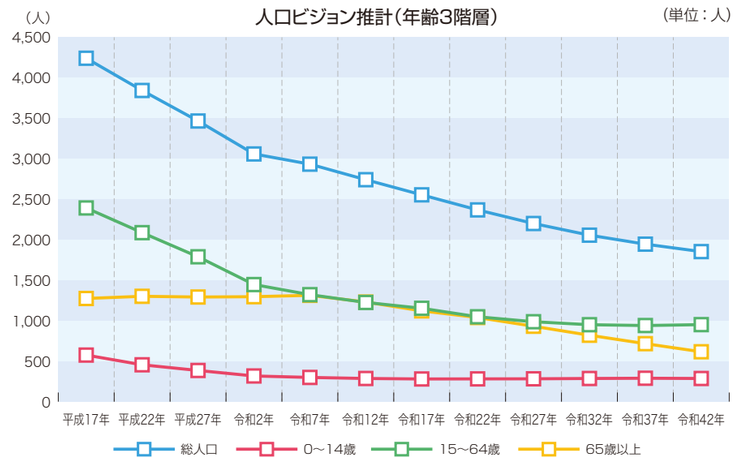

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
総人口	4,241	3,843	3,466	3,059	2,933	2,741	2,554	2,368	2,200	2,056	1,945	1,853
0～14歳	575	455	385	317	299	286	280	281	282	286	289	286
15～64歳	2,392	2,087	1,789	1,446	1,321	1,225	1,153	1,048	987	950	940	951
65歳以上	1,274	1,301	1,292	1,296	1,313	1,230	1,121	1,039	931	820	716	616

3　世帯数

世帯数は、微減傾向で推移すると見込まれていますが、年々減少率が高まると推計されています。1世帯平均の人数は、5年間で0.2ずつ減少し、核家族化が進行すると推定されています。

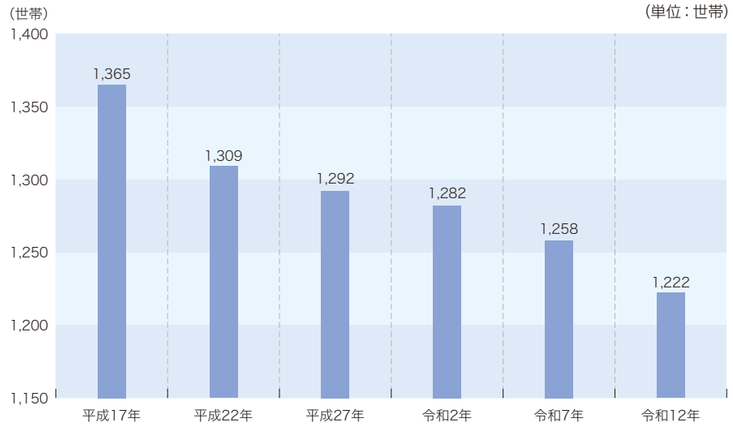

4　就業人口

人口減少に伴い、産業別の就業人口も全産業で減少すると推計されています。

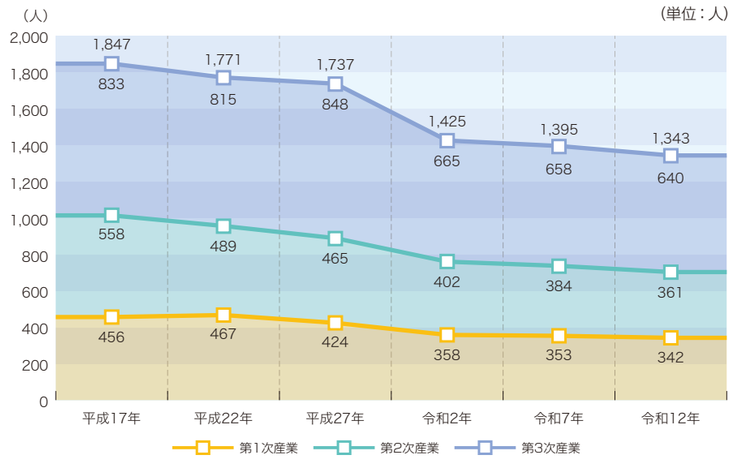

5 産業別純生産額

産業別純生産額は、震災後の復旧・復興事業の完了に伴い、2次産業が大きく減少するものと推測されています。1次産業及び3次産業も中長期的には総人口の減少に伴い生産額が減少していくものと予想されています。

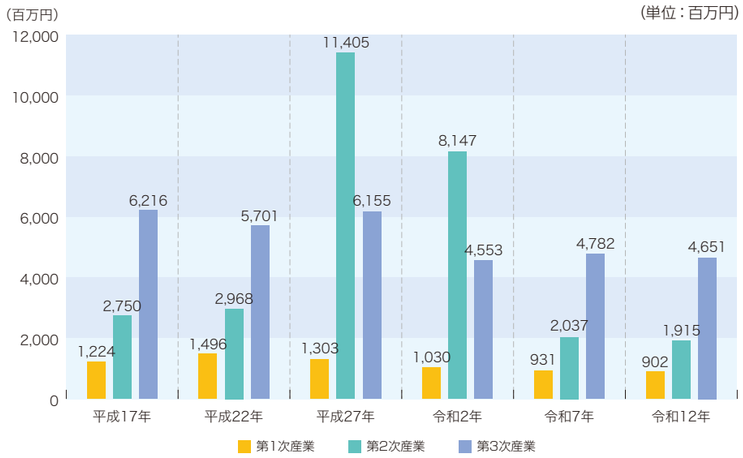

6 観光客の入り込み数

観光客の入り込み数は、東日本大震災以後回復傾向を示した時期もありましたが、台風災害、新型コロナウイルス感染拡大に伴い大きく落ち込んでいます。今後、コロナ後の回復を目指した取り組みを進めることにより徐々に回復することが予測されます。

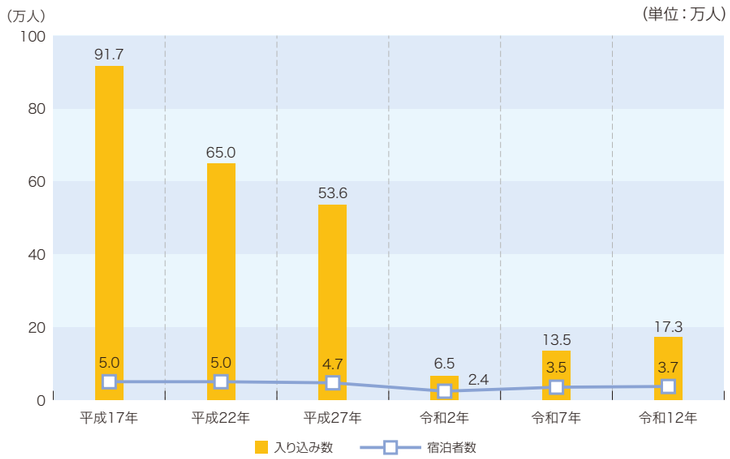

7 村道の整備

村道の整備は、東日本大震災復旧復興事業の完了等により、今後は整備した道路の長寿命化、更新が中心となることから、実延長や改良・舗装延長の増加率は減る見込みです。

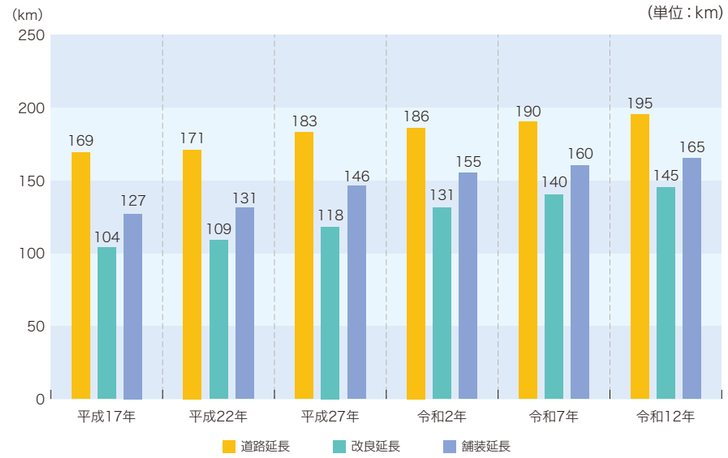

8 ごみ排出量（家庭系）

家庭系のごみ排出量は、県平均を下回っていましたが、令和2年度にわずかに上回っています。資源ごみのリサイクル活動の推進や分別の徹底などにより減少傾向で推移するよう一人一人が努める必要があります。

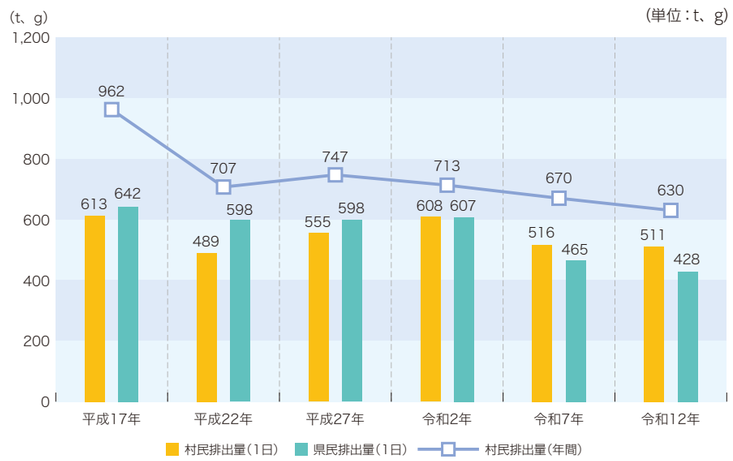

9 水道普及率

上水道の普及率は、沼袋地区で水道施設が整備された後に90%近くまで上昇し、令和2年度末時点で94.8パーセントまで向上しています。

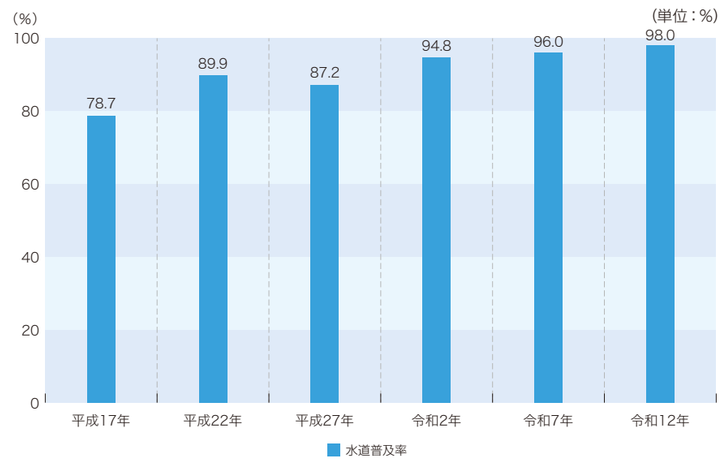

10 汚水処理施設整備

汚水処理施設は、東日本大震災による被災施設の復旧も完了し、令和2年度末の汚水処理率は45.5パーセントまで向上しました。今後は、トイレ水洗化の推進と浄化槽の整備普及に努めていきます。

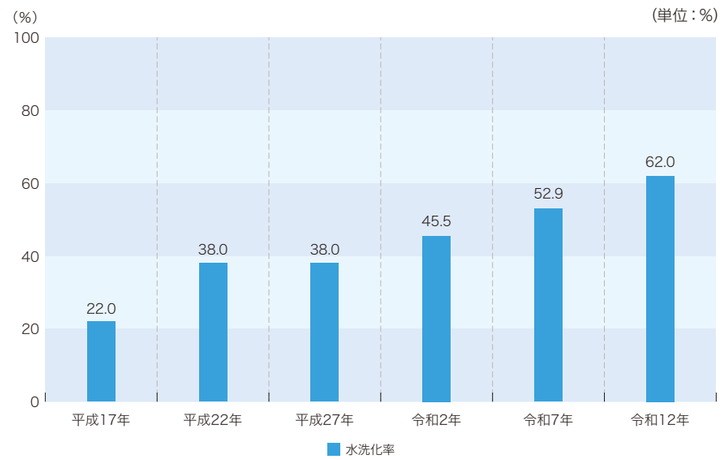

11 消防防災水利施設

村民の財産と生命を守るため、消火栓や防火水槽の計画的な整備に努めていきます。

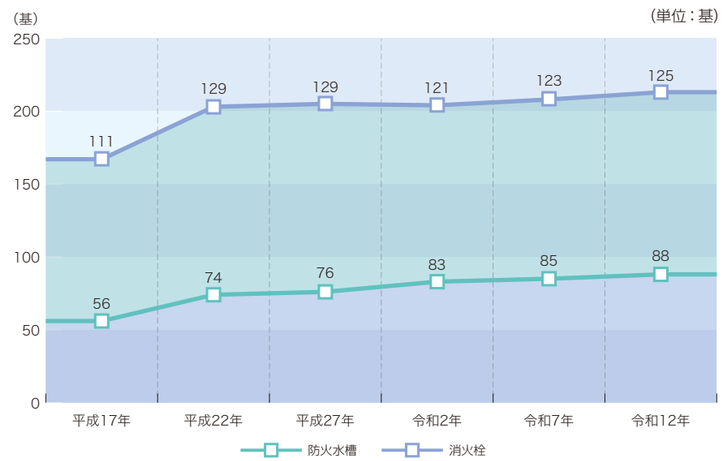

12 児童生徒数

児童生徒数は今後においても減少傾向で推移し、令和7年度からは1学年10人以下となる学年も生じると見込まれています。

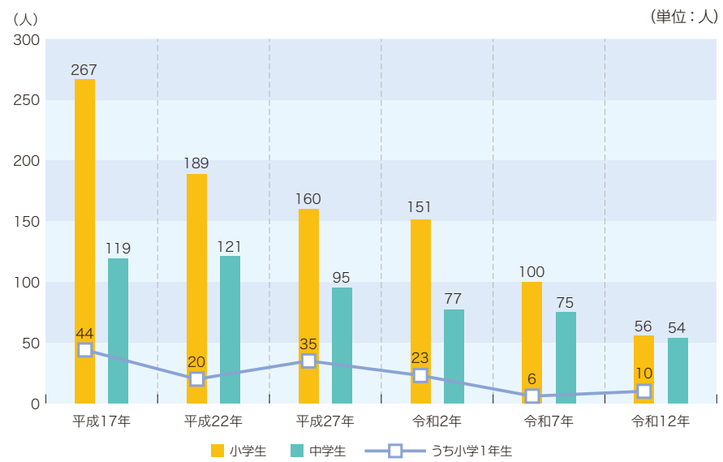

3 施策の方向

6つの構造的領域ごとに設定した将来像の実現に向けて、それぞれの領域と項目での施策の方向を次のように定め、実現を目指します。

(1) 豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります

■環境保全

人と自然が豊かにふれあえる地域づくりを推進します

◆**自然環境**
優れた自然環境を適切に保全し、次世代に継承します

◆**景観形成**
自然環境と調和した農山漁村の景観づくりを進めます

◆**地球温暖化防止**
環境に負荷の少ない生活や事業活動を推進します

■生活環境

快適な生活環境づくりを推進します

◆**ごみ・し尿処理**
ごみ排出量削減の取り組みを推進します

◆**上下水道**
上下水道等の普及促進と整備率向上を図ります

◆**住宅・公園**
憩いのある住居環境や公園づくりを進めます

■エネルギー

持続可能なエネルギーの導入を推進します

◆**エネルギー**
再生可能エネルギーの導入を進め、エネルギー自給率100%の村を目指します。

(2) 安全で活き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします

■保健

心と体の健康づくりを推進します

◆**健康づくり**
心のケアの充実と生活習慣の改善を図ります

◆**母子保健**
子どもを健やかに産み育てる環境をつくります

◆**成人保健**
健康診査の受診率向上を図ります

◆**歯科保健**
虫歯と歯周病の予防意識向上に努めます

◆**感染症対策**
各種予防接種の接種率を向上させます

■医療

「病診連携」による広域医療体制を強化します

◆**医療**
1次医療サービスの充実を図ります

■福祉

誰もが幸せに暮らせる「結いの社会」をつくります

◆**児童福祉**
自然と人の絆が育む子育て環境を推進します

◆**高齢者福祉**
住み慣れた地域で生活ができるよう支援します

◆**障がい者福祉**
誰もが持てる能力を十分に発揮できる社会参加を支援します

■消防・安全

安全で安心で強くしなやかな地域社会をつくります

◆**消防・防災**

事前防災と住民の協働による防災活動を促進します

◆**安全**

犯罪と交通事故のない安全な地域社会をつくります

■定住促進

定住環境の充実を図ります

◆**定住・移住**

村の魅力を向上させ、人口減少率の低減を図ります

(3)ふるさとに愛着を抱き、人間性豊かな人材を育てます

■教育

進んで学び、心豊かでたくましい子どもを育成します

◆**家庭教育・就学前教育**

家庭教育に関する保護者の研修機会を充実します

◆**学校教育**

幼少中連携及び地域と一体となった教育の推進を図ります

■青少年の健全育成

心身ともに健全で心豊かな青少年を育成します

◆**青少年の健全育成**

社会性を育む体験的な活動を充実させます

■生涯学習・スポーツ活動

生涯学習推進計画を促進し、多様な人材を育成します

◆**生涯学習**

村民ニーズに対応した生涯学習活動を支援します

◆**スポーツ活動**

生涯スポーツを推進し、健康の維持増進を図ります

■芸術・文化

貴重な文化財や郷土芸能の保存・継承を推進します

◆**芸術・文化**

芸術・文化に親しむ機会を提供します

■男女共同参画

性別や年齢による固定観念にとらわれない社会を実現します

◆**男女共同参画**

女性や若者の社会参画の機会を確保します

(4) 産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

■農業

安定的な農業生産を推進します

◆**畜産**

営農継続と担い手の経営強化を推進します

◆**農産園芸**

人・土地を有効に活かした農業を推進します

■林業

多面的機能を持つ森林の適正管理を推進します

◆**森林業**

森林整備と森林サービス産業の育成に努めます

◆**林業**

民有林の除間伐と路網整備を推進します

■水産業

資源管理型漁業を促進し、経営の安定化を図ります

◆**水産業**

栽培漁業を推進し、経営の安定化を図ります

■商工業

商工業の活性化と安定した経営を支援します

◆**商業**

中小企業との連携を強化し、持続可能な地域経済の振興を図ります

◆**製造業・建設業**

的確な支援と事業確保により経営の安定を図ります

■雇用・労働

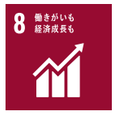

安定経営による雇用の場の確保と創出に努めます

◆**雇用・労働**

質の高い労働力の確保に努めます

■観光

観光の魅力を向上させ、新たな交流人口拡大を図ります

◆**観光**

体験型観光の充実による「観光の村」を目指します

(5)多様な交流を大切にし、心ふれあう村をつくります

■地域コミュニティ

地域コミュニティ活動の活性化を図ります

◆**住民自治**

地域の特性に合わせた自主的な活動を促進します

◆**協働**

「地域づくり計画」の実現を支援します

◆**まちの拠点づくり**

まちの拠点として機能する役場庁舎整備を検討します

■都市との友好と交流

都市との交流の促進により活力ある地域づくりを推進します

◆**都市との友好と交流**

村との縁を大切にした交流の輪を守り育てていきます

(6)誰もが容易に移動や情報を得られるよう、連携・基盤の充実と機能発揮に努めます

■道路

広域的な交流・物流を促進する道路網を整備します

◆**国道・県道・村道**

地域の要望に即した道路整備と適正な維持管理に努めます

■公共交通

効率的で利便性の高い交通体系を構築します

◆**公共交通**

予約運行交通の利便性の向上を図ります

■情報

情報通信基盤を充実させ、利活用能力の向上を図ります

◆**情報通信**

情報通信格差の解消に努めます

◆**情報発信**

多様な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めます

第4章 計画の推進にあたって

1 適切な行財政の運用 …… 44
2 住民と行政の役割の協働 …… 44
3 情報公開と情報発信 …… 44

1 適切な行財政の運用

行財政の構造改革の継続的な取り組みを進め、プライマリーバランスを堅持するとともに、行財政の健全な運営を図ります。

重要な計画等の企画立案、実施及び評価等の過程において、村民参加の拡大に努めます。

村民との対話により行政ニーズを的確に把握し、迅速に対応する行政運営に努めます。

事業実施にあたっては、コストの節減に努めながら、優先度と緊急度、選択と集中、より有利な補助事業の活用等に意を注ぎ、最大の行政効果が得られるよう努めます。

2 住民と行政の役割と協働

村民との信頼関係を深めるとともに、地域におけるさまざまな課題を解決するためお互いの知恵と力を出し合う協働によるむらづくりを推進します。

地域づくり計画を実現するためのむらづくり活動やコミュニティ活動を促進するための必要な支援に努めます。

むらづくり活動の支援にあたっては、村民活動の自主性及び自律性を尊重し、総合的かつ計画的に行います。

3 情報公開と情報発信

村民と行政との協働によるむらづくりを進めるために、村政に関する情報を積極的に提供し、共有していくことに努めます。

広報誌やホームページなどにより、村民への分かりやすい情報の提供と発信に努めます。

行政情報の公開と提供できる環境を充実させ、村民との相互信頼関係の構築に努めます。

個人の権利や利益を守るため、個人情報は厳格に取り扱います。

村への人の呼び込みや、関係人口増加を目指し、各種媒体を活用して地域の魅力の情報発信を行います。

前期基本計画

1 計画策定の目的 …… 46
2 計画の期間 …… 46
3 計画の位置付け …… 47
4 基本計画の構成 …… 47
1）むらづくりの重点施策 …… 48
2）領域別課題と主な施策 …… 57

前期基本計画

1 計画策定の目的

村では、「田野畑村総合計画」【基本構想】(平成23年度～令和3年度)、「東日本大震災田野畑村災害復興計画」(平成23年度～27年度、平成28年度～令和3年度)、ならびに「田野畑村総合計画」【後期基本計画】(第11次、平成28年度～令和3年度)を策定し、さまざまな取り組みを展開してきました。

第11次である後期基本計画が令和3年度で満了するとともに、令和4年度から11年度までを計画期間として新たに策定された基本構想の理念を受け、その基本的な施策の方向性を明らかにするため、前期基本計画(第12次、令和4年度～7年度)を策定するものです。

2 計画の期間

前期基本計画は、田野畑村総合計画基本構想の考え方を受け、基本構想の計画期間(8年間)の前半となる、令和7年度を目標年次とした令和4年度からの4カ年計画です。

3 計画の位置付け

前期基本計画は、基本構想に掲げられた将来像やむらづくりの基本目標を実現するため、むらづくりの体系に沿って各領域の基本目標や項目ごとの基本方針を定めるもので、次のように位置付けています。

○村勢発展のための中期的な村政運営の指針となるものです。

○村民や村内各種団体、組織などにおいて、行政との一体的な活動及び自主的な活動を誘発するための指針となるとともに、国や県などの行政機関に対して、協力と支援を期待するものです。

○計画の推進に当たっては、時代や経済情勢の急激な変化などに的確に対応するため、柔軟かつ弾力的な実施に努めます。

4 基本計画の構成

前期基本計画の構成は、次のとおりです。

1) むらづくりの重点施策

2) 領域別課題と主な施策

1）むらづくりの重点施策

≪田野畑村まち・ひと・しごと創生総合戦略≫

前計画では、8つの重点施策を定め、計画的に事業を展開してきました。また、平成26年11月に公布・施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少対策に重点的に取り組むため「田野畑村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、重点事業として実施しました。

これらの取り組みにより、計画で定めた目標を達成した項目もありますが、人口減少・少子高齢化に歯止めがかかっておらず、2015年（平成27年）に定めた25年後（2040年）の「人口目標3000人程度」に対して、2020年（令和2年）の国勢調査における人口は3059人まで減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると25年後の2045年（令和27年）の推計人口は1633人まで減少するとされています。

村では、令和7年度までに社会増減ゼロ、出生率2.07の実現を目標とし、2045年（令和27年）の人口目標を2200人程度とすることで、持続的な地域社会の構築を目指します。そのためには引き続き総合的な人口減少対策が重要であることから、5つの重点施策として定め取り組むこととします。

重点施策 1. 地域資源を活かした新たな雇用の創出

現状と課題

農林水産業に共通してみられる1次産業の状況としては、高齢化、後継者・担い手不足等による生産量の減少が課題となっていることから、民間、第三セクター、産業団体が連携して担い手の育成、加工・販売の取り組みを進める必要があります。

商工業でも、小売業など小規模事業者における後継者不足、事業継承が課題となっています。また、比較的規模の大きな製造業や建設業においては、復興需要後を見通した事業の展開が必要となっています。

取り組み方向

1次産業の担い手確保・育成や経営の強化、高付加価値化に向けた具体的な取り組みの集中支援、デジタル技術の活用などにより、各産業分野における収益向上と雇用機会の創出を目指します。

観光振興においては、推進体制づくりや関連事業者に対する支援及び新型コロナウイルス感染症対策の取り組みを進めます。また、第三セクターの経営強化や移転リニューアルした道の駅たのはたを中心とした商品開発及び産業間連携に取り組むとともに、商工業者の持続的な経営と新規起業者等への支援を拡充し、地域雇用の創出を目指します。

具体的な施策・事業

①1次産業後継者育成事業

1次産業従事者（OB含む）が、意欲がある者を対象に、技術・ノウハウを継承する取り組みを支援します。

[具体的な取り組み]

- 1次産業の担い手の育成と確保対策の推進
- 新規就農者支援のための実践研修制度の充実
- 村の特産品ブランド化の検討と栽培の推進
- 産地づくりに向けた振興野菜生産拡大の推進
- 水産の生産振興に向けた採介藻生産拡大の推進
- 栽培漁業の推進
- U・I・Jターン受け入れの取り組みと連動した意欲ある方の呼び込みの推進
- デジタル技術など新たな1次産業技術の導入検討

②特産品開発・PR推進事業

村産品を活用した特産品開発と生産体制の構築を進めます。

[具体的な取り組み]

- 道の駅たのはたを軸とした商品企画・試作・テスト販売等による特産品開発
- 村内における村産品加工の推進
- 新たな販路開拓に向けた商談会への参加、物産展等での販促・販路開拓
- 情報発信、商品企画提案、業務用需要に対する営業活動
- 6次産業化推進協議会と連携した事業推進
- 地域ブランド育成の推進
- 生産者支援の強化

③観光推進体制の強化

アフターコロナを見据え、本村の恵まれた自然とその豊かな恵みを受ける1次産業との連携による観光商品の開発・実施に取り組み、情報発信を強化します。観光客の入込数を増やし、観光関連事業者の経営改善を図ります。また、各種観光プログラムの開発に合わせて、観光施策を強力に推進していくため、従来の組織体制の見直し検討を行います。

[具体的な取り組み]

- アフターコロナを見据えた新たな観光商品の開発
- 観光推進体制の強化
- おもてなしの村づくりの推進
- 体験型観光の推進
- 観光客誘致宣伝活動の推進
- 教育旅行誘致活動の推進

・ジオツーリズムの推進
・宮古広域及び久慈広域との連携による誘客

④第三セクターの経営強化

雇用機会創出に向けた経営改革、新事業の展開などを目的に、地元金融機関や関係機関と連携し、第三セクターの経営強化を図ります。

[具体的な取り組み]

・経営改善計画策定、実施に対する支援
・職員のスキルアップに向けた外部研修への派遣、OJTの実施
・人材の育成及び確保

⑤企業誘致活動及び起業支援

企業の地方移転需要の高まりを捉えた企業誘致環境整備を検討します。また、新規起業や新分野への事業展開を図る地元企業への支援を拡充します。

[具体的な取り組み]

・サテライトオフィス等の環境整備
・高速通信回線を活用した地域情報化の推進
・中小企業振興支援の推進
・起業化の促進
・ネット販売の推進

■重要業績評価指数(KPI)

区　分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
起業・創業者数(者)	1	1	1	1
新商品の開発(商品化)数(件)	5	5	5	5
体験観光者数(人/年)	5,000	5,300	5,600	6,000
道の駅たのはたの利用者数(人/年)	300,000	300,000	300,000	300,000
道の駅たのはたの売り上げ(万/年)	13,000	13,300	13,600	13,900

重点施策 2. 地域を支えるU・I・Jターンの促進

現状と課題

これまで、役場担当課による情報発信、相談・受付や各地区における個別対応により移住者を受け入れてきましたが、住居、仕事、子育て環境など、包括的な支援が必要とされています。

また、移住者を受け入れる住居の確保及びニーズを理解して相談に応じる体制が求められています。

取り組み方向

本格的な移住(U・I・Jターン)の受け入れに向けて、住居の確保や担当者の配置による窓口の整備に取り組みます。

また、本村の特色である体験型観光をより強力に推進する事で、交流人口の増加、田野畑村ファンの創出及び関心層の掘り起しと拡大を図ります。

各地区においては、村外との交流機会を拡大し移住受入機運の醸成を図り、地域の魅力を磨くとともに、外部への情報発信を充実させ、関係人口の拡大を図ります。

具体的な施策・事業

①U・I・Jターン受け入れ環境の整備

田野畑らしい暮らし、働き方等の情報発信に取り組みます。また、外部交流窓口の一本化を図り、村出身者、村にゆかりのある方、民間企業、交流・友好都市、大学等との連携及び調整の円滑化を図ります。地域おこし協力隊等の制度を活用し、移住者を積極的に呼び込みます。

[具体的な取り組み]

・移住支援相談員の配置(役場内に相談窓口を開設)
・外部交流窓口の一本化
・移住相談ワンストップ窓口の設置(各種支援制度の情報提供)
・地域おこし協力隊等の制度活用による移住者の呼び込み

②居住環境の向上

空き家修繕費補助の充実など居住環境向上に取り組みます。移住支援は、移住後もフォローを継続し、定着率アップを目指します。

お試し移住体験として、数日～数カ月の生活体験用住宅を用意して、村の暮らしを体験して頂く機会を提供します。また、インターンシップの受け入れ先を確保し、求める人材の条件を明示して発信します。体験を通じて双方が適不適の判断をすると共に、つながりをより深めるマッチングを進めます。

[具体的な取り組み]

・村営住宅の整備など住環境の向上
・定住用住宅の確保及び修繕等の補助の拡充
・居住環境の向上(浄化槽設置、水洗化の普及等)
・お試し移住体験(たのはた生活体験モニター)の実施
・インターンシップの実施

③観光推進体制の強化(再掲)

アフターコロナを見据え、本村の恵まれた自然とその豊かな恵みを受ける1次産業との連携による観光商品の開発・実施に取り組み、情報発信を強化します。観光客の入込数を増やし、観光関連事業者の経営改善を図ります。また、各種観光プログラムの開発に合わせて、観光施策を強力に推進していくため、従来の組織体制の見直し検討を行います。

[具体的な取り組み]

・アフターコロナを見据えた新たな観光商品の開発
・観光推進体制の強化
・おもてなしの村づくりの推進
・体験型観光の推進
・観光客誘致宣伝活動の推進
・教育旅行誘致活動の推進
・ジオツーリズムの推進
・宮古広域及び久慈広域との連携による誘客

④田野畑村の魅力情報発信の強化

村への関心度を高めるため、観光・なりわい・伝統文化等、地域の魅力について戦略的に情報発信を行います。

[具体的な取り組み]

・イメージ戦略の検討
・若者による情報発信PRの媒体づくり
・首都圏の「移住フェア」への参加
・SNSを活用した情報発信

■重要業績評価指数(KPI)

区　分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
U・I・Jターン者用住宅確保戸数(戸)	1	1	1	1
U・I・Jターン者数(人)	40	40	40	40
ふるさと納税寄附者数(人/年)	500	550	600	650
村ホームページアクセス数(千回/年)	500	500	500	500

重点施策 3. 結婚・出産・子育て環境の支援

現状と課題

平成30年度から年間の出生数が10人程度まで減少しており、少子化を止めることができていません。保育料や医療費助成制度の拡充など子育て支援の充実を図ってきましたが、義務教育までは村内で、その後は外へ出て行くという流れも目立っています。

子育て世帯に対する支援策は他自治体に先行して充実させてきましたが、村内外への情報発信が課題となっており、その充実に取り組む必要があります。

教育面では、小中連携教育を通して、心身の成長や学びの連続性確保等に取り組んでいますが、多様な学習機会の不足が課題として挙げられます。

取り組み方向

結婚・出産・子育て環境のさらなる向上のため、子育てや教育に係る経費助成の維持・強化、保育環境の改善、小中学校の学習環境の改善に取り組むことにより村内居住を促進し、子育て環境を理由に離村することがない状況を目指します。

また、村内在住での出生から高校生までの医療費助成を継続し、負担の軽減を図ります。

小中学生及び高校生を対象に、多様な学習機会の創出による学力向上を図っていきます。

U・I・Jターン施策と連動し、村の子育て支援制度について積極的にPRします。

具体的な施策・事業

①出産・子育て支援策の充実

[具体的な取り組み]

・妊婦健診無料化・不妊治療への助成
・出産の負担に対する軽減策の検討
・里帰り出産への支援
・乳幼児から高校生を対象とした医療費無料化の継続
・保育所・児童館の利用料無料の継続
・子育て世帯へのケア、サポート体制の強化
・保育サービス向上の推進(保育園・児童館の統合検討)
・幼少中連携教育の推進(ICT環境の充実、異文化交流の推進等)
・教材費の一部助成(小中学校)
・発達発育・思春期支援活動の推進
・地域における子育て支援活動の推進
・奨学金制度拡充の検討
・経費助成等子育て情報の発信

・子育てと就労が両立できる環境づくりと支援
・子育て支援制度の情報発信

②若者交流イベント等の開催

同世代で交流する機会を創出するため、イベントや異業種間交流等を開催する。

[具体的な取り組み]

・出会いの機会として若者交流イベントの企画、実施
・漁業や農業に関心を持つ女性向けイベントの実施
・“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i−サポ」の利用促進

■重要業績評価指数(KPI)

区　分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
保育所・児童館入所希望者充足率(%)	100%	100%	100%	100%
奨学金利用件数(件/年)	3	3	3	3
出生者数(人/回)	10	10	10	10

重点施策 4. 地域づくり・地域コミュニティの充実

現状と課題

昭和40年代より旧6小学校区において地域づくり計画を策定し、地域活動が行われてきましたが、高齢化に伴う地域活動の担い手不足も生じており、新たな支援が求められています。

今後、移住(U・I・Jターン)を進めるには、地域の魅力と活力を高め、住みたくなる村・子育てしたくなる村づくりを進めていく必要があります。

取り組み方向

魅力と活力を高めていくため、各地区における活動の促進、地域を再発見する「地元学」活動の推進など、具体的な実践活動を通じ、地域づくり計画の具現化及び後継者の育成を図る必要があります。活動を通して、地域課題の解決に向けた話し合いと実践を積み重ねながら、将来を見据えた地域づくりの方向性を検討していきます。

モデル地区を設定し、地域づくり実践活動(祭り、伝統芸能等)の集中支援を行い、地域の魅力向上につなげるとともに、支援ノウハウ・成果を他地域へ波及展開させることを検討します。また、集落の文化や1次産業従事者の情報など、地域の魅力の外部発信を支援します。

各集落を支える生活サービス及び公共交通サービスの維持・改善を図ります。

具体的な施策・事業

①地域づくり実践活動への支援

[具体的な取り組み]

・村内6地区における主体的な地域づくり実践活動の展開及び情報発信
・地域コミュニティと行政の連携体制の再構築
・モデル地区と実践活動への集中支援(中間支援機能の創設や外部支援者の派遣等)
・きれいな村づくり、花いっぱい運動の推進(美しい景観づくり)
・ご近所見守り・訪問による助け合い活動の推進
・協働のむらづくり、結いの地域づくりの推進(除雪等)
・地域協働隊職員制度運用の強化
・地区活動に関する情報交換の場づくり
・遊休施設や空き家を活用した活動の場づくり
・伝統芸能伝承活動の推進
・民俗資料館の史料整備の推進

②集落圏ネットワークの形成検討

各集落を支える生活サービスや地域活動をつなぐため、村内中心部(役場、道の駅、金融機関等立地地区)と各地区の交通体系の充実を図る。

[具体的な取り組み]

・総合バス運行の推進
・予約運行交通と乗合観光タクシー運行の推進
・三陸鉄道安定経営対策の推進

■重要業績評価指数(KPI)

区　分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
地域づくり実践活動(協働のむらづくり補助等の活用)(件/年)	5	5	5	5
地域情報の発信件数(地区)	2	3	4	5

重点施策 5. 広域圏及び多様な協力・連携の推進

現状と課題

本村では平成10年代の市町村合併が推進された時期において「当面自立」の道を選択しています。一方、就労、子育て、医療や教育など、村単独では十分に対応できない課題が少なくないこと、三陸沿岸道路の開通による生活圏の拡大等から、近隣市町村との連携強化が重要になっています。

また、行政サービスの多様化が進む中、民間のノウハウ・活力が求められており、行政のみならず官民連携についても取り組んでいく必要があります。

現状と課題

連携すべきテーマや課題に応じて連携相手やエリアを設定し、協力・連携に向けた取り組みを目指します。

現状と課題

①広域連携の検討

「医療」、「観光」、「雇用」、「交通」等、テーマや課題に合わせて、広域連携による相乗効果が見込まれる施策について、関係市町村と検討する場を設け、広域的な協力・連携を推進します。

②官民連携の検討

[具体的な取り組み]

・救急医療体制や地域包括ケアシステムの構築
・近隣市町村と連携した広域観光の推進
・広域的な連携による雇用環境の確保
・広域的な道路整備の推進
・公共交通の確保及び利便性向上
・官民連携事業の検討及び施行

■重要業績評価指数(KPI)

区　分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
連携事業数(事業)	1	1	1	1

2) 領域別課題と主な施策

豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります

目指すべき将来像
Ⅰ 環境

基本目標(領域別)
1 環境保全

人と自然が豊かにふれあえる地域づくりを推進します

基本方針(項目別) (1)【自然環境】
優れた自然環境を適切に保全し、次世代に継承します

現状と課題

本村は、北山崎や鵜の巣断崖など三陸復興国立公園を代表する優れた海岸美を有し、緑濃き山林原野など、豊かな自然に抱かれています。この豊かな自然は先人たちが大切に守り育ててきた財産であり、シロバナシャクナゲや希少動植物の保護活動に加え、継続的に自然環境の保全に努めながら、良好な状態で次代に継承しなければなりません。また、村土の約9割を占める山林原野は、自然景観の形成や水源涵養、洪水防止など多面的機能を有しており、これらの観点からもその適切な管理・保全を図る必要があります。

令和元年6月には、本村を含む青森県八戸市から福島県相馬市までの約1,000キロを超える長距離自然歩道のみちのく潮風トレイルが全線開通し、多くのハイカーに親しまれています。

幼児期から自然と触れあう機会や環境教育を充実し、自然を大切にする心を育む必要があります。

ごみのポイ捨てや不法投棄は依然として後を絶たないことから、さらなる意識の向上と啓発など、環境保全に対する取り組みの充実と強化が求められています。

取り組み

三陸復興国立公園や豊かな自然資源の保全のため、北山崎や鵜の巣断崖を中心としたパトロールにより、動植物等の保護と利用者の指導に取り組みます。

みちのく潮風トレイルや三陸ジオパーク等の体験型イベント等での環境保全活動や地域組織や産業団体による定期的な清掃活動を推進します。

希少動植物の生息調査に基づく適正な保護活動の他、安全で安定的な水資源の確保を図るため、豊かな森林資源を保全するとともに、人の健康に害を及ぼす化学物質などによる汚染がないように河川の水質を定期的に調査します。

ごみのポイ捨てや不法投棄防止の強化を図ります。

主な施策

きれいな村づくりの推進、環境保全活動の推進、
環境教育の推進、自然公園保護管理活動の推進

目指すべき将来像
Ⅰ
環境

基本目標（領域別）
1
環境保全

人と自然が豊かにふれあえる地域づくりを推進します

豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります

基本方針（項目別） (2)【景観形成】
自然環境と調和した農山漁村の景観づくりを進めます

現状と課題

北山崎をはじめとする美しい自然景観の保全や、地域の文化や特性を生かした魅力的な景観の形成が求められます。

三陸復興国立公園内に位置し、令和元年度に全線開通したみちのく潮風トレイルのルートでもある村内沿岸部の景観は、多くの観光客を魅了しています。また、東日本大震災の津波被害後に復旧した机浜番屋群は、漁村風景を生かした体験型観光の拠点となっています。

1年を通じて美しく潤いのある景観を形成するために、住民や地域、行政が一体となって取り組む必要があります。

沿道花壇は主に自治会が中心となって適正な維持管理が行われてきましたが、高齢化の進展により作業が困難になりつつある地域もあり、今後のあり方を検討する必要があります。

取り組み

北山崎や鵜の巣断崖をはじめとする美しい海岸美の景観保全に努めるとともに、環境教育の充実を図ります。

地域と行政の協働により、沿道花壇の手入れ、沿道や空き地の草刈り、適切な除雪などを行い、農山漁村と調和した景観づくりを推進します。

村民総参加による一斉清掃を継続実施するとともに、地域の自主的な清掃活動を促進します。

潤いのある景観をつくるため、花苗の配布などにより花いっぱい運動を推進します。

廃棄物の不法投棄防止やごみのポイ捨て防止を推進し、ごみのない道路や景観づくりに努めます。

主な施策

きれいな村づくりの推進≪再掲≫、花いっぱい運動の推進

基本方針（項目別） (3)【地球温暖化防止】
環境に負荷の少ない生活や事業活動を推進します

現状と課題

地球温暖化、海洋汚染、森林破壊など、環境問題は私たちの生活にさまざまな悪影響を及ぼす可能性が指摘されており、全人類の課題として取り組む必要があります。

中でも地球温暖化は、電気や石油などの消費により発生する温室効果ガスが主な原因となっていることから、生活や事業活動を見直して排出量を減らすことが必要です。

村民一人一人が日常の生活の中でできることから環境保全に取り組み、次世代に継承できる持続的な社会を目指す必要があります。

平成27年度から、村内13の公共施設等を対象にICTを活用したエネルギーマネジメントシステムを運用しています。

取り組み

村民一人一人が節電や節水、環境に配慮した製品の購入など、省エネルギー活動等の取り組みを進めます。

アイドリングストップの励行や急発進・急加速の禁止などエコドライブを促進します。

本総合計画を環境基本計画として位置付け、本村の望ましい環境の実現を目指します。

主な施策

環境保全活動の推進、ごみ減量化の推進

目指すべき将来像
Ⅰ
環境

基本目標（領域別）
1
環境保全

人と自然が豊かにふれあえる地域づくりを推進します

目指すべき将来像
I
環境

基本目標（領域別）
2
生活環境

快適な生活環境づくりを推進します

豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります

基本方針（項目別）(1)【ごみ・し尿処理】ごみ排出量削減の取り組みを促進します

現状と課題

限られた資源を有効に活用し、環境への負荷を減らすため「資源循環型社会」への転換が求められています。

村民1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、県や宮古地区広域市町村平均を下回っていますが、さらなる排出抑制のため、ごみの分別の徹底、ごみを増やさない生活様式の見直しといった意識啓発が必要です。

広域行政組合のごみ処理費用負担金は、各市町村の搬入量に応じた負担割合となっているため、搬入量の削減に努めなければなりません。特にも生ごみの大半は水分であるため、水切りの徹底が求められています。

沿道の美化のために春と秋の年2回行われる村内一斉清掃は、住民活動として定着し、ポイ捨て防止にも寄与しています。

取り組み

消費活動の見直しや生ごみの水切り徹底など、ゴミ減量化のための周知・啓発を行います。

環境マナー向上のため、ごみ出しルールの周知やポイ捨て禁止についての意識啓発を行います。

環境美化活動の啓発を積極的に展開し、全村での取り組みと村民個々の自主的な活動を推進します。

生活環境の美化向上を図るため、村内一斉清掃を実施します。

資源ごみ集団回収に奨励金を交付します。

主な施策

きれいな村づくりの推進≪再掲≫、

ごみ減量化の推進≪再掲≫

基本方針（項目別）(2)【上下水道】上下水道等の普及促進と整備率向上を図ります

現状と課題

上水道は、生活や産業活動に欠くことのできない重要な施設であり、安全で安定的に供給しなければなりません。令和2年度末の上水道の給水人口は2,444人、普及率は77.0%となっています。

令和2年度の有収率（有収水量／総配水量）は58.0%となっており、既存施設の老朽化が顕著となっています。簡易水道会計の収支改善を図るため、漏水調査と修繕の促進による有収率の向上を図る必要があります。

自然環境や河川・海洋水質の保全を図り、快適な居住環境を確保するため、排水を処理する施設の普及促進が求められています。

排水処理施設が整備されている地域の水洗化率は78%（令和2年度末）となっており、施策の効果が順調であることが見受けられ、水洗化対策事業の継続が望まれます。

合併処理浄化槽設置への村費かさ上げ補助を行うなど普及促進に努めてきた結果、浄化槽の普及率が28%と順調に普及してきています。

これまで努力義務であった下水道事業（特定環境保全公共下水道事業、漁業集落排水事業）、簡易水道事業の法適化については、新たなロードマップによる総務省大臣からの要請を受け、令和6年3月末までに「公営企業会計へ移行」が決定しており、その対応が必要です。

取り組み

上水道の施設整備は、安定した水源の確保を図るとともに、施設も老朽化していることから計画的な施設の改修や加入促進に努めます。

下水道などの汚水処理施設整備地区については、加入率とトイレ水洗化率の向上に努め、快適で衛生的な居住環境の向上を図り、河川や海洋の水質保全に努めます。また、今後老朽化を迎える各汚水処理施設において、漁業集落排水事業については機能保全計画に基づく保全工事、特定環境保全公共下水道事業についてはストックマネジメント事業による計画的保守を実施し、適切な維持管理に努めます。

未整備地区については、引き続き合併浄化槽設置に対する補助を行い、普及促進に努めます。また、合併浄化槽設置による排水処理を促進するため、放流先となる道路側溝の整備を推進します。

令和6年度からの3特別会計企業会計法適化に向け、組織体制の構築、減価償却費の算定に必要な資産調査・資産台帳の作成、会計システム導入について取り組みます。

目指すべき将来像
I
環境

基本目標（領域別）
2
生活環境

快適な生活環境づくりを推進します

目指すべき将来像
Ⅰ
環境

基本目標（領域別）
2
生活環境

快適な生活環境づくりを推進します

豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります

主な施策

簡易水道施設整備の推進、専用水道施設整備の推進、浄化槽設置の推進、下水道施設の及び排水処理施設の長寿命化、公共下水道等接続水洗化の推進、公営企業会計法適化の推進

豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります

目指すべき将来像
Ⅰ
環境

基本目標（領域別）
2
生活環境

快適な生活環境づくりを推進します

基本方針（項目別）

(3)【住宅・公園】憩いのある住居環境や公園づくりを進めます

現状と課題

公営住宅等長寿命化計画に基づき、村民の住環境向上を図るため、老朽化した村営住宅及び定住促進住宅の建替えや改修等の整備を進めています。

応募戸数に対し入居希望が上回ることもあり、住宅整備と合わせて災害公営住宅の一般化を行い対応しています。

木造住宅の耐震改修に対して支援を行っていますが、利用が少ない状況にあります。

思惟大橋コミュニティ公園は、憩いを求める村内外からの家族連れなどでにぎわっており、公園の安全で快適な維持管理が求められています。

取り組み

村営住宅及び定住促進住宅の適正な整備及び管理を行います。

定住促進住宅については、交通網の整備による需要を見込みながら既存ストックの活用を図ります。

思惟大橋コミュニティ公園が安全に利用できるように管理するとともに、利用者に快適で安らぎのある空間を提供できるように努めます。

主な施策

村営住宅整備の推進、定住促進住宅整備の推進、木造住宅耐震改修の推進、思惟大橋コミュニティ公園の適正な維持管理

目指すべき将来像
Ⅰ
環境

基本目標（領域別）
3
エネルギー

持続可能なエネルギー導入を推進します

豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります

基本方針（項目別）
(1)【エネルギー】
再生可能エネルギーの導入を進めます

現状と課題

2020年（令和2年）、国は2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。これに向けて、温室効果ガス排出の8割以上を占めるエネルギー分野の取り組みが特に重要とされており、国はグリーン成長戦略を定め総力をあげて取り組むこととしています。

石油や石炭などの化石燃料は、現在私たちの生活になくてはならないエネルギーですが、大量消費による枯渇の懸念や、地球温暖化が進行する原因となるため、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を進める必要があります。

また、本村においては東日本大震災時に長期間にわたり停電になったことから、非常時においても一定のエネルギーを賄えるシステムの構築が求められています。

しかし、村内における再生可能エネルギーの普及は進んでいるとは言えず、依然として従来の電力供給システムや化石燃料等の枯渇型エネルギーに頼っている状況です。

本村は豊富な森林資源を有し、エネルギーの地域内循環の大きな可能性を秘めています。

効率的で環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に向け、再生可能エネルギーの普及、エネルギー自給率の向上及び村民の環境に対する意識の高揚を図る必要があります。

取り組み

公共施設における再生可能エネルギーの積極的利用を推進します。

住宅・事業所への再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギー自給率の向上を図ります。

住宅における再生可能エネルギー設備設置費用の補助制度により導入経費を支援します。

木質バイオマスエネルギーの導入検討を行います。

主な施策

住宅用再生可能エネルギー設備導入費の支援
公共施設への再生可能エネルギー導入推進
木質バイオマスエネルギー導入検討

安全で活き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
1
保健

心と体の健康づくりを推進します

基本方針（項目別）
(1)【健康づくり】
心のケアの充実と生活習慣の改善・食育推進を図ります

現状と課題

東日本大震災以降、生活形態に変化が生じたことが、食生活の乱れや運動不足等に繋がっており、血圧、肥満、LDLコレステロール値の高い人が増加傾向にあります。

元気で長生きし、豊かな人生を送るため、自分の健康は自分で守るという健康意識の向上をさらに図る必要があります。

適切な運動は生活習慣病の予防などに有効であるほか、高齢化の進展による寝たきりや認知力の低下等を防ぎ、健康の維持・増進に大きな役割を果たすことが知られています。

ウォーキングなど日常生活の中に意識的に運動を取り入れている人たちも増えていますが、まだ少ない傾向です。加えて基本的な生活習慣や食習慣を理解し実行している人も同様に少ない傾向です。

個々のライフスタイルや価値観が多様化し、偏った食生活による生活習慣病が増加しています。生涯を通じた食育活動が重要です。

村民一人一人が自ら健康を守るため、疾病の予防と早期発見する保健事業の推進と、村民の健康意識の啓発が必要です。

取り組み

健康増進法による「健康日本21」及び「健康いわて21プラン」に基づき、健康寿命の延伸のため、適切な運動と身体活動、基本的な食習慣を身に付ける健康教育を行います。併せて、若い世代によい食習慣を身につけることが重要なことから、各世代に合わせた栄養指導、栄養相談を行います。

加齢による体力低下を防ぐために村民の健康状態に応じた保健指導を行い、より健康的な生活を送り、元気で長生きする高齢者の増加に努めます。

健康に対する意識啓発を推進するために健康相談を開催します。

震災の教訓を生かしながら、状況変化に応じた心身のケアを行います。

こころの健康問題に関する相談や普及啓発活動などの取り組みを促進します。

本総合計画を食育基本法（第18条）に基づく「田野畑村食育推進計画」として位置付け、保育施設や学校等関係機関と連携して子どもの食育を推進し、家庭への波及も図ります。

地産地消や郷土料理の伝承を継続します。また、食品ロスなどの環境問題にも取り組みます。

主な施策

生活習慣病予防活動の推進、運動による健康づくりの推進、栄養指導、
栄養相談・健康相談の開催、こころの健康づくり推進、食育の推進

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
1
保健

心と体の健康づくりを推進します

安全で活き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針（項目別）(2)【母子保健】子どもを健やかに産み育てる環境をつくります

現状と課題

母子ともに健康で健やかに成長できる環境の整備と充実が求められています。

妊婦が定期的に健診を受け、安心して出産ができるよう、妊婦健診を14回まで公費負担しています。また、子どもを希望しながらも恵まれない夫婦に対し、特定不妊治療費及び一般不妊治療費の一部を助成しています。

子どもの誕生と健全な育成を資して、30万円のエンゼル祝い金を支給しています。

出産後の産婦に対しては、健康確保と経済的負担を軽減するため、産婦健康診査費用の一部を公費負担しています。

新生児に対しては、聴覚異常の早期発見・療育を図るため、新生児聴覚検査費用の全額を助成しています。

子どもを安心して健やかに育てられるよう、高校生までの医療費を無料化し、子育て中の親の負担軽減を図っています。

社会環境の変化による育児不安を解消するため、発育発達や栄養に関する相談指導を行っています。

少子化の進展により、近所に乳幼児を持つ親が少ないことから、仲間づくりなど育児をサポートする体制の強化が求められています。

取り組み

特定不妊治療費及び一般不妊治療費の助成を行います。

乳幼児健診を充実し、月齢・年齢に応じた発達発育を確認するとともに保健指導を実施し育児支援を行います。

令和4年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。

主な施策

妊産婦の保健活動の推進、乳幼児の保健活動の推進、
発達発育・思春期支援活動の推進、衛生教育の推進
エンゼル祝い金の支給

基本方針（項目別）(3)【成人保健】健康診査の受診率向上を図ります

現状と課題

村民の老衰以外での死亡原因は、がん、脳血管疾患、心疾患が多く、日常の生活習慣から病気の発症へと至ります。

また、高血圧、高血糖の傾向が高く、どちらも無症状で経過し、重症化すると命の危険を伴う合併症を起こす可能性があります。

平成22年度に健診方法を地区巡回型に変更したことにより、がん検診受診率が上昇しましたが、東日本大震災後受診率が低下し、現時点でも平成22年度の水準には達していません。

一方で、がん検診無料クーポン券の配布をきっかけに、初回受診者は増加傾向にあります。

元気で長生きし、豊かな人生を送るためにも、自分の健康は自分で守るという健康意識のさらなる向上を図る必要があります。

若い頃からの生活の乱れが、中高齢になって疾病を引き起こしがちなことから、生活習慣の改善を心掛け、定期的に健康診査とがん検診を受診することにより、自分の健康状態を把握し、病気の早期発見・早期治療につなげ、重症化を防ぐことが重要です。

生活習慣病は、重篤な病気を引き起こす要因となっていることから、発症の予防が求められ、保険者ごとに特定健康診査・保健指導を実施しています。

取り組み

健康診査やがん検診の受診率向上に努め、疾病の早期発見・早期治療により働き盛り世代の早世(若死に)を防ぎます。

特定健康診査等により生活習慣病予備軍となる対象者を抽出し、生活習慣病対策及び介護予防の保健指導を行い、重症化の予防に努めます。

総合的な保健事業を展開し、健康寿命を延伸することで、医療保険制度及び介護保険制度の安定的な運営を図ります。

主な施策

特定健康診査・特定保健指導活動の推進、各種がん検診等の推進、
病気の早期発見・早期治療活動の推進、健康教育の推進

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
1
保健

心と体の健康づくりを推進します

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
1
保健

心と体の健康づくりを推進します

安全で活き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針（項目別）(4)【歯科保健】
虫歯と歯周病の予防意識向上に努めます

現状と課題

本村では、ブラッシング指導やフッ化物洗口、シーラント充てんなどの歯科保健活動の成果により、12歳児の永久歯1人平均虫歯本数は1本以下で、県下でも群を抜いて虫歯の数が少ない状況となっています。

乳幼児に対しては、3歳以前に虫歯になる子どもが発生しないよう、個別歯科相談を実施し、乳歯の虫歯予防対策を講じています。

成人から高齢者に対しては、歯周疾患の罹患やそれに伴う歯の喪失が起こり、生涯を自分の歯で過ごせる人が少ない状況にあります。対策として、歯周病健診の受診勧奨を行っていますが、受診率が低い状況です。

児童生徒の良好な口腔衛生状態の水準を維持しつつ、成人から高齢者まで口腔に関心を持ち続けるよう長期的な取り組みの推進が求められています。

取り組み

乳幼児の個別歯科指導を継続して行うとともに、関係機関と連携を図りながら虫歯予防活動を行い、子育て中の両親、祖父母にも口腔衛生に対して理解を深めてもらい、虫歯予防意識の向上を図ります。

児童生徒に対しては、フッ化物洗口、シーラント充てんを継続して行いながら、口腔衛生の指導等も保育園・児童館・学校と協力しながら行います。

成人から高齢者に対しては、生涯自分の歯で食べられる健全な口腔状態を維持するため、虫歯予防のほか、歯周疾患の歯科保健指導や健康診査を通じて自分の歯を失わないための方策や早期治療を働きかけ、啓発普及に努めます。

主な施策

乳幼児の個別歯科保健活動の推進、歯周病唾液検査活動の推進、
幼児・児童・生徒の虫歯予防活動の推進

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
1
保健

心と体の健康づくりを推進します

基本方針（項目別）(5)【感染症対策】
各種予防接種の接種率を向上させます

現状と課題

感染症対策は、個々の予防対策に重点を置いています。

予防接種は、保護者が接種の必要性を理解し自ら進んで接種するとされていることから、対象疾病の特性や有効性を説明したうえで接種を行っています。しかし、種類によっては接種機会が限られているなど、保護者の意思や都合で接種率の低下に影響している予防接種があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、さまざまな活動が制限され、生活の多面に影響を与えています。

今後、新たな感染症の発生も考えられることから、基本的な感染症対策のほか、正しい知識の普及啓発に努める必要があります。

取り組み

感染症に対する正しい知識の情報提供を行い、疾患の発生や集団感染を防ぎます。

経済的負担の軽減及び健康の保持増進を図るため、満1歳以上で接種日に村に住所がある人を対象に、インフルエンザワクチンの接種費を助成しています。

予防接種の必要性を村民が理解し、積極的に予防接種を受けるよう啓発します。

予防接種による村全体の免疫水準を維持するため、接種機会を安定的に確保します。

主な施策

各種予防接種の接種推進、
感染症に関する意識啓発活動の推進

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
2
医療

「病診連携」による広域医療体制を強化します

安全で活き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針（項目別）
(1)【医療】
1次医療サービスの充実を図ります

現状と課題

医科診療所では、外来診療、訪問診療、学校・職域健診、各種予防接種事業が行われています。

介護保険サービスの提供とともに、高齢者の多様な医療ニーズに対応したきめ細かな医療体制が求められています。

救急医療や専門科による高度医療を提供する県立病院などとの「病診連携」による広域医療支援体制の充実と強化が必要です。

県保健医療計画により、県立病院や高度救命救急センターへの救急患者搬送への時間が大幅に短縮され、重症患者の救命率向上につながっています。

歯科診療所では、外来診療、訪問診療に加えて、乳幼児・妊婦・母子・学校・成人・高齢者歯科保健事業などのサービスが行われているほか、学校歯科健診など、さまざまな健診事業も行われています。

また、日中の診療時間帯に通院困難な方のニーズに対応するため、1カ月に2回、夜間診療が行われています。

取り組み

1次医療サービスの充実を図るとともに、近隣の中核病院との病診連携により広域医療体制の強化を図ります。

保健、社会福祉事業との連携を強化しながら、効果的な医療サービスの提供を図ります。

岩手医科大学医学部・歯学部・県立病院の研修医等を積極的に受け入れるほか、岩手医科大学医学部・歯学部の学生の地域医療実習も受け入れていくとともに、岩手県国民健康保険団体連合会が実施している市町村医師養成事業に継続的に参加します。

訪問診療や訪問歯科診療を実施し、高齢者が住み慣れた自宅で安心して療養生活が送れるように支援を進めます。

主な施策

医科　訪問診療の推進、市町村医師養成対策の推進、
歯科　訪問歯科診療の推進、市町村医師養成対策の推進、夜間診療

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
3
福祉

誰もが幸せに暮らせる「結いの社会」をつくります

基本方針（項目別）
(1)【児童福祉】
自然と人の絆が育む子育て環境を推進します

現状と課題

子ども一人一人が心身ともに健やかに成長できるように、地域社会全体での子ども・子育て支援が求められています。

本村では、保育園及び児童館での未就学児の保育を実施していますが、少子化により1クラスあたりの児童数が減少しています。

放課後児童クラブを小学校敷地内に施設整備し、学童保育事業として実施しています。

また、子育てにおける悩みや不安等の相談対応や、子育て全般に関しての情報提供など、保護者に寄り添った子育て支援を行っています。

共働きや核家族化といった子育て環境の変化などによる保護者の育児不安の増加や、児童虐待に対する社会の関心の高まりなどを背景に、児童虐待対応件数が岩手県内で大幅に増加しています。

取り組み

保育所、児童館、放課後児童クラブで充実した保育に努めます。

令和5年度に保育園と児童館を統合して保育所型認定こども園を設置し、未就学児の保育を実施します。

令和4年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。

0歳から高校生までの医療費の無料化を継続します。

令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童虐待の早期発見や支援が必要な家庭への相談対応、再発防止に至るまで、関係者間と連携して取り組みます。

主な施策

乳幼児の保健活動の推進≪再掲≫、地域子育て支援活動の推進、
子ども・生徒医療費助成給付、保育サービス向上の推進、
児童虐待防止の連係強化

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
3
福祉

誰もが幸せに暮らせる「結いの社会」をつくります

安全で活き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針（項目別）
(2)【高齢者福祉】
住み慣れた地域で生活ができるよう支援します

現状と課題

高齢者福祉は、保健事業と協力し寝たきりや介護を必要としない元気高齢者を増やすための施策の展開が必要です。

現在村内には3つの高齢者福祉施設がありますが、施設利用のみではなく、在宅での生活を送るためのサービスの充実や介護予防の更なる推進が必要です。

村内全域で高齢化が進み、地区活動や集まりなどへの参加が難しくなっている人もいます。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、外出や活動を自粛することにより、さらに活動量の低下が懸念されています。

運動不足、栄養不足、閉じこもりが原因の要介護状態は日ごろの心掛けで予防することができます。元気ではつらつとした高齢者を増加させるため、予防知識の普及を図りながら、高齢者の生きがいづくりと社会参加を充実させることが求められています。

また、高齢化社会が進展する中、要援護高齢者や認知症の人たちが今後ますます増えることが想定されています。この対応策の一つとして、成年後見制度に対する理解を深めておく必要があります。

取り組み

元気高齢者対策として、社会福祉協議会やシルバー人材センター等と連携を図り、生きがいづくりと社会参加を推進し、知識や経験と技能を生かした地域活動の参加や就労の機会づくりを行います。

認知症や寝たきりにならないための介護予防知識の啓発を積極的に行います。

成年後見制度の普及と利活用に対し、宮古圏域成年後見センターと連携を図りながら必要な支援を行います。

虚弱高齢者及び要介護高齢者については、地域包括支援センターを中心とし、高齢者と家族状況に応じた相談対応や医療・介護・福祉の各種サービスが継続的に提供されるように支援します。

1人世帯・高齢者世帯に対しては、生活実態等を調査しながら日常生活に必要なサービスの構築や提供を支援します。

主な施策

介護予防事業の推進、介護保険による各種サービスの推進、
高齢者就労対策の推進、高齢者見守り訪問の推進、
高齢者の在宅安心生活サポートの推進、成年後見制度の普及推進、
地域包括支援センター活動の推進

基本方針（項目別）
(3)【障がい者福祉】
誰もが持てる能力を十分に発揮できる社会参加を支援します

現状と課題

障がい者が社会参加できる社会づくりが定着してきていますが、障がい者に対する偏見がいまだ残っています。

幼児期からのふれあい教育、ボランティア活動などの推進が求められています。

障がい者福祉は、障がいのある本人への理解や対応だけでなく、地域社会の一員として「共に生きる」という意識の向上が必要です。

取り組み

障がい者についての正しい知識の普及のため関係機関と連携した広報活動を行い、村民の理解を深めるとともに偏見差別の一掃に努めます。

障がい者が自立して生活していくため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供、多様な雇用の場の確保、関係機関との連携による情報提供などの支援を行います。

障がいの発生予防、早期発見、早期治療のため各種対策の充実を図ります。併せて障がいの多様化、重度化及び重複化に対応するため広域的連携体制の確保に努めます。

障がい者の権利擁護対策については、宮古圏域障がい者自立支援協議会と連携し、普及啓発を行います。

主な施策

更生医療給付の推進、在宅酸素療法患者への助成、
障害者総合支援法による各種給付の推進、身体障がい者対策の推進、
知的障がい者対策の推進、発達発育支援活動の推進≪再掲≫

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
3
福祉

誰もが幸せに暮らせる「結いの社会」をつくります

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
4
消防・安全

安全で安心で強くしなやかな地域社会をつくります

安全で活き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針（項目別）

(1)【消防・防災】
事前防災と住民の共働による防災活動を促進します

現状と課題

本村は、東日本大震災により甚大な被害を受け、また、震災から10年の間に2度の大型台風接近に伴う大雨災害を経験しました。

復旧復興事業では、住宅の移転団地造成事業や防潮堤整備、河川水門遠隔制御システム整備、津波避難路を整備したほか、防災行政無線デジタル化整備や気象観測装置の設置など防災に関わる情報収集機器の整備及び避難情報伝達機器の多重化等防災体制の充実強化が行われてきました。

今後は、日本海溝・千島海溝を震源とする地震・津波や地球温暖化がもたらす局地的な集中豪雨など、本村ではこれまでに経験したことのない最大のリスクにも対応していくために、事前防災の視点からハード整備と早期避難を軸としたソフト施策を組み合わせて強くしなやかで、住民の共働による防災活動を推進していくことが求められます。

消防関係機関は、宮古消防署田野畑分署を中心として、村消防団（1本部/4分団）・女性消防協力隊（3班）・婦人防火クラブ（6団体）・自主防災組織（3団体）が結成されており、各機関が平時から訓練を通じて連携を図り、住民に安全と安心を届ける防災活動を展開しています。

取り組み

最大のリスクに備えてハザードマップや避難計画の定期的見直しを図ります。

老朽化した消防自動車等の計画的な車両更新及び消防拠点施設の耐震化改修を進めます。

女性消防官のきめ細かな視点を消防防災活動に取り入れるため、中央防災センターに女性消防官仮眠室等を整備します。

土石流や河川氾濫危険箇所を把握し、治山・治水事業を推進します。また、土砂災害危険箇所の指定と住民への周知を行います。

住民に、早期避難を軸とした命を守る避難行動の周知を図るとともに、地域リーダーとなる防災士の育成を推進し、自助・共助による自発的な防災活動を促進します。

災害の種別に応じた迅速かつ適切な対応を図るため、総合的な防災訓練を実施します。

消防力の強化を図るため、消防団員の確保に努めるとともに、消防水利などの施設整備を促進します。

いざ発災したときに迅速かつ機動的な対応がとれるよう、避難所の指定拡充及び機能強化に努めます。

主な施策

ハザードマップや避難計画の定期的見直し、消防車両等更新の推進、消防拠点施設の耐震化整備の推進、女性消防官仮眠室整備の推進、治山・治水事業の推進、土砂災害危険箇所指定の推進、自主防災組織及び防災士の育成強化、総合防災訓練の実施、海岸保全施設災害復旧事業（繰越）の早期完成、消防団員の確保、消防水利の充足、避難所の指定拡充及び機能強化

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
4
消防・安全

安全で安心で強くしなやかな地域社会をつくります

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
4
消防・安全

安全で安心で強くしなやかな地域社会をつくります

安全で活き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針（項目別） (2)【安全】
犯罪と交通事故のない安全な地域社会をつくります

現状と課題

本村では、平成26年9月以降、交通死亡事故はゼロ件となっています。

【交通死亡事故ゼロ7年継続（2664日）県内第1位　令和3年12月31日現在】

しかし高齢者の関わる交通事故や、物損事故は根絶されておらず、悲惨な交通事故から尊い命を守る交通安全意識の向上が求められています。

幼児期から生涯にわたる交通安全教育の徹底と総合的な交通安全対策を推進し、交通事故を根滅することが求められています。

犯罪は悪質な訪問販売などだけにとどまらず、情報化社会の進展に伴う振り込め詐欺やネット関連の犯罪などその手口も巧妙化しており、電話などを巧みに利用した詐欺被害も村内で発生していることから、犯罪に巻き込まれない地域ぐるみの防犯対策と意識啓発が必要です。

取り組み

幼児から児童生徒、高齢者まで各年代にわたる交通安全教育を徹底するとともに、道路交通環境の整備を通じて、総合的な交通安全対策を推進します。

警察、交通指導員、交通安全協会、交通安全母の会などの連携を図り、飲酒運転の撲滅や高齢者の事故防止、シートベルトの着用徹底、夜光反射材の装着による歩行者の事故防止などのきめ細かな交通安全運動を推進します。

幼児や児童生徒、高齢者、障がい者に対応した歩道の整備や段差解消、道路標識の設置など、バリアフリーに対応した交通環境の整備を図ります。

万が一、交通事故に遭遇したときの備えとして、交通災害共済の加入を促進します。

村防犯協会が中心となり、村民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、地域安全活動を推進します。また、防犯に対する意識の高揚を図り、防犯連絡員と連携して、鍵かけの徹底や地域の見守り活動の実施など、住民による自主的な防犯活動の展開を促します。

関係機関との横断的な連携により、犯罪被害者救済対策の充実を図ります。

主な施策

季節毎交通安全運動の実施、鍵かけ運動や地域防犯見守り活動の展開、交通災害共済の加入促進、消費者救済対策の推進

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
5
定住促進

定住環境の充実を図ります

基本方針（項目別） (1)【定住・移住】
村の魅力を向上させ、人口減少率の低減を図ります

現状と課題

平成27年4月に3,667人だった村の人口は令和3年4月に3,175人と492人減となりました。平成30年度からは、100人を超える減少が続き人口減少が加速しています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、令和27年の人口予測は令和2年比で約5割減少し、1,632人になると予測されています。

人口減少率を低減するため、戦略的な施策の実行が求められています。

生活様式の多様化により未婚化が進んでいます。

出生数の減少や就学・就労のための転出も人口減少の大きな要因となっていることから、若者や子育て世代を呼び込むため、子育て環境の充実、就労対策及び住宅確保が求められています。

さらに、将来的な移住につながるよう、田野畑村の関係人口の拡大を図る取り組みが必要です。

新型コロナウイルス感染拡大を契機に、都市部から地方に回帰する機運が高まっています。

取り組み

出会いの機会として若者交流イベントの企画、実施及び「いきいき岩手結婚サポートセンター（i-サポ）」の利用促進を図ります。

1次産業の担い手育成や6次産業化の推進、第三セクター会社の経営強化等行い雇用の場の確保に努めます。

空き家バンクの利用促進により、空き家の利活用の啓発に努め移住者のための住宅を確保し、U・I・Jターン受け入れ促進のための定住住宅等の確保及び情報発信を強化します。

地域おこし協力隊制度等の活用により、都市部からの移住者の拡大に取り組みます。関係人口の拡大を図るため、若者交流イベントの開催や村の魅力の戦略的な情報発信を行い、体験型観光やインバウンド観光による来村者の増加を目指します。

道路や上下水道施設、村営住宅、地域情報基盤など、生活環境の整備改善を図ります。

保健・医療・福祉の密接な連携、1次医療の確保と中核病院との連携、総合的な福祉対策の充実に努めます。

保育料や高校生までの医療費の無料化等の子育て支援施策を継続します。

目指すべき将来像
Ⅱ
生活

基本目標（領域別）
5
定住促進

定住環境の充実を図ります

安全で活き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします

主な施策

定住対策の促進、空き家バンクの運用、定住住宅整備の推進≪再掲≫、定住対策用住宅修繕の補助、定住・移住情報の発信強化、居住環境の向上（浄化槽設置、水洗化の普及等）、若者交流イベント等の開催、子ども・生徒への医療費給付の推進≪再掲≫、保育サービス向上の推進≪再掲≫、育英奨学資金貸付制度の推進≪再掲≫、地域おこし協力隊制度等の活用推進

目指すべき将来像
Ⅲ
学習

基本目標（領域別）
1
教育

進んで学び、心豊かでたくましい子どもを育成します

ふるさとに愛着を抱き、人間性豊かな人材を育てます

基本方針（項目別）
(1)【家庭教育・就学前教育】
家庭教育に関する保護者の研修機会を充実します

現状と課題

小中学校や児童館の保護者を対象とした講座や講演会等の学習活動が行われています。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、人間形成の土台をつくる重要な機能を持っています。

家庭教育によって、子どもは生きるための基礎的な資質や能力を培い、人格を形成していきます。

家庭では、家族の全員が家庭教育の重要性を自覚し、協力して子どもの教育にあたることが大切です。

「子どもは地域の宝」という観点から、家庭・学校・児童館等・地域・行政が連携を密にし、子育て家庭を支援していくことが必要です。

「子どもの育ち」を大人たちがどのように支え導いていくのかという視点も大切です。

家庭教育は、心豊かな子どもの育成を願い、関係諸機関・団体との連携に努め、家庭教育の一層の充実を図る必要があります。

行政は、子どもの発達段階に応じた学習機会の提供や家庭教育・子育て等に関する相談活動を行うなど、側面的な支援を積極的に行っていく必要があります。

就学前教育は、人間形成の基礎となる心身の望ましい発達を方向付ける重要な分野です。

平成23年度から村内1カ所に統合された児童館では、3～5歳児を対象とした保育活動の中で、教育も重視した運営を行っています。

地域内に子どもが少なくなっている中で、子どもの社会性を育てるためにも、幼小中連携による系統づけた教育カリキュラムの設定や幅広い世代間との交流を持たせることが重要となっています。

取り組み

核家族化や共稼ぎの増加により減少傾向にある親子の対話が増えるような機会の提供に努めます。

子どもの成長段階に応じた学習機会の設定や、子育てに関わる悩みや困りごとの解消のため、講演会や親子家庭教育学級を開催します。

幼少期から学校教育までの切れ目のない子育て支援に対応するため、子育て世代包括支援センターと連携します。

児童館行事を積極的にPRし、多くの住民の来館を促します。

地域や村内イベントなどに参加することにより、幅広い世代間との交流を推進します。

目指すべき将来像
Ⅲ
学習

基本目標（領域別）
1
教育

進んで学び、心豊かでたくましい子どもを育成します

ふるさとに愛着を抱き、人間性豊かな人材を育てます

主な施策

家庭教育学級の推進、幼小中連携による就学前教育と保育の充実（「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム」の編成と実践）

地域子育て支援活動の推進≪再掲≫、保育サービス向上の推進≪再掲≫、乳幼児への医療費給付の推進≪再掲≫、保育料等の無料化の推進≪再掲≫子育て世代包括支援センターとの連携≪再掲≫

目指すべき将来像
Ⅲ
学習

基本目標（領域別）
1
教育

進んで学び、心豊かでたくましい子どもを育成します

基本方針（項目別）

(2)【学校教育】幼小中連携及び地域と一体となった教育の推進を図ります

現状と課題

小学校、中学校ともに1校の本村では、小中学校の9年間を見通した心身の成長や学びの連続性の確保のため、小中連携教育に取り組んでいます。

基礎学力を向上させるため、授業の充実と読書、家庭学習の習慣を定着させる必要があります。

近年、学級などの集団への適応が困難な子どもが増えており、児童一人一人に対するきめ細かな配慮や支援が求められています。

児童生徒の健全育成のため、家庭と地域、学校がより一層の連携を深める必要があります。

平成27年度から中学生の米国短期派遣研修を実施しています。

旧6小学校区で培われてきた特色ある地域教育活動を継承するとともに、地域間の融和と新たな枠組みづくりが求められています。

学力向上の一助として、ICT技術の活用が求められています。

取り組み

生活リズムの定着や学力向上のため、幼小中連携教育の実現を図り、幼少期から中学校までの15年間を通して子どもたちの発達段階に応じた連続的・系統的なカリキュラムを編成します。

小学校教育では、児童一人一人に対するきめ細かな配慮や支援の充実を図るとともに、大きな集団の中で相互理解や協調性を大切にしながらも、個性を発揮できる児童の育成に取り組みます。

旧6小学校区で培われてきた特色ある地域教育活動を継承するとともに、地域間の融和と新たな教育活動をするため、学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民の教育活動への参加を推進します。

児童生徒の健全育成を推進するために、家庭と地域、学校のより一層の連携を深めるとともに、PTA活動の充実に向けた支援に取り組みます。

学校と家庭及び地域との連携により、読書活動の習慣化を図ります。

児童生徒一人一人に寄り添った支援やきめ細かな指導をするため、小中学校に特別支援教育支援員を配置します。

豊かな自然や地域の産業の良さを体験活動を通して学ぶ、「田野畑学（地元学）」を展開します。

アーラム大学からALT（英語指導助手）の派遣を受け、小中学生の外国語教育の充実と異国文化理解の促進に取り組みます。

電子黒板やタブレット端末など、ICT（情報通信技術）の利活用に取り組みます。

目指すべき将来像
Ⅲ
学習

基本目標（領域別）
1
教育

進んで学び、心豊かでたくましい子どもを育成します

ふるさとに愛着を抱き、人間性豊かな人材を育てます

自然災害から命を守る実践的な防災教育と復興教育に取り組みます。

主な施策

幼小中連携教育の推進、学校教育環境（校舎・教材・教具・図書・ICT）の整備充実、学校運営協議会（コミュニティスクール）の展開、学校ICTの活用促進、育英奨学資金貸付制度の推進、復興教育（防災教育）の推進

目指すべき将来像
Ⅲ
学習

基本目標（領域別）
2
青少年の健全育成

心身ともに健全で心豊かな青少年を育成します

基本方針（項目別）

(1)【青少年の健全育成】社会性を育む体験的な活動を充実させます

現状と課題

青少年は、普段の地域社会活動の中で社会性を学ぶことから、地域社会の教育力が一層重要性を増しています。

教育振興運動などで、青少年を対象とした体験的な学習活動が行われてきましたが、小学校統合や震災を契機に活動は縮小傾向となっています。

次世代の地域リーダーを養成するため、地域行事や自治会活動、ボランティア活動などに青少年を主体的に参加させるよう配慮することが必要です。

青少年の問題行動を未然に防止するため、学校や家庭、PTA、地域、警察などの関係機関の連携と協力による一体的な取り組みが必要です。

取り組み

体験や交流などの多様な学習機会の充実に努めます。

学校運営協議会（コミュニティスクール）を導入し、学校を中心とした活動や地域住民の連携に努めます。

社会性を育む自然体験や生活体験、学習活動の充実を図ります。

青少年リーダー及び指導者の養成に取り組みます。

子どもたちを取り巻く有害環境対策を推進します。

メディアやインターネット社会に適応できる能力を養い、適正な利活用ができる学習の機会をつくります。

主な施策

村民研修事業の実施、生涯学習活動の推進≪再掲≫、学校運営協議会（コミュニティスクール）の展開≪再掲≫、教育振興運動の推進（教育のつどいの開催）、情報機器モラル教育の推進

目指すべき将来像
Ⅲ
学習

基本目標（領域別）
3
生涯学習・スポーツ活動

生涯学習推進計画を促進し、多様な人材を育成します

ふるさとに愛着を抱き、人間性豊かな人材を育てます

基本方針（項目別）(1)【生涯学習】村民ニーズに対応した生涯学習活動を支援します

現状と課題

生涯学習は、自己の充実を目指して、一人一人の自発性に基づいて進められる活動です。意図的な学習活動だけでなく日常生活のさまざまな場面でも行われ、自分にふさわしい手段、方法を選択しながら生涯を通じて進められるものです。

村民の価値観や生活様式の多様化あるいは人口減少や高齢化の進展などにより、生涯学習に対するニーズの減少や変化が見られます。

取り組み

村民の学習ニーズや現代的課題、地域課題に対応した学習活動を展開します。（学習機会の充実、庁内関係課や各種団体等と連携した学習プログラムの調整）

「田野畑村教育のつどい」を開催し、村民の教育への関心を一層高めます。

自主学習サークルの育成に努めます。

生涯学習情報の提供と学習相談を充実します。

年齢や適性に応じた各種教室を開催します。

アズビィ楽習センター図書室の図書の充実や生涯学習関連施設の適切な管理運営に努めます。

自主学習サークルに取り組む村民の、発表の場として「村民文化展」を開催します。

主な施策

生涯学習活動の推進、教育振興運動の推進（教育のつどいの開催）《再掲》、村民文化展の開催、読書活動の推進

基本方針（項目別）(2)【スポーツ活動】生涯スポーツを推進し、健康の維持増進を図ります

現状と課題

健康は全ての活動の基本であり、全ての人の願いです。

健康を維持増進し、生涯にわたって質の高い生活を送るために、1年を通してスポーツや運動に取り組む必要があります。

東日本大震災で被災したマレットゴルフ場は、平成26年度に復旧・再開しました。「2016希望郷いわて国体」では、デモンストレーションスポーツとしてマレットゴルフが本村を会場に開催されました。

手軽に誰でも楽しめるスポーツとして、更なる普及と愛好者の増加が求められています。

健康づくりを目的としてウオーキングに取り組む人がいますが、まだ少ない傾向です。

取り組み

スポーツ推進員を配置し、各種スポーツの振興に努めます。

生涯スポーツに関する情報を提供します。

社会体育関連施設の適正な管理運営に努めます。

「健康寿命」の増進のため、若い世代から高齢者まで取り組める生涯スポーツ（ウオーキング・マレットゴルフ）の普及促進に努めます。

主な施策

生涯スポーツの推進（マレットゴルフの普及）

村体育協会を通じたスポーツ団体やスポ少への支援

目指すべき将来像
Ⅲ
学習

基本目標（領域別）
3
生涯学習・スポーツ活動

生涯学習推進計画を促進し、多様な人材を育成します

目指すべき将来像
Ⅲ
学習

基本目標（領域別）
4
芸術・文化

貴重な文化財や郷土芸能の保存・継承を推進します

ふるさとに愛着を抱き、人間性豊かな人材を育てます

基本方針（項目別）
(1)【芸術・文化】
芸術・文化に親しむ機会を提供します

現状と課題

村内には、大宮神楽、菅窪鹿踊・剣舞、甲地鹿踊などの郷土芸能が伝承されており、それぞれ保存会が結成されています。

村内に伝承されている郷土芸能の保護育成と各種文化団体の育成に努めていますが、後継者育成やその保存と伝承活動の活性化が求められています。

芸術・文化活動を盛んにするため、村民意識の向上を図るとともに、地域伝統文化の伝承に努める必要があります。

感受性の高い青少年期に優れた芸術文化に触れさせる経験が大切なことから、その機会の創出に努めています。

民俗資料館の展示内容の充実を図るとともに、効率的で効果的な運営体制の構築を図る必要があります。

チョウセンアカシジミや白亜紀化石層群などの天然記念物の適正な保護・保存・管理が求められています。

身近な希少動植物や自然遺産、天然記念物を学ぶ機会を設ける必要があります。

取り組み

優れた芸術文化を鑑賞する機会及び情報の提供を行います。
保存団体を支援し、郷土芸能の後継者の育成に努めます。
練習成果の発表機会を創出します。
自主学習サークルの育成に努めます。
史料の調査整理を進めるとともに、文化財の保護・保存と活用に努めます。
希少動植物や自然遺産、天然記念物の学習の機会をつくります。
ジオツーリズムの開発など観光と連携した効果的な情報発信に努めます。

主な施策

生涯学習活動の推進≪再掲≫、郷土芸能伝承の推進、
舞台芸術鑑賞の推進、民俗資料館の史料整備の推進、
文化財の調査・保存・伝承の推進、希少動植物の保護活動

目指すべき将来像
Ⅲ
学習

基本目標（領域別）
5
男女共同参画

性別や年齢による固定観念にとらわれない社会を実現します

基本方針（項目別）
(1)【男女共同参画】
女性や若者の社会参画の機会を確保します

現状と課題

男女の人権が尊重され、一人一人が尊厳を持って生き活躍することのできる社会の実現が求められる中、ジェンダーの平等施策の強化が重要な課題となっています。しかし、性別による固定的な役割分担意識や社会通念、習慣が依然として存在し、男女が平等になっている状況とは言えません。

誰もが暮らしやすい地域をつくるには、地域で暮らす全ての人が、男女は社会の対等な構成員ということを認識し、固定的役割分担意識を取り除いたうえで、社会活動のあらゆる場に女性や若者が参画しやすい環境をみんなでつくっていくことが大切です。

男女共同参画を推進する人材の育成を図るほか、性的指向や性同一性障害を理由とした困難な状況に対する人への理解を深め、全ての人が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮するとともに、お互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現が求められています。

行政をはじめ、事業所や自治会、各種団体においても、さまざまな場面で、常に女性や若者の参加と参画の機会を確保する取り組みを継続していく必要があります。

取り組み

まちづくりに女性の意見が十分に反映されるよう、各種審議会や委員会などへの女性の積極的参画を図ります。

講演会や学習会の開催、広報紙やホームページでの情報提供により、意識啓発活動を展開します。

女性がスキルアップするための各種研修会への参加を促進します。

生涯学習事業などで男性向けの講座を開催し、男性の家庭や育児活動への参加機運を醸成します。

多様な生活形態に対応した子育て支援を充実します。

配偶者への暴力（ドメスティック・バイオレンス=DV）や家族間の暴力に対する相談対応を強化します。

農山漁村で暮らす女性が生き生きと働き、生活するために、各種認定制度による資格取得の推進、女性グループ活動や起業活動を支援します。

本総合計画を男女共同参画基本法（第14条）に基づく田野畑村男女共同参画計画として位置付け、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを推進します。

主な施策

男女共同参画活動の推進、生活支援ボランティア養成の推進、
DV相談ネットワーク整備の推進、地域子育て支援活動の推進≪再掲≫

目指すべき将来像
Ⅳ
産業

基本目標（領域別）
1
農業

安定的な農業生産を推進します

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針（項目別）(1)【畜産】営農継続と担い手の経営強化を推進します

現状と課題

畜産農家は、新型コロナウイルス感染拡大による販売価格の不安定化に加え、輸入飼料の高騰や後継者不足等により依然として厳しい経営状況にあります。

経営の安定化のため、自給飼料の拡大やコスト削減に取り組む必要があります。

酪農・肉用繁殖牛にあっては、頭数は維持できているものの戸数が減少傾向にあるため、営農継続、意欲ある担い手の経営強化及び新規参入を支援する必要があります。

本村のアイガモ生産量は国内ではトップクラスであり、今後更なるアイガモ生産の振興が求められます。

また、大量に発生する家畜糞尿の適正処理と、園芸農家等と連携した有効利用が求められています。

有害鳥獣により畜産施設や飼料作物等の被害が拡大しており対策が求められています。

取り組み

農家の経営継続を支援します。
担い手の確保、経営強化を支援します。
農地集約・集積、遊休地や耕作放棄地の活用に努めます。
公共牧場の機能強化や草地の造成整備を行います。
優良牛を確保し、所得向上を図ります。
鳥獣害の対策を強化します。

主な施策

施設整備及び機械導入の推進、農地利用集積の推進
飼料自給率向上対策の推進、優良繁殖牛導入の推進、
牛群検定活動等の推進、鳥獣被害対策の推進

基本方針（項目別）(2)【農産園芸】人・土地を有効に活かした農業を推進します

現状と課題

高齢化や後継者不足により農業者が減少し、耕作放棄地が増加していることから、農地の流動化対策が急務となっています。

販売単価が下落している作目があり、経営の安定化が課題となっています。

農業者が減少していることから就農者を確保する必要があります。

村内の雇用の場となっている菌床シイタケの生産振興を推進する必要があります。

道の駅産直部門は農業者と消費者を直接つなぐ施設として、消費者に信頼される安全安心な農産物を提供する役割が求められています。

有害鳥獣による農作物の被害が拡大しており対策が求められています。

取り組み

農地の流動化を促進するため、担い手への農地集約・集積、遊休地や耕作放棄地の活用に努めます。

目標とする年間農業所得を確保できる露地野菜や施設野菜等を組み合わせた基本的な営農類型を示し推進します。

関係機関と連携して後継者や新規就農者等を支援します。

道の駅たのはたへの安定した農産物の提供のため専業農家だけではなく兼業農家を対象として、関係機関が連携した新作目の導入支援や栽培指導を行います。

主な施策

農業機械・施設整備の推進≪再掲≫、担い手確保対策の推進、
振興野菜生産拡大対策の推進、農地利用集積の推進≪再掲≫、
鳥獣被害対策の推進≪再掲≫

目指すべき将来像
Ⅳ
産業

基本目標（領域別）
1
農業

安定的な農業生産を推進します

目指すべき将来像
Ⅳ
産業

基本目標（領域別）
2
林業

多面的機能を持つ森林の適正管理を推進します

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針（項目別）(1)【森林業】森林整備と森林サービス産業の育成に努めます

現状と課題

木材価格の長期低迷により林業経営意欲が減退しています。

計画的な間伐の推進により蓄積を増加させるなど適切な森林の維持管理と優良材の生産に努めるほか、自伐型施業による副業としての林業経営モデルの確立、村有林の長伐期施業への移行、森林経営計画策定による民有林施業の拡大等、森林組合と連携して諸施策を複合的に実施しながら林業就業者の就業環境の改善及び人材の育成と確保に取り組む必要があります。

特用林産物である原木シイタケの生産は、重労働と高齢化等により、生産者、生産量は著しく減少しました。その後、㈱サンマッシュ田野畑を中心とした菌床しいたけ生産が始まり、原木しいたけとともに有用な林家収入の手段であることから産地化に向けた一層の取り組みが求められます。

また、森林組合が中心となって薬草栽培、薬草の産地化を図っていくことが求められています。

森林の持つ公益的な機能の保全と意識啓発のため、児童・生徒が林業体験を通じて森林・林業の大切さを理解する機会が必要となっています。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、木材利用の拡大や再造林等の推進が求められています。

取り組み

林業就業者の確保を支援します。

特用林産物の振興（労働の軽減対策、高齢化対策）を図ります。

森林の持つ多面的で公益的な機能を体験する場をつくり、林業と環境教育の推進を図ります。

多面的機能や多様な価値を有する「里地里山」の適正な維持と振興に努めます。

豊かな森林資源を生かし、国が掲げるグリーン成長戦略（CO2の吸収・貯蔵、木材利用の推進、木質バイオマスの効果的利用 等）に即した取り組みを推進します。

主な施策

森林整備の促進、森林教育の推進、

林業就業者の確保対策、森林経営計画の作成促進、

林業特産品の開発支援、里山整備の推進、木材利用の推進、木質バイオマスエネルギー導入検討≪再掲≫

基本方針（項目別）(2)【林業】民有林の除間伐と路網整備を推進します

現状と課題

林地内に放置されている間伐材が散見され、国土保全上も問題であることから、その搬出と有効利用が求められています。

村の沿岸部を中心としたナラ枯れ被害が拡大していることから、早期発見早期駆除が求められています。

就業者の高齢化が進行し、労働力が減退しており、民有林の整備がなかなか進まない状況となっていることから、担い手の育成が急務となっています。

集中豪雨等による山腹崩壊によって土砂流出の発生が見られることから、予防や復旧治山施設の整備が必要となっています。

不存在所有者が多くなり民有林整備に遅れが生じていることから、森林環境譲与税を活用した森林整備等を推進し森林の持つ機能を発揮させる必要があります。

取り組み

民有林の森林経営計画の策定を支援し、間伐を促進するとともに、間伐材の有効利用を進めます。また、林道や作業路等の路網整備を除間伐（利用間伐）と一体的に進めていきます。

民有林整備等に森林環境譲与税を活用した森林整備を推進します。

森林病害虫の被害調査及び駆除に努めます。

村土の保全のため治山施設の整備を推進します。

主な施策

除間伐の促進、路網整備の推進、

治山施設整備の推進、

民有林間伐、更新伐事業の推進、森林病害虫等防除の推進

目指すべき将来像
Ⅳ
産業

基本目標（領域別）
2
林業

多面的機能を持つ森林の適正管理を推進します

目指すべき将来像
Ⅳ
産業

基本目標（領域別）
3
水産業

資源管理型漁業を促進し、経営の安定化を図ります

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針（項目別）

(1)【水産業】
栽培漁業を推進し、経営強化を図ります

現状と課題

東日本大震災によりほぼ全ての水産関連施設が全壊流失しました。

震災後はワカメの養殖施設の共同化を図り、要望のあった製氷貯氷施設及び漁船、漁業協同組合事務所、サケふ化場、HACCPに対応した水産荷捌き施設を再整備し、平成28年度までに経営基盤を復旧しました。

高齢化の進展により漁業者が減少し、担い手確保が急務となっています。

温暖化や磯焼けの影響により漁獲量の減少が続き、漁業経営が非常に不安定となっています。

魚価の低迷や漁業者の減少などにより経営基盤が悪化している漁業協同組合の抜本的な体質改善が求められています。

水揚げされる水産物の大半が村外に出荷されることから、付加価値を高めるための加工品の開発が望まれています。

漁場環境の保全のため、生活排水などの適正処理や森林の保全による水資源を確保することが必要です。また、福島原子力発電所のALPS処理汚染水の海洋放出については、三陸沿岸漁業に大きな風評被害をもたらす懸念があることから、国や関係団体の動きを注視する必要があります。

海洋資源を活用した観光を推進するため、漁業者の理解と協力を得ることが必要です。

取り組み

担い手の確保と育成を支援します。

サケのふ化放流事業や高級魚種（アワビ、ヒラメ）の種苗放流を推進します。

ウニなどの畜養に取り組み、栽培漁業を推進します。

労働作業の省力化対策として協業化を支援します。

水産物の付加価値を高めるためワカメのブランド化など、水産加工品開発に対して支援を行います。

水産基盤の整備事業に計画的に取り組みます。

漁業団体と連携し経営基盤を強化します。

海洋資源を活用した新たな観光開発を推進します。

主な施策

担い手確保対策の推進、漁獲共済掛金対策の推進、
栽培（蓄養）漁業の推進、ワカメのブランド化など水産加工品開発の推進、
漁業関連施設整備の推進（平井賀、島越）
水産基盤整備事業の推進（平井賀、机、島越）
水産・観光連携実証活動の推進

目指すべき将来像
Ⅳ
産業

基本目標（領域別）
3
水産業

資源管理型漁業を促進し、経営の安定化を図ります

目指すべき将来像
Ⅳ
産業

基本目標（領域別）
4
商工業

商工業の活性化と安定した経営を支援します

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針（項目別）

(1)【商業】
中小企業との連携を強化し、持続可能な地域経済の振興を図ります

現状と課題

東日本大震災で被災した中小事業者の中には、依然として仮設事業所での営業を余儀なくされている方がいることから、引き続き事業継続に向けた取り組みを支援します。

本村は近隣市町の大型ショッピングセンターの商圏内にあるうえ、近年ではネットショッピングの普及も進んでおり、購買力の村外流出は一層加速しています。

本村の商店は家族従業員中心の小規模経営がほとんどで、後継者不足が課題となっています。

東日本大震災後、居住地の分散等により、日常の買い物を含め生活環境に変化が生じています。

令和2年度末に移転リニューアルオープンした「道の駅たのはた」は、物産・観光のみならず、地域振興の核施設としての役割が期待されています。

取り組み

中小企業者、商工会、村が連携し、地域経済の振興に取り組みます。
商工会の基盤強化と商工会を中心とした組織活動の強化を図ります。
関係機関と連携し、起業・創業に意欲のある方の支援を行います。
各種制度資金の利用促進や商店経営の安定化を図ります。
村内における日常の買い物行動に関する実態把握を行い、必要な施策を検討していきます。
インターネットを活用しての地場産品のPRと販売促進を強化します。
第三セクターの経営強化に向けた支援を進めます。

主な施策

中小企業振興支援の推進、地域ブランド育成の推進、買い物弱者への支援、
水産加工品開発の推進≪再掲≫、
道の駅たのはたを軸とした地域振興の推進、起業化の促進、
第三セクターの経営支援

基本方針（項目別）

(2)【製造業・建設業】
的確な支援と事業確保により経営の安定を図ります

現状と課題

製造業や建設業は、村内では比較的規模の大きな事業所が多く、雇用の場としても大きな役割を果たしています。

建設業は、東日本大震災後の復興需要により売り上げを伸ばした一方で、材料費の高騰や従業員の確保等の課題を抱えています。また、復興需要後の景況変化を見据えた対応が必要です。

経営体質の強化に合わせて、地域特有の食材や資源を活用した新しいビジネス展開や販路を開拓することが必要です。

取り組み

各種制度資金の利用促進等により経営の安定化を図ります。
住民生活の基盤を整備する公共事業の確保に努めます。
公共事業発注時期の平準化と異業種参入への支援を行います。

主な施策

中小企業振興支援の推進≪再掲≫

目指すべき将来像
Ⅳ
産業

基本目標（領域別）
4
商工業

商工業の活性化と安定した経営を支援します

目指すべき将来像
Ⅳ
産業

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本目標（領域別）
5
雇用・労働

安定経営による雇用の場の確保と創出に努めます

基本方針（項目別）
(1)【雇用・労働】
質の高い労働力の確保に努めます

現状と課題

令和2年度における宮古管内の有効求人倍率は平均0.99と高い水準を維持していますが、希望職種と一致しない等の理由で採用、就職に至らない「雇用のミスマッチ」が継続しています。

また、令和3年3月卒業新規高等学校卒業者の宮古管内就職率は48.9%と就職者の半数に満たない状況となっており、地域の活性化のためにも若年労働者の確保が喫緊の課題となっています。

地元企業の認知度を高めるとともに、地元就職を奨励する取り組みが必要です。企業活動の礎となる、質の高い労働力の安定的な確保が求められています。

三陸沿岸道路の開通により通勤圏域が拡大し、広域連携による雇用の確保が求められています。

取り組み

管内就職のより一層の促進を図るため、宮古地域雇用対策協議会など近隣市町村関係団体と連携し、地元への就職・Uターン就職を積極的に展開するとともに、地元受け入れ態勢の改善及び雇用開発促進を図ります。

安定した質の高い労働力の確保に努めます。

村外からの通勤の負担を軽減させるため、村内の空き家情報等の提供を促進します。

1次産業の担い手確保・育成や経営強化、高付加価値化に向けた取り組みにより各産業分野の収益向上と雇用機会の創出を目指します。

第三セクターの経営強化や移転リニューアルした道の駅たのはたを中心とした商品開発や産業間連携の取り組みにより、商工業者の持続的な経営と新規起業者への支援を拡充し、地域雇用の創出を目指します。

主な施策

雇用の促進、誘致企業へのフォローアップ、企業誘致活動、産業間連携の推進、1次産業後継者育成、観光推進体制強化、第三セクターの経営強化、起業支援

目指すべき将来像
Ⅳ
産業

基本目標（領域別）
6
観光

観光の魅力を向上させ、新たな交流人口拡大を図ります

基本方針（項目別）
(1)【観光】
体験型観光の充実による「観光の村」を目指します

現状と課題

村内の観光客（北山崎・鵜の巣断崖）は、東日本大震災以降、一時回復傾向にあったものの、近年は減少を続けています。また、通過型から滞在型へのシフトを図るため、体験メニューの開発や提供を行ってきましたが、平成25年以降はこちらも減少を続けています。現状からの脱却を図るためにも、沿岸部のみならず、内陸部の観光素材や道の駅たのはた等を活用した新たな交流人口の拡大が望まれます。

東日本大震災からの復興支援への感謝や、震災体験の伝承活動など被災地である本村として、風化を防ぎ、次代へと引き継ぐ必要があります。教育旅行においては、複数の学校に震災学習や体験プログラムの提供を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、県外からの受け入れが減少しました。その反面、県内の学校の受け入れ数は増加傾向にあります。

新型コロナウイルス感染症に対応した観光の在り方が必要とされています。

北山崎をはじめとした観光地において、観光客が快適に利用できるよう、施設、環境等の整備が必要とされています。

取り組み

既存の観光資源と産業分野との連携や新しい体験メニュー、産品の開発を図り、村全体で稼ぐ観光の仕組みを構築します。また、道の駅たのはたを起点とした観光企画の実施及び広報、SNS及び各種メディア等を通じて観光PRを積極的に行い、交流人口拡大を図ります。

観光客や来村者への、震災からの復興支援への感謝を含めた、おもてなしの啓発を図ります。また、教育旅行においては、継続的な誘致及びエージェントや学校への宿泊補助を実施します。

新型コロナウイルス感染症の影響が少ない、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークを活用した観光メニューを推進します。

観光客が快適に利用できる環境整備に努めます。

主な施策

おもてなしの村づくりの推進、観光客誘致宣伝活動の推進、体験型観光の推進、教育旅行誘致活動の推進、みちのく潮風トレイル・ジオツーリズムの推進

目指すべき将来像
V
交流

基本目標（領域別）
1
地域コミュニティ

地域コミュニティ活動の活性化を図ります

多様な交流を大切にし、心ふれあう村をつくります

基本方針（項目別）
(1)【住民自治】
地域の特性に合わせた自主的な活動を促進します

現状と課題

地域の課題解決や地域づくりは、地域住民が主体となって取り組むことが求められています。

村内には23の自治会と旧小学校区単位に5つの自治協議会が組織されており、祭りや敬老会の開催、美化清掃、資源ごみの回収など、それぞれの地域の特性に合わせた自主的な活動が展開されています。

羅賀地区、島越地区は震災後、高台移転地への転居等により居住地が分散されましたが、行政区としては、震災前の枠組みを維持しています。

少子・高齢化や人口減少によりコミュニティ活動の展開に支障がでてきている地域もあり、将来的な行政区のあり方については、地域の意向を踏まえ検討していく必要があります。

班長を務めることが困難になっている高齢者世帯が増えており、住民同士の助け合いなどにより集落機能を維持するための知恵と工夫が求められています。

地域と行政との情報交換がより円滑になるよう橋渡し役を担いながら、「住民自治」制度を定着及び充実させ、自主的な活動が展開されるよう地域を誘導するため、地域協働隊職員制度の円滑な運用を推進する必要があります。

取り組み

高齢者世帯への除雪ボランティア活動を支援します。

地域住民が気軽に集まり、話し合いやレクリエーションなどのコミュニティ活動の取り組みを支援します。

コミュニティ活動の推進は、リーダーの果たす役割が極めて重要なことから、地域リーダーを養成し、コミュニティ活動の活発化を図ります。

環境美化運動などの村民の自主的な村づくり運動を支援します。

地域内の防災と安全を地域で確保するため、自主防災組織活動の支援と結成を推進します。

主な施策

協働のむらづくりの推進、自治協議会連合会活動の推進、
地域づくりの推進、地域づくり実践活動への支援
地域協働隊職員制度運用の強化

基本方針（項目別）
(2)【協働】
「地域づくり計画」の実現を支援します

現状と課題

個人でできることは個人が解決し（自助）、個人でできないときは家庭や地域が（互助、共助）、地域ができないときに初めて行政がサポートする（公助）という、地域づくりが求められています。

平成22年4月に施行した「協働のむらづくり基本条例」に基づき、住民と地域、行政との役割分担と協働によるむらづくりの推進に取り組んでいます。

各地区で策定した「地域づくり計画」の実現に向けた自主的、創造的な活動を支援し、地域と行政の一体的な連携を図る必要があります。

住民自治活動や地域づくり計画の実現を支援するための助成を行っていますが、その充実と強化が求められています。

地域と行政とが地域課題を共有し解決に向けて足並みをそろえるため、橋渡し役となる地域協働隊職員制度の円滑な運用を推進する必要があります。

取り組み

各種委員会への村民の積極的な参画を通じて、村民と行政の協働の関係を構築し、村政への村民意向の反映を図ります。

行政情報の公開と住民要望の把握など、情報の双方向性に努め、村民が村政に積極的、かつ、気軽に提言できる環境づくりに努めます。

村民と行政との相互信頼関係に基づく幅広い住民参加を得るために、村民懇談会などでの声を大切にし、施策の展開に反映します。

互いに助け合い、心通い合う地域社会の実現のために、各地域の自主的なコミュニティ活動を助成するとともに、自治会や青年会、婦人会、各種ボランティアグループなどの活動を支援します。

主な施策

協働のむらづくり基本条例の推進、協働のむらづくりの推進≪再掲≫、
地域協働隊職員制度運用の強化≪再掲≫

目指すべき将来像
V
交流

基本目標（領域別）
1
地域コミュニティ

地域コミュニティ活動の活性化を図ります

目指すべき将来像
V
交流

基本目標（領域別）
1
地域コミュニティ

地域コミュニティ活動の活性化を図ります

多様な交流を大切にし、心ふれあう村をつくります

基本方針（項目別） (3)【まちの拠点づくり】
まちの拠点として機能する役場庁舎整備を検討します

現状と課題

役場、診療所、アズビィ施設、中央防災センター、金融機関等本村の主なまちの機能は国道45号沿線であり地理的にも村の中心に位置する田野畑地区に集中しています。人口減少が続くことが予測されており、持続可能なむらづくりのために、今後も施設整備においては、まちの拠点となる区域への集約化が必要となります。

役場庁舎は建設から約60年が経過し、バリアフリー対応にも不備があり、利用に不便を来すことがあります。また、現在の耐震基準を満たしておらず、大規模災害発生時に災害対策本部機能を維持することができない可能性があります。

人口減少に伴い歳入の減少も予測され、また、近年実施した大規模投資事業の財源として発行した地方債の償還を控えており、財政状況を慎重に見極めた事業執行が求められています。

取り組み

まちの拠点機能の一つである役場庁舎整備について検討を行います。

検討に当たっては利用しやすい位置、機能について村民の意見を十分に集約し事業検討を進めます。

また、財政状況を慎重に見極めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、将来の施設管理・更新コストの削減に配慮します。

主な施策

役場庁舎整備の検討

目指すべき将来像
V
交流

基本目標（領域別）
2
都市との友好と交流

都市との交流の促進により活力ある地域づくりを推進します

基本方針（項目別） (1)【都市との友好と交流】
村との縁を大切にした交流の輪を守り育てていきます

現状と課題

友好都市埼玉県深谷市とは、小学生の交流事業や産業まつりの相互出店等で交流してきました。東日本大震災後には、支援物資や職員派遣等多くの支援をいただきました。

東日本大震災の復興支援を契機に交流が始まった青森県藤崎町とは平成27年4月に友好都市の協定を締結し、支援物資や職員派遣等多くの支援の他、小学生の交流事業を続け交流を深めてきました。

長きに渡り交流を続けてきた早稲田大学とは、平成30年3月に相互に協力し、学術・文化・地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として「田野畑村と早稲田大学との協働連携に関する協定書」を締結し、村が抱えるさまざまな問題に対して、学生が解決策を提案する実践型のワークショップ等を行っています。

村出身者で構成する「在京田野畑村ふるさと会」、村立小中学校への奉職者やむらづくり基金への協力者等の「特別村民」など、村との縁を大切にした交流が続けられています。

少子・高齢化等による定住人口の減少が続く中で、村外の人々との交流は地域に元気と明るさをもたらすため、その継続と充実が望まれています。

取り組み

友好都市である深谷市と藤崎町とのさらなる交流促進を図ります。

早稲田大学をはじめとした交流のある大学と地域や児童生徒、青年層を中心とした息の長い村民交流を推進します。

ふるさと納税の返礼品に取り組み、田野畑に思いを寄せる方への感謝の意を届けるとともに、田野畑村のファン・関心層の拡大に取り組みます。

「在京田野畑村ふるさと会」や「特別村民」との交流を深めていきます。

主な施策

友好都市との交流活動の推進、
都市等との交流の推進、ふるさと納税の取り組み推進、
交流のある各大学との連携

目指すべき将来像
Ⅵ
交通・情報基盤

基本目標（領域別）
1
道路

広域的な交流・物流を促進する道路網を整備します

誰もが容易に移動や情報を得られるよう、連携・基盤の充実と機能発揮に努めます

基本方針（項目別）
(1)【国道・県道・村道】
地域の要望に即した道路整備と適正な維持管理に努めます

現状と課題

東日本大震災により復興道路として位置付けられた三陸沿岸道路は、令和3年12月をもって仙台市から八戸市間の全線（延長359km）が開通しました。本村においては、国道45号の最大の難所であった閉伊坂は、平成26年3月に開通した尾肝要道路（延長約4.5km）により解消され、尾肝要から普代間を結ぶ尾肝要普代道路（延長約8km）は、令和2年12月に開通し、大芦から田野畑を結ぶ田野畑道路（延長約6km）は、令和3年7月に開通しました。

今後においては、三陸沿岸道路から道の駅への緊急連絡路のIC化及び田野畑北ICのフル化等の機能強化の促進を図る必要があります。

主要地方道岩泉平井賀普代線は、東日本大震災により各地で寸断されました。島越工区については、孤立解消や高台移転地との連絡に活用されるため、復興道路として整備が進められ令和3年3月に開通しました。白池地内の落石及び越波はルート変更により解消され、また、明戸地区では防潮堤の上部に路線が変更されたことより、安全確保と時間短縮が図られます。ただし、海岸部は起伏が激しく、急勾配急カーブが連続することから、今後も改良促進を図る必要があります。

社会資本整備総合交付金事業では、改築事業として村道沼袋三沢線、村道十文字線の道路改良舗装工事を実施し、防災安全事業では村道鉄山線落石対策施設整備工事、目名線外道路舗装修繕工事を計画的に進めています。道路メンテナンス事業においては、年々老朽化が進んでいる道路ストックの維持修繕を強化する必要があります。

取り組み

村民生活に密着する生活道路整備に重点的に取り組みます。道路橋梁（63橋）及びトンネル（2箇所）は、令和3年度に5年に1度の定期点検（2巡目）を実施し、個別施設計画を作成して計画的に施設の長寿命化を図ります。

高齢者や交通弱者対策として、安全な道路の確保に努めます。

村道の適正な維持管理に努めます。

国や県等の関係機関への要望活動を強化し、三陸沿岸道路の機能強化促進を目指します。

通学路の安全確保においては、「田野畑村通学路交通安全プログラム」により年に一度の合同点検を実施し通学路の安全の向上を図ります。

除雪においては、村内業者の保有する除雪機械の不足や除雪オペレーターの高齢化など年々厳しい状況下にあります。国、県、村、地域住民と一体となり早期除雪に取り組み、冬期間の道路交通網の安全を図ります。また、国道歩道の除雪については、各地区の人員確保が困難となり、平成26年度から国直轄で実施しています。

主な施策

三陸沿岸道路機能強化の促進、

村道及び生活道路等改良の促進、道路ストックの長寿命化の促進、道路維持補修の推進、通学路の安全の促進、村道除雪対策の推進

目指すべき将来像
Ⅵ
交通・情報基盤

基本目標（領域別）
1
道路

広域的な交流・物流を促進する道路網を整備します

目指すべき将来像
Ⅵ
交通・情報基盤

基本目標（領域別）
2
公共交通

効率的で利便性の高い交通体系を構築します

誰もが容易に移動や情報を得られるよう、連携・基盤の充実と機能発揮に努めます

基本方針（項目別）

(1)【公共交通】
予約運行交通の利便性の向上を図ります

現状と課題

東日本大震災で被災した三陸鉄道は、平成26年4月に全面復旧しましたが、令和元年台風19号の被災により再び長期運休を余儀なくされ、令和2年3月に全線運行を再開しました。震災からの全面復旧時には一時的に観光客利用が増えたものの、沿岸部の人口減少に伴い路線住民利用が回復せず、また、新型コロナウイルスの感染拡大による観光需要の低下により厳しい経営環境が続いています。

朝と夕方に通学用の総合バスが運行され、村民も無料で利用することができるようになっています。

日中の時間帯は、予約運行交通として「くるもん号」が運行され、村民の「足」として定着してきています。

「くるもん号」の毎日の運行等を求める声がありますが、利便性の向上と、効率的な運行による経費節減の両面を総合的に判断しながら改善に努める必要があります。

取り組み

小中学生の通学の足となっている総合バスの安全で確実な運行を確保します。
予約運行交通の「くるもん号」と観光乗り合いタクシーの効率的な運行を行います。
県沿岸部の重要な交通機関である三陸鉄道の経営を積極的に支援します。
三陸鉄道の利用客増加のためマイレール運動を推進します。

主な施策

三陸鉄道安定経営対策に対する支援の継続、総合バス運行の推進、
総合バス車両の計画的な更新、
予約運行交通と乗り合い観光タクシー運行の推進

目指すべき将来像
Ⅵ
交通・情報基盤

基本目標（領域別）
3
情報

情報通信基盤を充実させ、利活用能力の向上を図ります

基本方針（項目別）

(1)【情報通信】
情報通信格差の解消に努めます

現状と課題

光ブロードバンドによる超高速通信基盤は、平成28年度にサービスを開始しました。また、これを活用して平成29年度には村内13カ所に設置した観光防災Wi-Fiのサービスを開始しています。

テレビ共聴施設の老朽化が進んでいることから、対策が必要となります。

村内の携帯通信サービスエリアは、国庫補助事業等により村内移動通信用鉄塔施設が8基整備されたほか、通信事業者独自の施設整備により、95%を超える世帯がカバーされたものと想定されています。

取り組み

光ブロードバンド網の適切な維持管理を行います。
随時老朽化したテレビ共聴施設の改修への支援を行います。
通信事業者に対し村内の携帯電話不感地域に関する情報提供と解消に向けた対策について要望・協議を行います。
老朽化したラジオ中継施設の更新整備を進めます。

主な施策

光ブロードバンド網の維持管理、テレビ共聴施設の改修支援、
携帯電話エリア整備、ラジオ中継施設の更新整備

前期基本計画

目指すべき将来像
Ⅵ
交通・情報基盤

基本目標（領域別）
3
情報

情報通信基盤を充実させ、利活用能力の向上を図ります

誰もが容易に移動や情報を得られるよう、連携・基盤の充実と機能発揮に努めます

基本方針（項目別）
(2)【情報発信】
多様な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めます

現状と課題

村の行政施策や事業内容などを正確に伝えるため、広報紙やホームページなどにより、村民に分かりやすい情報の提供に努めなければなりません。

ソーシャルメディアを活用した情報発信手段として、平成29年4月にYouTube、同年5月にFacebook、令和2年10月にInstagramの各公式アカウントを開設しました。

田野畑村の関係人口の拡大を図るため、改めて村の魅力を掘り起し、戦略的に外部に情報発信していく必要があります。

情報が大量にあふれる中、仕事や暮らしに活用できる有用な情報を取捨選択する能力を向上させる必要があります。

個人の権利や利益を守るため、情報セキュリティ対策の一層の強化を進める必要があります。

取り組み

幅広い世代に向けた分かりやすい情報発信に努めます。

広報紙やホームページ、マスコミなどの情報媒体を活用し、村内外に広く情報を発信します。

常にホームページの充実を図り、観光情報や特産品の紹介など村の魅力発信に努めます。

ソーシャルメディアを活用し、村の魅力や話題、イベント情報を発信します。

情報端末を利活用する能力の向上を図ります。

インターネット等情報通信ネットワークの利用促進を図るとともに、セキュリティ対策の強化に努めます。

主な施策

広報活動の推進、ホームページの充実、
ソーシャルメディアを活用した情報発信、
情報ネットワーク管理運営の推進及びセキュリティ対策の強化

実施計画

ここに掲げる実施計画は、前期基本計画に掲げる施策の方向に基づき、令和4年度から7年度までの4年間に実施する主要な事業を掲載したものです（一部長期的な事業として計画されているものも含まれています）。

計画を着実に推進するとともに、時代や経済情勢の変化等に応じ、柔軟かつ弾力的な実施に努めます。

(1) 領域別課題と主な施策

Ⅰ　環境
豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります …… 108
Ⅱ　生活
安全で活き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします …… 109
Ⅲ　学習
ふるさとに愛着を抱き、人間性豊かな人材を育てます …… 112
Ⅳ　産業
産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します …… 114
Ⅴ　交流
多様な交流を大切にし、心触れあう村をつくります …… 115
Ⅵ　交通・情報基盤
誰もが容易に移動や情報を得られるよう、連携・基盤の充実と機能発揮に努めます …… 116

事業計画／事業一覧

(1)領域別課題と主な施策

Ⅰ　環境　豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります

領域	分野		事業名	事業主体	実施主体	年度	指標と目標
1 環境保全	(1)自然環境	優れた自然環境を適切に保全し、次世代に継承します	きれいな村づくり推進事業 リサイクル団体への奨励金交付	村	リサイクル団体	4～7	
			水質調査 6河川12カ所	村	村	4～7	
			自然公園保護管理事業 北山崎地区、鵜の巣地区に自然公園保護管理員を年間80日配置	村	村	4～7	
	(2)景観形成	自然環境と調和した農山漁村の景観づくりを進めます	花いっぱい運動の推進 村内各地区、小中学校、保育園、児童館に花苗、堆肥を配布	村	自治会等	4～7	
	(3)地球温暖化防止	環境に負荷の少ない生活や事業活動を推進します	ごみ減量化の推進 周知広報、分別ポスター配布等	村	村民	4～7	村民1日1人当たりごみ排出量516g
2 生活環境	(1)ごみ・し尿処理	ごみ排出量削減の取り組みを促進します	きれいな村づくり推進事業(再掲) 村内一斉清掃の実施(4月、10月)	村	自治会等	4～7	
			ごみ減量化の推進(再掲) 周知広報、分別ポスター配布等	村	村民	4～7	
	(2)上下水道	上下水道等の普及促進と整備率向上を図ります	簡易水道等施設整備事業 水道施設の耐震化改良を実施し、安心安全な浄水の供給を図る 机地区(配水池・配水管の改良) 田野畑地区(配水管の改良) 切牛地区(前処理施設新設・配水管の改良)	村	村	4～10 9～15 7～12	
			公営企業会計法適化移行事業 簡易水道事業、公共下水道事業、集落排水事業の企業会計移行に向けた組織体制の構築、資産台帳整備、企業会計に対応する会計システムの導入を実施	村	村	4～7	3特別会計の令和6年4月からの企業会計による事業開始
			浄化槽設置整備事業 下水道処理区域外での浄化漕設置への補助	村	村民	4～7	22%→28% 浄化槽汚水処理人口普及率
			水洗化普及推進事業 水洗化を行う汲取り世帯に補助金交付	村	村民	4～7	62%→78% 村内汚水処理人口普及率
	(3)住宅・公園	憩いのある住居環境や公園づくりを進めます	村営住宅建替事業 村営住宅の建替整備	村	村	4	
			村営住宅改善事業 村営住宅の改修(断熱化、バリアフリー等)工事	村	村	5～7	
			木造住宅耐震診断 木材住宅の耐震診断・改修に対する補助	村	村民	4～7	
			定住対策促進事業 定住対策用住宅修繕の補助等	村	移住者等	4～7	
			思惟大橋コミュニティ公園管理事業 公園管理業務、遊具保守点検、遊具・トイレ等の修繕等	村	村	4～7	
3 エネルギー	(1)エネルギー	再生可能エネルギーの導入を進めます	再生可能エネルギー等導入促進事業 再生可能エネルギー設備設置費用の補助	村	村民	4～7	

Ⅱ　生活　安全で活き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします

領域	分野		事業名	事業主体	実施主体	年度	指標と目標
1 保健	(1)健康づくり	心のケアの充実と生活習慣の改善・食育推進を図ります	生活習慣病予防料理教室 高血圧予防等の普及啓発	村	村	4～7	
			運動による健康づくり教室 生活習慣病の予防	村	村	4～7	
			栄養指導・栄養相談 各世代に合わせた栄養指導・栄養相談	村	村	4～7	
			食育推進事業 各世代に合わせた食育事業・郷土料理の伝承	村	村	4～7	
			健康相談 毎月地区を巡回し健康相談を実施	村	村	4～7	
			自殺予防対策事業 相談支援、支援者の人材養成等 (NPOチームバラ作戦、こころのケアセンター)	村	村	4～7	
	(2)母子保健	子どもを健やかに産み育てる環境をつくります	妊産婦健康診査事業 妊婦歯科健康診査事業 妊産婦健診、妊婦歯科健診への公費負担	村	村	4～7	
			新生児聴覚検査事業 乳幼児健康診査事業 新生児聴覚検査、乳幼児健診の公費負担	村	村	4～7	100% 乳幼児健診受診率
			乳幼児相談・家庭訪問 療育相談 乳幼児健診の事後指導、乳幼児の発達発育等の相談対応	村	村	4～7	
			エンゼル祝金給付事業 出産した人に祝い金30万円を支給	村	村	4～7	
	(3)成人保健	健康診査の受診率向上を図ります	特定健康診査等事業 各対象年齢に各種事業実施 特定保健指導	村	村	4～7	46.0% 特定健診受診率
			がん検診無料クーポン券配布事業 がん検診対象者への無料クーポン券の配布	村	村	4～7	
			健康増進事業 健康相談、健診結果説明会等の開催	村	村	4～7	
	(4)歯科保健	虫歯と歯周病の予防意識向上に努めます	乳幼児健康診査事業 歯の健康優良児表彰 個別相談、ブラッシング指導等	村	村	4～7	
			幼児・児童・生徒の虫歯予防活動 各対象年齢に、フッ化物洗口、シーラント充てん	村	村	4～7	
			歯周病唾液検査 希望者を対象に唾液検査を実施	村	村	4～7	
	(5)感染症対策	各種予防接種の接種率を向上させます	予防接種事業 接種費用の公費負担等	村	村	4～7	100% 各種予防接種の受診率
			インフルエンザ予防接種助成事業 1歳以上の村民を対象にインフルエンザワクチンの接種費用を助成	村	村	4～7	

事業計画／事業一覧

領域	分野		事業名	事業主体	実施主体	年度	指標と目標
2 医療	(1)医療	一次医療サービスの充実を図ります	訪問診療・訪問歯科診療 医師が患者の居宅に出向いて診療実施	村	村	4～7	
			市町村医師養成事業 ※岩手県国民健康保険団体連合会事業	村	連合会	4～7	
3 福祉	(1)児童福祉	自然と人の絆が育む子育て環境を推進します	乳幼児医療費助成事業 児童および生徒医療費助成事業 出生～高校生までの子どもの医療費の一部助成	村	村	4～7	
			保育所運営事業 若桐保育園で0～5歳児を対象に保育実施	村	村	4	0人→0人 保育園待機児童数
			たのはた児童館運営事業 3～5歳児を対象に保育活動実施	村	村	4	
			認定こども園運営事業 0～5歳児を対象に保育活動実施	村	村	5～7	0人→0人 認定こども園待機児童数
			子育て世代包括支援センター運営事業 親子の居場所設置、子育て講座の実施	村	村	4～7	
			放課後児童クラブ運営事業 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に保育実施	村	村	4～7	
	(2)高齢者福祉	住み慣れた地域で生活ができるよう支援します	介護予防事業 地域の要請に応じて介護予防に関する講師派遣、介護技術の普及啓発、家族介護教室の開催、1次予防事業、2次予防事業の実施	村	村	4～7	
			田野畑村シルバー人材センター補助事業 運営経費への交付金	村	村	4～7	
			シルバーサポーター設置訪問事業 要援護高齢者を訪問し見守りを行う	村	村	4～7	
			緊急通報装置設置事業 緊急通報装置の設置	村	村	4～7	
			成年後見制度使用支援制度 認知症高齢者に対し村長が行う後見の申立等に係る費用を負担	村	村	4～7	
			地域包括支援センター運営事業	村	村	4～7	
	(3)障がい者福祉	誰もが持てる能力を十分に発揮できる社会参加を支援します	更生医療・育成医療給付事業 自立支援医療費の支給	村	村	4～7	
			在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業 酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部助成	村	村	4～7	
			自立支援給付事業 地域生活支援事業 療養介護医療給付事業 障害者総合支援法に基づく各種給付	村	村	4～7	
			障害者相談員設置事業 身体障害者相談員、知的障害者相談員の設置	村	村	4～7	

領域	分野		事業名	事業主体	実施主体	年度	指標と目標
4 消防・安全	(1)消防・防災	事前防災と住民の共働による防災活動を促進します	消防自動車整備事業 老朽化等による消防車両の更新等	村	村	4～7	2台 消防車両更新台数
			消防屯所耐震化整備事業 消防拠点施設耐震化整備(巣合)	村	村	4～7	1箇所 消防屯所耐震化整備
			防火水槽整備事業 消防水利の充足	村	村	4～7	2基 防火水槽・消火栓新設数
			治山・治水事業 土石流・河川氾濫危険個所の指定、住民周知	県・村	村	4～7	164箇所 土砂災害危険箇所指定
			自主防災組織、防災士の育成強化 自主防災組織、防災士の育成強化支援	村	自主防災組織、村民	4～7	3団体→3団体(維持) 自主防災組織数 20人→31人 防災士資格取得者数
			中央防災センター女性消防官仮眠室等整備 消防防災体制の改善	村	行政組合	4～7	1室 中央防災センターの改修
			総合防災訓練の実施 災害種別に応じた関係機関の対応訓練実施	村	村／村民	4～7	
			海岸保全施設災害復旧事業 松前沢水門と遠隔操作施設の早期完成	県	県	4～7	
	(2)安全	犯罪と交通事故のない安全な地域社会をつくります	交通安全対策事業 季節ごと交通安全運動、交通安全教室等の実施	村	村／村民	4～7	年0件→年0件 交通死亡事故発生件数、11年継続
			地域安全対策の推進 鍵かけ運動、地域防犯見守り活動の展開	村	村	4～7	0件→0件 振り込め詐欺被害
			消費者救済対策の推進 いわて被害者支援センターとの連携支援	村	村	4～7	
5 定住促進	(1)定住・移住	村の魅力を向上させ、人口減少率の低減を図ります	定住対策促進事業(再掲) 定住対策用住宅修繕の補助等	村	移住者等	4～7	延べ160人 U・Iターン者数
			地域おこし協力隊制度等の活用推進 地域おこし協力隊制度の活用等による積極的な移住希望者の掘り起こし	村	村／受入団体	4～7	

事業計画／事業一覧

Ⅲ　学習　ふるさとに愛着を抱き、人間性豊かな人材を育てます

領域	分野		事業名	事業主体	実施主体	年度	指標と目標
1 教育	(1)家庭教育・就学前教育	家庭教育に関する保護者の研修機会を充実します	家庭教育学級の開催 幼児期・児童期・生徒期に応じた保護者対象講座等開催支援	村	村	4～7	関係機関の講座開催 6回／年
			幼小中連携による就学前教育と保育の充実 幼小中連携による統計づけた教育カリキュラムとして、小学校就学前のアプローチカリキュラム、小学校1年生のスタートカリキュラムの編成・実践	村	村	4～7	幼小中連携協議会開催 2回／年 アプローチカリキュラム 活用率　100% スタートカリキュラム 活用率　100%
			子育て世代包括支援センター運営事業(再掲) 親子の居場所事業、子育て講座の実施	村	村	4～7	
	(2)学校教育	幼小中連携及び地域と一体となった教育の推進を図ります	幼少中連携教育推進事業 幼少中連携教育の推進	村	村	4～7	幼少中連携協議会開催 2回／年
			学校教育環境(校舎･教材･教具･図書･ICT機器)の整備充実 児童生徒の学習環境、教材･教具･図書・ICT機器の整備充実	村	村	4～7	
			学校運営協議会(コミュニティスクール)の展開 学校運営協議会を設置し、学校と地域、行政が連携・協働して子どもたちを育んでいく取り組み推進	村	学校／地域／村	4～7	学校運営協議会の開催 3回／年
			学校ICT環境整備事業 学校ICT(情報通信技術)の活用促進	村	村	4～7	
			田野畑村育英奨学資金貸付制度の推進 経済的な理由で就学困難な者に対し、奨学金を貸付	村	村	4～7	貸付件数　10件/年
2 青少年の健全育成	(1)青少年の健全育成	社会性を育む体験的な活動を充実させます	村民研修事業の実施 友好都市埼玉県深谷市との小学生交流 中高生の異文化交流研修(海外派遣研修等)	村	村	4～7	小学生交流事業開催 1回／年 異文化交流事業開催 1回／年
			教育振興運動の推進 学校運営協議会(コミュニティスクール)を導入し、学校を中心とした活動と地域住民の連係 教育のつどいの開催	村	学校／地域／村	4～7	学校運営協議会の開催 3回/年 教育のつどい開催 1回／年
			情報機器モラル教育の推進 メディアや情報機器端末の適正な利活用が図られるよう情報機器モラル教育を実施	村	村	4～7	情報機器モラル教育の実施　1回／年

領域	分野		事業名	事業主体	実施主体	年度	指標と目標
3 生涯学習・スポーツ活動	(1)生涯学習	村民ニーズに対応した生涯学習活動を支援します	生涯学習活動の推進 各種生涯学習講座等の開催(自主活動支援を含む)	村	村	4～7	生涯学習講座開催 8回／年
			村民文化展の開催 自主学習サークル活動に取り組む村民の支援	村	村	4～7	村民文化展の開催 1回／年
			読書活動の推進 アズビィ図書室の管理・図書の充実	村	村	4～7	アズビィ図書室年間利用者数 4,000人／年
	(2)スポーツ活動	生涯スポーツを推進し、健康の維持増進を図ります	生涯スポーツの推進 マレットゴルフの普及 ウオーキングの推進	村	村／競技団体	4～7	マレットゴルフ場年間利用者数 1,500人／年
4 芸術・文化	(1)芸術・文化	芸術・文化に親しめる機会を提供します	伝統芸能伝承の推進 伝承保存活動の支援 各種発表会の開催	村	村／郷土芸能団体	4～7	芸能フェスティバル開催 (芸術文化協会主催) 1回／年
			舞台芸術鑑賞の推進 優れた芸術文化を鑑賞する機会を創出	村	村	4～7	青少年劇場の開催 1回／年
			民俗資料館の史料整備の推進 民俗資料館の史料整備の推進	村	村	4～7	民俗資料館年間利用者数 500人／年
			文化財の調査・保存・伝承の推進 希少動植物、自然遺産、天然記念物の学習の機会を創出	村	村	4～7	観察会の実施 3回／年
			希少動植物の保護活動 希少動植物の保護活動を支援(チョウセンアカシジミ・シロバナシャクナゲ・イワタバコ)	村	村	4～7	生息域・繁殖域調査実施 1回／年
5 男女共同参画	(1)男女共同参画	女性や若者の社会参画の機会を確保します	男女共参画推進事業 各種研修会への参加推進等	村	村	4～7	31.8%→35.0% 各種審議会・委員会などへの女性登用率 14人→18人 男女共同参画サポーター認定数

事業計画／事業一覧

Ⅳ　産業　産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環・共生型の働き続けられる村を目指します

領域	分野		事業名	事業主体	実施主体	年度	指標と目標
1 農業	(1)畜産	営農継続と担い手の経営強化を推進します	畜産振興総合対策事業補助金 牛群検定活動への補助(JA)	村	JA	4～7	
			草地畜産基盤整備事業 草地造成整備等、公共牧場の機能強化	村	村	5～7	
			和牛繁殖牛導入事業 和牛繁殖牛導入費用の補助	村	村	4～7	
			畜産クラスター協議会の運営 畜産経営強化支援等	村	協議会	4～7	
	(2)農産園芸	人・土地を有効に活かした農業を推進します	農地中間管理事業 農地集積、集約化に向けた支援	村	村	4～7	
			田野畑村いわて地域農業マスタープラン実践支援事業 経営体の機械、施設等の導入費用の一部補助	村	村	4～7	
			堆肥処理施設等管理事業 指定管理者制度を活用した堆肥処理施設の運営	村	村	4～7	
			6次産業化推進協議会の設置運営 6次産業化の支援、イベントの開催等	村	協議会	4～7	10品目 新商品開発件数
2 林業	(1)森林業	森林整備と森林サービス産業の育成に努めます	森林環境税推進事業 森林環境整備事業補助金	村	山林所有者	4～7	
	(2)林業	民有林の除間伐と路網整備を推進します	村有林、村営造林整備(間伐・作業路作設) 民有林整備(間伐・更新伐・作業路作設) 森林組合への委託事業	村	村	4～7	
			森林管理道平波沢線開設事業 森林木材の利用拡大を促進するための森林管理道整備事業(県代行事業)	県	県	4～7	
3 水産業	(1)水産業	栽培漁業を推進し、経営強化を図ります	漁獲共済掛金補助 ワカメ養殖漁家への共済掛金を補助	村	村	4～7	
			田野畑ワカメブランド化推進事業 田野畑産ワカメのブランド化を推進し、生産者の労力軽減と所得向上を図る	村	村／生産者	4～7	
			水産基盤整備事業(平井賀、机) 北防波堤整備(羅賀)・突堤(平井賀)	村	村	4～7	
4 商工業	(1)商業	中小企業との連携を強化し、持続可能な地域経済の振興を図ります	中小企業振興資金融資事業 振興資金の利子補給	村	村	4～7	
	(2)製造業・建設業	的確な支援と事業確保により経営の安定を図ります	道の駅たのはた運営業務 地域の核として道の駅運営の支援を行う	村	運営者	4～7	
5 雇用・労働	(1)雇用・労働	質の高い労働力の確保に努めます	雇用促進奨励制度 村内事業者の雇用創出への取り組みを支援	村	事業者	4～7	
6 観光	(1)観光	体験型観光の充実による「観光の村」を目指します	体験観光交流促進事業 体験プログラム商品の開発、イベントの開催等	村	村	4～7	2,600人→6,000人 体験観光者数
			観光PR事業 観光パンフレットの作成、各種メディアでのPR	村	村	4～7	65,000人→135,000人 年間観光客入込数 (北山崎・鵜の巣断崖) 24,200人→35,100人 宿泊者数
			教育旅行誘致支援事業 宿泊施設や民泊を利用して村内に滞在する学校への旅行費用の補助	村	村	4～7	

Ⅴ　交流　多様な交流を大切にし、心ふれあう村をつくります

領域	分野		事業名	事業主体	実施主体	年度	指標と目標
1 地域コミュニティ	(1)住民自治	地域の特性に合わせた自主的な活動を促進します	協働のむらづくり補助金事業 地域づくり交付金事業 住民自治研修事業 地域づくりの活動に対する支援	村	自治会等	4～7	
	(2)協働	「地域づくり計画」の実現を支援します	地域協働隊支援制度 各行政区に役場職員を地域協働隊として配置	村	村	4～7	
	(3)まちの拠点づくり	まちの拠点として機能する役場庁舎整備を検討します	役場庁舎整備事業 役場庁舎建設の事業検討	村	村	4～7	
2 都市との友好と交流	(1)都市との友好と交流	村との縁を大切にした交流の輪を守り育てていきます	友好都市・町村交流事業 友好都市埼玉県深谷市、青森県藤崎町との交流 早稲田大学等との交流	村	村／村民	4～7	
			ふるさと納税の推進 返礼品の拡充	村	村／事業者	4～7	

事業計画／事業一覧

Ⅵ　交通・情報基盤　誰もが容易に移動や情報を得られるよう、連携・基盤の充実と機能発揮にと努めます

領域	分野		事業名	事業主体	実施主体	年度	指標と目標
1 道路	(1) 国道・県道・村道	地域の要望に即した道路整備と適正な維持管理に努めます	村道沼袋三沢線改良舗装事業 村道の改良舗装	村	村	4～7	40%→80% (R7年度末時点) 改良進捗率
			村道十文字線改良舗装事業 村道の改良舗装	村	村	4	30%→100% (R4年度末時点) 改良進捗率
			村道鉄山線外災害防除事業 落石防護設備整備	村	村	4～7	65%→100% (R7年度末時点) 改良進捗率
			村道道路舗装修繕事業 村道目名線外道路舗装修繕	村	村	4～7	
			道路メンテナンス事業 道路橋63橋、トンネル2カ所の長寿命化	村	村	4～7	
			道路維持事業 側溝修繕工事ほか	村	村	4～7	
2 公共交通	(1)公共交通	予約運行交通の利便性の向上を図ります	村民バス運行事業 総合バスの運行	村	村	4～7	
			生活交通対策事業 予約運行交通、観光乗合タクシーの運行	村	協議会	4～7	
			田野畑マイレール推進事業 イベントの開催等による三陸鉄道への誘客	村	村	4～7	
3 情報	(1)情報通信	情報通信格差の解消に努めます	田野畑村共聴施設改修事業 老朽化した共聴施設の改修等	村	村	4～7	
	(2)情報発信	多様な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めます	光ブロードバンド施設管理事業 光ブロードバンド網の維持管理	村	村	4～7	
			観光防災wi-fiステーション管理事業 村内12カ所に設置したWi-Fi設備の管理	村	村	4～7	

参考資料

1　田野畑村総合計画審議会委員名簿…… 118
2　諮問・答申 …… 119
3　田野畑村総合計画審議会条例…… 121
4　田野畑村協働のむらづくり基本条例 …… 123
5　地域別構想…… 128
6　田野畑村総合計画アンケート結果…… 156

参考資料

1 田野畑村総合計画審議会 委員名簿

■ 審議会委員

（敬称略、50音順）

所　　属	役　職　等	氏　　名
社会福祉法人田野畑村社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	嘉　藤　正　義
一般公募枠		上　山　明　美
NPO法人体験村・たのはたネットワーク	理　　事　　長	楠　田　拓　郎
田野畑村PTA連合会	会　　長	工　藤　士　文
田野畑村PTA連合会（令和2年度）	会　　長	小松山　裕　司
田野畑村議会　総務・教育民生常任委員会	副　委　員　長	工　藤　　求
田野畑村教育委員会	教育長職務代理者	熊　谷　勤　巳
一般公募枠		熊　谷　宗　矩
田野畑村森林組合	代表理事組合長	熊　谷　吉　秀
田野畑村商工会	会　　長	小松山　久　男
田野畑村議会　産業・建設常任委員会	副　委　員　長	佐々木　芳　利
田野畑村自治協議会連合会	会　　長	鈴　木　隆　昭
一般公募枠		中　村　房　永
田野畑村漁業協同組合	代表理事組合長	中　村　芳　正
田野畑村議会　政務調査会	副　　会　　長	畠　山　拓　雄
田野畑村自治会連合会	会　　長	畠　山　種　美
田野畑村自治会連合会（令和2年度）	会　　長	佐　藤　正　明
田野畑村農業委員会	委　　員　　長	畑　山　正　明
田野畑村校長会	会　　長	堀　切　茂　行
田野畑村校長会（令和2年度）	会　　長	石　川　　健

■ アドバイザー

（敬称略、50音順）

所　　属	役　職　等	氏　　名
富士大学	学　　長	岡　田　秀　二
元岩手日報社		工　藤　　哲
早稲田大学　社会科学総合学術院	教　　授	早　田　　宰

2 諮問・答申

田政推第51号

令和3年2月4日

田野畑村総合計画審議会会長　様

田野畑村長　　石原　　弘

田野畑村総合計画（基本構想、前期基本計画）について（諮問）

標記計画の策定に当たり、田野畑村総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和4年2月28日

田野畑村長　佐々木　靖　様

田野畑村総合計画審議会
会長　熊谷　吉秀

田野畑村総合計画（基本構想、前期基本計画）について（答申）

令和3年2月4日付け田政推第51号をもって諮問のあった「田野畑村総合計画（基本構想、前期基本計画）」について、当審議会において慎重に審議した結果、原案を可とします。

また、具体の施策検討状況、計画の進捗状況等について村民に情報提供すること、施策の検討見直しにおいては村民が参画する協働のむらづくり推進委員会を設け、本計画の実現に取り組むことを要望し、答申とします。

3 田野畑村総合計画審議会条例

（昭和49年4月1日条例第7号）

改正　昭和54年12月21日条例第15号　平成 4年 3月23日条例第 1号
平成 6年 3月22日条例第 5号　平成10年 3月30日条例第 5号
平成13年10月23日条例第 7号　平成18年 3月20日条例第 5号
平成22年 3月17日条例第11号

（設置）
第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、田野畑村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第2条　審議会は、田野畑村の自然環境と調和した、秩序ある総合的なむらづくりを促進するため、村長の諮問に応じ、田野畑村の総合計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。
（組織）
第3条　審議会は、委員30人以内で組織する。
2　委員は、豊かな識見を有し、かつ、公共の福祉に関して公平な判断をすることができる者のうちから、村長が委嘱する。
（部会）
第4条　審議会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。
2　部会に属する委員は、村長が指名する。
（委員の任期）
第5条　委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとする。
（会長及び副会長）
第6条　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第7条　審議会は、会長が招集する。
2　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3　会長は、会議の議長となる。
4　議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第8条　審議会及び部会の庶務は、企画担当課において処理する。
（補則）
第9条　この条例に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に必要な事項は、村長が別に定める。

附　則
　この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和54年12月21日条例第15号)
　この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成4年3月23日条例第1号)抄
（施行期日）
1　この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附　則(平成6年3月22日条例第5号)抄
（施行期日）
1　この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附　則(平成10年3月30日条例第5号)抄
（施行期日）
1　この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附　則(平成13年10月23日条例第7号)抄
（施行期日）
1　この条例は、平成13年11月1日から施行する。

附　則(平成18年3月20日条例第5号)
　この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成22年3月17日条例第11号)
　この条例は、平成22年4月1日から施行する。

4 田野畑村協働のむらづくり基本条例

(平成22年3月17日条例第8号)

わたしたちの田野畑村は、北山崎を代表とする美しい海岸線や緑濃き森林など、豊かな自然に恵まれています。一方で、津波やヤマセによる大飢饉にたびたび襲われた歴史があるなど、多くの先人たちの苦難とたゆみのない努力、英知に支えられ発展してきました。

わたしたちは、この美しくも厳しい自然の中で培われた歴史や文化、伝統、郷土愛、結いの精神を守り育て、個性豊かで自信と誇りを持って安心して暮らせるむらづくりに努め、後世に引き継いでいかなければなりません。

このためには、自治の主役である村民が地域コミュニティ活動に積極的に参加するとともに、村民、議会及び行政の三者が、お互いの責任と役割を自覚し、協働することによってむらづくりを推進していくことが大切です。

わたしたちは、ここに田野畑村のむらづくりの理念を明らかにし、住んでよかったと思える地域社会をつくるため、この条例を制定します。

目次

第 1章　総則(第1条-第3条)
第 2章　むらづくりの基本原則(第4条-第10条)
第 3章　村民の権利と責務(第11条・第12条)
第 4章　議会の役割と責務(第13条・第14条)
第 5章　行政の役割と責務(第15条-第17条)
第 6章　参加及び協働の推進(第18条-第20条)
第 7章　コミュニティ(第21条-第26条)
第 8章　村政の運営(第27条-第32条)
第 9章　連携と協力(第33条・第34条)
第10章　条例の見直し(第35条・第36条)

第1章　総則

（目的）
第1条　この条例は、田野畑村のむらづくりに関する基本原則を定めるとともに、村民の権利と責務、議会と行政の役割と責務を明らかにし、村民、議会及び行政との協働による住民自治を推進することによって、生き生きとした地域社会の実現を目指すことを目的とします。

（条例の位置付け）
第2条　この条例は、むらづくりの基本を定める最高規範であり、他の条例、規則、計画等の策定改廃等に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重するとともに、整合を図るものとします。

（定義）
第3条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
(1)　村民　村内に住む人、村内で働く人、村内で学ぶ人、村内に事務所がある法人及び村内で活動する団体
(2)　行政　村長をはじめとするすべての執行機関
(3)　議会　議決機関としての田野畑村議会
(4)　むらづくり　村民が安心して安全に暮らせる豊かな地域社会を形成するためのさまざまな取り組み

(5)　協働　村民、議会、行政の各主体がそれぞれ果たすべき責務と役割を自覚し、相互に補完しながら連携してむらづくりに取り組むこと
(6)　住民自治　主権者としての村民が、主体的に地域課題の解決や地域振興に向けてともに考えて行動すること
(7)　コミュニティ　村民がお互いに助け合い、心豊かな暮らしを築くことを目的として自主的に結ばれた自治会やボランティア等の組織及び団体

第2章　むらづくりの基本原則

（住民主体の原則）
第4条　むらづくりは、村民が主体となって進めるものとします。
（協働の原則）
第5条　むらづくりは、村民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務のもと、協働で進めるものとします。
（人権尊重の原則）
第6条　むらづくりは、村民、議会及び行政がお互いの人権を尊重しながら進めるものとします。
（情報共有の原則）
第7条　むらづくりは、村民、議会及び行政が情報を共有しながら進めるものとします。
（信頼関係構築の原則）
第8条　むらづくりは、村民、議会及び行政が信頼関係を築きながら進めるものとします。
（自主参加の原則）
第9条　むらづくりは、村民、議会及び行政の自主的な参加のもとで進めるものとします。
（対等の原則）
第10条　むらづくりは、村民、議会及び行政がむらづくりのすべての局面において、対等、平等及び公正でなければなりません。

第3章　村民の権利と責務

（村民の権利）
第11条　すべての村民は、むらづくりに参加する権利を有します。
2　すべての村民は、議会及び行政の保有する情報を知る権利を有します。
3　すべての村民は、公正かつ適正な行政サービスを享受する権利を有します。
4　次代を担う子どもが村民として守られ、個人として尊重される権利を有します。
（村民の責務）
第12条　村民は、むらづくりにおける自らの責任と役割を認識し、積極的な参加に努めるものとします。
2　村民は、多様な価値観を認め合い、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。
3　村民は、次代を担う子どもたちの健全育成を図るため、子どもたちが夢と希望を持って成長できるむらづくりを推進しなければなりません。
4　村民は、村政運営に係る経費を公正かつ適正に負担しなければなりません。

第4章　議会の役割と責務

（議会の役割と責務）
第13条　議会は、村民の代表として選ばれた議員により構成される意思決定機関及び議決機関として、行政活動が公正かつ誠実で効率的に実施されているかを調査・監視し、牽制する役割を果たさなければなりません。
2　議会は、議会における意思決定の内容及びその経過を明らかにし、分かりやすく村民に説明しなければなりません。
3　議会は、自らも政策立案等を行い、村民の意思が反映される活動に努めなければなりません。
（議員の役割と責務）
第14条　議員は、村民から選ばれた公職者として公正かつ誠実に職務を遂行し、公益のために行動しなければなりません。
2　議員は、村民の意思が村政に反映されるよう常に地域の課題や村民の意見を把握するよう努めなければなりません。

第5章　行政の役割と責務

（村長の役割と責務）
第15条　村長は、村の代表者として地方自治法に規定されている権限を行使し、村民の信託に応えるため公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。
2　村長は、村民の意向を適正に判断し、村政の課題に対処したむらづくりを推進しなければなりません。
3　村長は、村職員を適切に指揮監督し、効率的な村政運営に努めなければなりません。
（執行機関の責務）
第16条　執行機関は、それぞれの管理に属する事務について、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければなりません。
（村職員の役割と責務）
第17条　村職員は、自らも村民としての責務を果たすとともに、村民の視点に立って、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。
2　村職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力向上に励み、村民に信頼されるよう努めなければなりません。

第6章　参加及び協働の推進

（参加の推進）
第18条　行政は、重要な計画等の企画立案、実施及び評価等の過程において、村民参加の機会の拡大に努めなければなりません。
2　行政は、委員会その他の付属機関等の委員を委嘱しようとするときは、特に専門性が必要な場合を除き、公募による委員を加えるよう努めなければなりません。
3　村民参加に当たっては、男女が社会の対等な構成員であることを認識し、女性や若者が参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。
（協働の推進）
第19条　行政は、村民との信頼関係を深めるとともに、地域におけるさまざまな課題を解決するためお互いの知恵と力を出し合い、協働によるむらづくりを進めるものとします。
2　行政は、協働のむらづくりを推進するため、むらづくり活動及びコミュニティ活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
3　行政は、前項の措置を講ずるに当たっては、村民活動の自主性及び自律性を尊重し、総合的かつ計画的に行うものとします。

（協働を推進する委員会の設置）
第20条　行政は、村民との協働によるむらづくりを推進するため、協働を推進する委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとします。
2　委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定めます。

第7章　コミュニティ
（コミュニティの役割）
第21条　コミュニティは、多様な活動を通じて人と人とのつながりをはぐくみ、地域を守り支えるよう努めるものとします。
2　コミュニティは、地域の暮らしの中で先人が築いてきた文化、伝統等を生かしはぐくみながら、将来にわたり引き継ぐよう努めるものとします。
（住民自治の推進）
第22条　村民及び行政は、地域に根差したむらづくりが村民主体となって行われるよう、地域コミュニティと行政との間で役割と責任を分担する住民自治の推進及び充実に努めるものとします。
（住民自治活動への参加）
第23条　村民は、村民と行政の役割分担と協働により公共サービスの新たな担い手となる住民自治活動の重要性を認識し、自ら積極的に住民自治活動に参加するよう努めるものとします。
（コミュニティの育成）
第24条　村民は、地域に根差したコミュニティが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現する重要な組織であることを認識し、その活動に参加、協力するものとします。
2　村民は、自らの住む地域に誇りと愛着を持ち、「自分たちの地域は自らの手でつくる」という思いを持ち、コミュニティを守り、育てるように努めるものとします。
3　村民は、民主的な地域運営を進めるため、女性・若者・子どもたちを含めた一人ひとりの意見が反映されるコミュニティづくりに努めるものとします。
4　村民は、子どもからお年寄りまですべての人たちが安心して安全に暮らせるコミュニティづくりに努めるものとします。
（相互の連携）
第25条　それぞれのコミュニティは、必要に応じて連携協力し、お互いの活動の支援に努めるものとします。
2　地域コミュニティは、少子高齢化の進展により自治活動等に支障が生じてきていることを踏まえ、その自主的な判断により、隣接のコミュニティ及び行政等との連携の在り方を協議することができます。
（行政とコミュニティのかかわり）
第26条　行政は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重するとともに、コミュニティ活動に対し必要な支援を行わなければなりません。

第8章　村政の運営
（地域づくり計画）
第27条　地域コミュニティは、地域住民が主体となって地域の振興に取り組むため、地域づくり計画を策定するものとします。
2　地域づくり計画の策定に当たっては、行政は必要な支援を行わなければなりません。
（総合計画）
第28条　行政は、総合的かつ計画的な村政運営を行うため、目指すべき将来像などを明らかにした基本構想とこれを具体化するための計画で構成する総合計画を策定しなければなりません。
2　総合計画の策定に当たっては、地域コミュニティが策定した地域づくり計画の実現を勘案するものとします。
3　総合計画は、新たな行政需要にも対応できるように、必要に応じて計画内容を見直します。
（財政運営）
第29条　行政は、財源を効率的、効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営に努めなければなりません。
（情報の公開）
第30条　行政は、村民との協働を推進し充実したものにするため、村政に関する情報を積極的に提供し、村民との情報共有を進めていくものとします。
（個人情報の保護）
第31条　行政は、個人の権利や利益を守るため、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を取らなければなりません。
（危機管理体制の確立）
第32条　行政は、村民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うことができるよう、危機管理の体制整備に努めます。
2　行政は、村民、議会及び関係機関等との連携と協力を図りながら、災害時に備えます。

第9章　連携と協力
（村外の人々との連携）
第33条　村民、議会及び行政は、さまざまな活動や取り組みを通じて、村外の人々との交流の促進と連携を図り、その知恵や意見をむらづくりに活用するよう努めるものとします。
2　行政は、前項のような活動に対する支援に努めるものとします。
（広域連携）
第34条　行政は、国、県、近隣市町村及びその他の機関との情報共有と相互理解のもと、それぞれの自主性を保ちながら連携し、協力し合いながらむらづくりを推進するものとします。

第10章　条例の見直し
（この条例の検討及び見直し）
第35条　行政は、この条例がむらづくりの推進にふさわしいものであるかどうか等を、必要に応じて検討するものとします。
2　行政は、前項の規定による検討を行う場合、第20条で規定する委員会の意見を聞かなければなりません。
3　行政は、第1項の規定による検討の結果、見直しを必要とする場合は、村民の意向を適切に反映しながら、必要な措置を講ずるものとします。
（委任）
第36条　この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定めます。

附　則
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

5 地域別構想 田野畑北部自治振興会 20年後の地区の将来像

「真の日本一の海岸美で誇れる地域に」

1 地区の特徴

1）地区の魅力

- 村を代表する観光資源「北山崎」を有する
- 体験型観光のベースとなる机浜番屋群にサッパ船アドベンチャーズ、みちのく潮風トレイルがある
- 戊辰戦争の歴史が机地区に残っている
- 集落も手入れが行き届き、花の植栽、薪棚が整備されている
- 海山の食材が四季を通じて豊富で、食事を提供できる施設がある

2）人口推移（1990年～2015年）

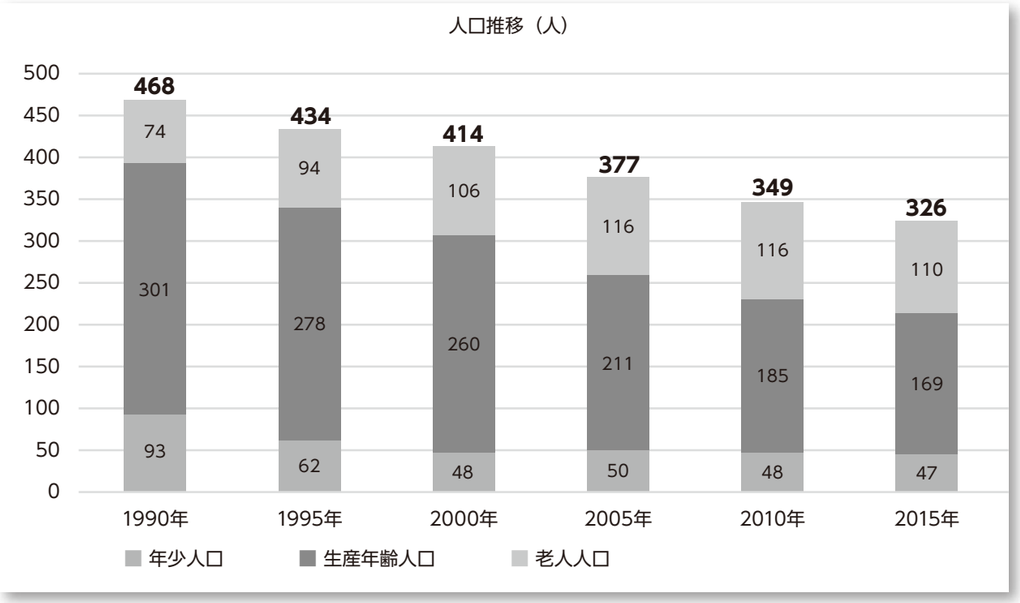

■ 年少人口（0～14歳）　■ 生産年齢人口（15～64歳）　■ 老人人口（65～75歳以上）

3）年齢構成割合（1990年～2015年）

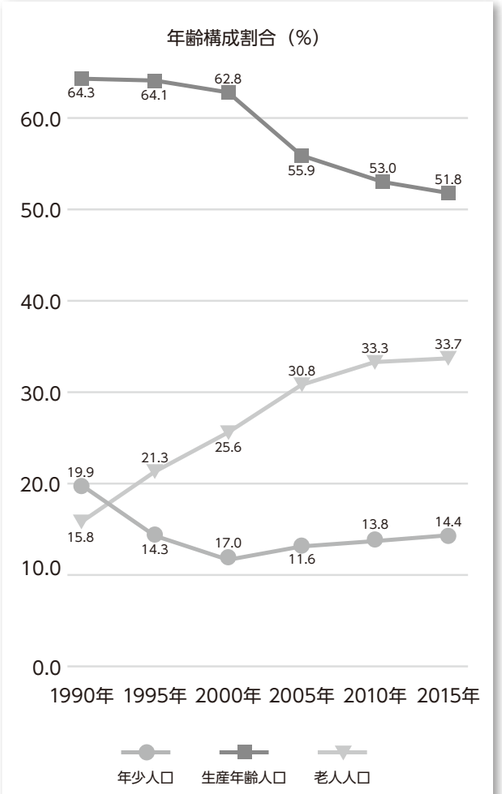

少子化の傾向にあり高齢化が進んでいる。

4）将来推定人口（2015年～2040年）

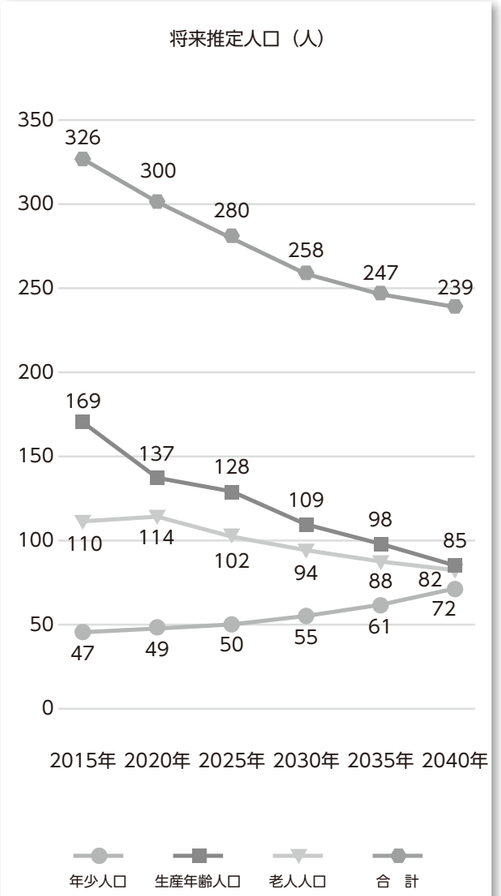

参考資料

2 地域の強みと弱み

1）地域の強み（利点）

●三陸復興国立公園を代表する景観がたくさんある
●集落内の手入れが行き届き、見た目が美しい
●自然が豊かで、四季折々の山海の幸を楽しめるぜいたくな暮らしができる
●毎月開催される交流会で地域のつながりが強い

2）地域の弱み（問題点）

●少子化が進み、地区行事の参加者や漁業・農業の後継者不足
●山林の手入れができない。獣害も増えてきた。空き家も目立つ
●インバウンド向けのサイン（誘導標）が無い
●観光地トイレの洋式化
●観光地を結ぶ交通網が不便

3 解決策

●集落環境を維持していく
●外部に情報を発信する取り組み
●観光産業の拡大策と就業者確保の方法
●観光収入を得るメニューづくり
●「日本一の海岸美を誇る北山崎」ブランドづくり

4 取り組み内容

分野	方針	具体的な取り組み
1定住	自然と共生しながら田舎暮らしを楽しむ生活スタイルの推進	・観光産業を盛んにして、働き手に来てもらうための情報発信（情報誌の発行） ・定期的な情報交換会の開催（「つくえパブ」による地域住民と地域外との交流） ・集落環境の維持活動の継続（清掃・美化活動） ・空き家の活用（空き家バンク制度への積極的な情報提供）
2観光	＼日本一／を観光資源として売り出す	・気張らずに普段の仕事を体験させるメニューづくりで収入を増やす（民泊の推進） ・四季ごとの北山崎グルメを開発し、通年の訪客を増やす（例:冬場「いくら漬け丼」） ・ジオガイドの養成 ・案内看板の充実 ・関係団体との連携強化 ・集落環境の維持活動の継続（清掃・美化活動（再掲））
3産業	1次産業のブランド化で観光産業も活発に	・マツタケ、シイタケ、アワビ、ウニ、コンブ、ワカメが育つ自然環境が日本一の海岸美である物語を付加価値とするPR（情報誌の発行（再掲）） ・日本一の環境で育った食材を食べることが観光につながる工夫（地域外との交流の推進とこれまでの交流によるつながりの継続・強化）
4公共施設	公民館等の積極的な活用	・自然大学校の活用（北山、机地区の交流イベントの開催） ・定期的な情報交換会の開催（「つくえパブ」による地域住民と地域外との交流（再掲））
5文化	地元学の推進 地域に根差した食や伝統行事の伝承	・村内の歴史や文化を学習するツアー等の企画・開催（地域住民が地元を理解するための取り組み） ・三閉伊一揆の集合地「池名」にまつわる歴史的記録の保存と伝承 ・軍艦「高雄」にまつわる歴史的記録の保存と伝承 ・地域の食や伝統行事の掘り起こし ・盆踊り大会の開催 ・海大会の継続
6教育	ふるさと教育の推進 地元学の推進（再掲）	・観光資源の勉強会（大人も子どもも学びあう「たのはた観光大学」の開催） ・村内の歴史や文化を学習するツアー等の企画・開催（地域住民が地元を理解するための取り組み）（再掲） ・海大会の継続（再掲） ・ジオガイドの養成（再掲）

［地域別構想］田野畑地区自治協議会　20年後の地区の将来像

「ともに学び、汗しあって
本当の豊かさを生み出す
笑顔あふれる我が田野畑」

1 地区の特徴

1）地区の魅力

- 村の中心に位置し、主要な公共施設が集中している
- 国道 45 号、三陸沿岸道路で宮古市や久慈市まで 1 時間圏内
- 「道の駅たのはた」がリニューアルオープン予定
- 県指定無形民俗文化財「菅窪鹿踊」が伝承されている
- 転入者が多い
- 「思惟の森」を通じて早稲田大学との交流が続いている

2）人口推移（1990年～2015年）

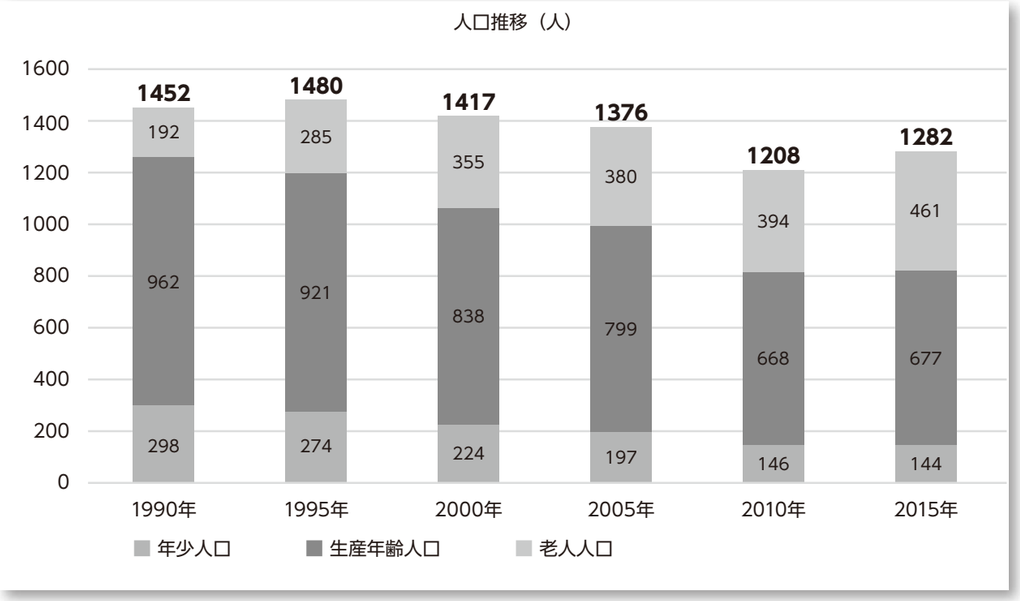

■ 年少人口（0～14歳）　■ 生産年齢人口（15～64歳）　■ 老人人口（65～75歳以上）

3）年齢構成割合（1990年～2015年）

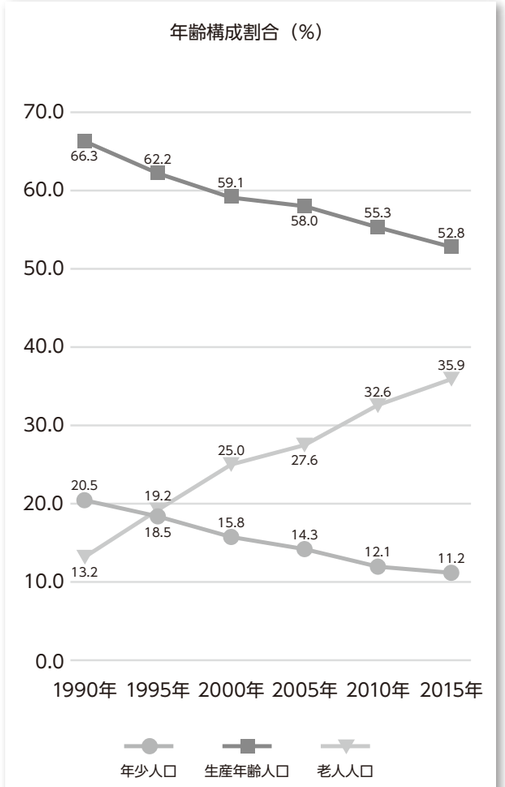

村内で最も人口が多い地区であるが、1990年と比較すると人口は約12%減少している。2005年以降老人人口が増加する傾向にあり高齢化が進んでいる。

4）将来推定人口（2015年～2040年）

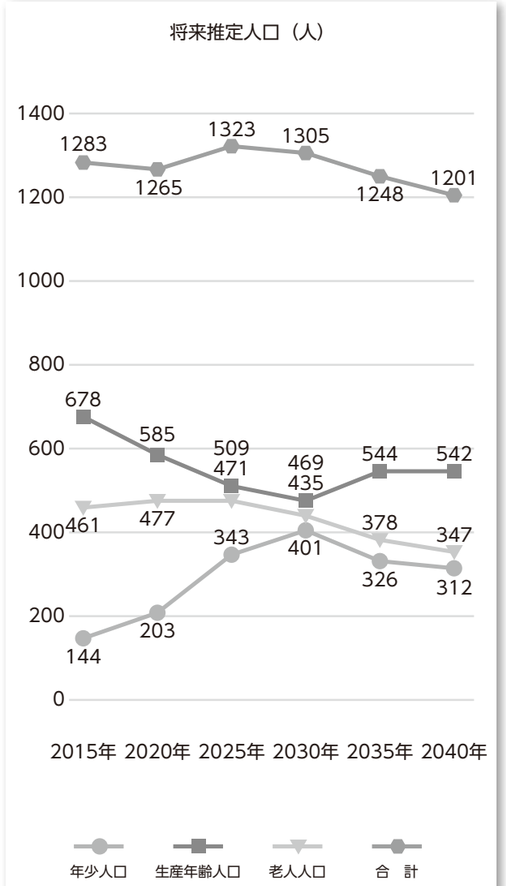

参考資料

2 地域の強みと弱み

1）地域の強み（利点）

●村の中心地で、文教地区でもある
●中心部は歩いて買い物ができる
●村外に誇れる「菅窪鹿踊」が伝わる

2）地域の弱み（問題点）

●転入者が多く、自治会活動への不参加でつながりが希薄となってきた
●１・２次産業が衰退してきた
●人口減少が続き、少子化で地域行事の開催に支障が多少ある
●転入者の住宅難、若い人が住む所がない

3 解決策

●高齢者が元気に過ごせる地域になる
●盆踊りなどの地区行事を復活する
●産業の振興で求人を増やす
●若い人に転入して来てもらい、老若男女の人口バランスをとる
●元気と活気があり、にぎやかな地域にする

4 取り組み内容

分野	方針	具体的な取り組み
1定住	伝統文化が継承され、豊かな自然の中で活気と笑顔にあふれた地域社会の創造を目指す	・学校行事に父兄・卒業生・教職員が集いつながりあう ・生活環境の充実 ・協同作業、自治会の全世帯参加 ・いろいろな人が集まり、語れる「まぜこぜサロン」をボランティアで運営（道の駅） ・空き家バンク制度（住む人が自由に修理可能） ・研修グループをつくり仲間を増やす ・生活ができる仕事、食費等の支援 ・田野畑で「北の家族」暮らしをPR
2観光	通過、立ち寄り的観光ではなく、滞在型の観光資源の創出、提供を目指す	・市場で魚貝類のセリ風景体験、番屋でワカメのしゃぶしゃぶ体験 ・観光ガイドの育成（小中学生による観光地紹介） ・お遍路さんへのおもてなしのような接待文化をみちのく潮風トレイルの参加者に行う ・道の駅で田野畑の明治維新「軍艦高雄」のPR ・道の駅でみちのく潮風トレイルをPR
3産業	地場産品の6次化で雇用力を高め、ブランド化で商品価値を上げる。何よりも意欲にあふれた担い手の育成が重要であり、この道を模索していく	・6次化産業でブランド化（はちみつなどのパッケージデザインなど） ・売り場の陳列を工夫する ・1次産業の継承活動 ・道の駅で田野畑食堂の運営 ・道の駅で季節の野菜を常に販売、通年商品の開発
4公共施設	1次避難所に指定されている公民館の充実を図る	・公民館の設備を充実させたい（ウォシュレット、調理器設備） ・避難施設としての備蓄品整備（簡易ベット、プライバシー区画など）
5文化	消滅の危機にある、あるいは途絶えてしまった伝統行事を掘り起こし、復活継承のすべを模索していく	・小正月行事「なもみ」の継承
6教育	村の歴史や文化を学習することにより、改めてたのはた愛を醸成する。高齢者が、現在のネット社会に対応できる能力を身に付けるための手段を求めていく	・歴史を学ぶ機会をつくる ・インターネットなどを学ぶ機会をつくる

［地域別構想］浜岩泉地区連絡協議会　20年後の地区の将来像

「リノベーション浜岩泉」

1 地区の特徴

1）地区の魅力

- 耕種農業・畜産農業・水産業・林業など１次産業の種類が多い
- 伝説や自然景観など観光資源がある
- 人柄がよく、地区行事に外部の人も受け入れて親切である
- 三陸沿岸道路の IC が2カ所設置され、生活道路も舗装されているためアクセスには不安はない
- 自給自足ができ、暮らしやすい

2）人口推移（1990年～2015年）

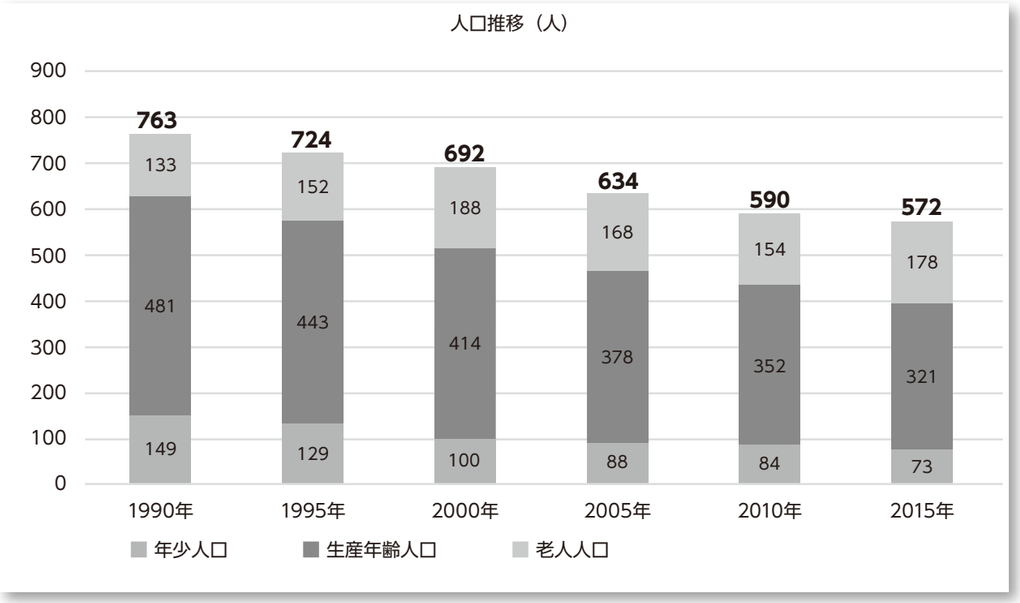

■ 年少人口（0～14歳）　■ 生産年齢人口（15～64歳）　■ 老人人口（65～75歳以上）

3）年齢構成割合（1990年～2015年）

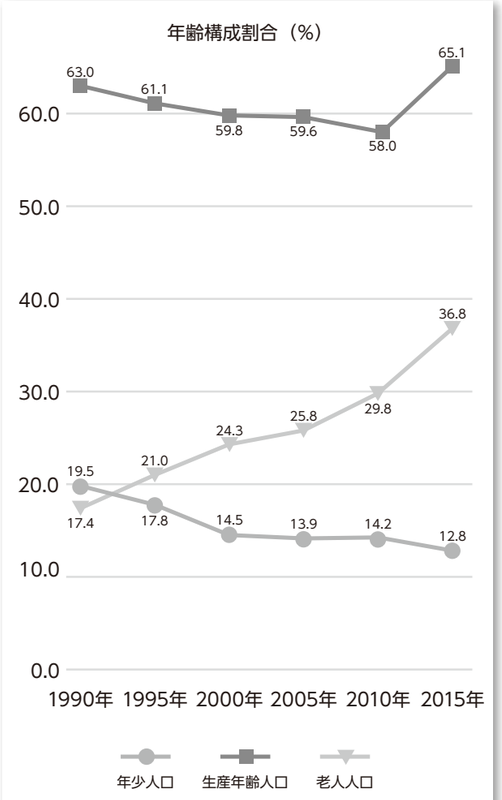

2015年の地区の人口は1990年より45%減。少子化の傾向にあり高齢化が進んでいる。

4）将来推定人口（2015年～2040年）

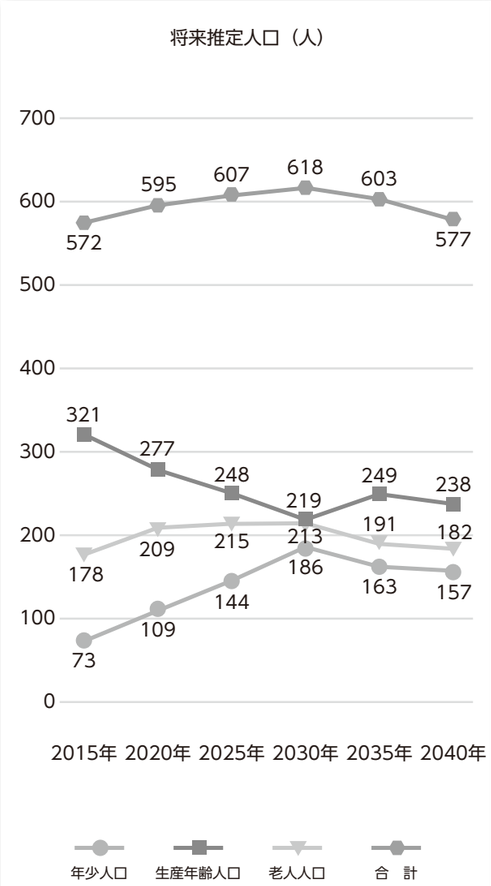

参考資料

2 地域の強みと弱み

1）地域の強み（利点）

●たのはた牛乳の産地
●天然の食材の宝庫（春は山菜、秋はキノコ）
●義経北行伝説の一つ「畠山神社」が伝承されている（岩手県観光協会推奨の観光ルート）
●「思惟の森」を通じ、早稲田大学生との交流がある
●県指定文化財の史跡「館石野縄文遺跡」がある
●小説家吉村昭氏ゆかりの地（文字碑など）

2）地域の弱み（問題点）

●地区の行事を開催するにも人手が足りない
●山林の手入れができなくなった
●野生動物も増えて農作作物に被害が出ている
●高齢者だけで暮らす家庭が多くなってきた
●働く場所が遠い
●農業の後継者不足で、たのはた牛乳以外のブランドがない

3 解決策

●人口減少に歯止めをかけ、観光交流人口を増やす
●観光スポットを改めて整理し、道の駅基点の魅力ある観光ルートをつくる
●収入につながる特産品を開発し、道の駅で販売する

4 取り組み内容

分野	方針	具体的な取り組み
1定住	美しい環境の中で地域にとけあう暮らしの提供	・清掃活動をしながらきれいな地域をつくる ・空き家を地域の人が手伝って住めるように整える ・地域の人たちが集い語れる場づくり
2観光	地域の資源を活用してのふれあい体験観光の推進	・道の駅の活用方法としてバーチャル体験でリアルスポット（現地）に誘導する ・昔の生活道具を製作体験（手順を伝える） ・地域内外の村民の家族・旅行者が参加できる行事の継続、あるいは復活させる ・小説家吉村昭氏と村との交流の足跡を観光資源とする（文学碑めぐりコース・ゆかりの地看板・案内図・パンフレット） ・浜に打ち上がる流木や石を加工し、アート作品として販売（流木アート、ペーパーウェイト） ・流木アートづくり体験 ・浜街道の難所を歩く体験ツアー ・神社のパワースポットめぐり　御朱印帳（畠山神社・菅原神社）
3文化	地域特性を生かした新しい商品開発による産業の定着・推進	・健康増進にかかわる食品開発（行者ニンニク、行者ニンニクみそ、みそ） ・たのはたブランド「たのはた牛乳」の生産地の特性を生かしたおみやげ品の開発 ・ジビエ料理、地ビールの提供、加工品開発
4公共施設	誰もが使いやすい安全な施設づくりの推進	・駐車場整備（畠山神社） ・災害対策　迂回（うかい）路の整備
5文化	地域伝説の再発掘と伝承 ・「弥五兵衛太鼓」の伝承ため指導者を育成する	・子供会で地域内を歩き、お年寄りや体験者から歴史や文化を学習する（津波体験、伝説、ものづくり） ・浜岩泉ガイドの育成
6教育	地域の歴史・文化を語れる人材育成の推進	・子供会で地域内を歩き、お年寄りや体験者から歴史や文化を学習する（津波体験、伝説、ものづくり）（再掲） ・浜岩泉ガイドの育成（再掲）

［地域別構想］島越自治親交会　20年後の地区の将来像

「震災前のにぎわいを取り戻す」

1 地区の特徴

1）地区の魅力

- 三陸復興国立公園、三陸ジオパークの観光拠点
- 三陸鉄道島越駅がある
- 北山崎断崖クルーズ観光船が発着している
- 海産物、特にワカメは日本一おいしい
- お祭りやお盆行事など伝統文化を大事にしている
- 浜送り、浜迎えで漁業を支えている人たちがいる。つながりが強い
- 夏は涼しく、冬は降雪が少ない

2）人口推移（1990年～2015年）

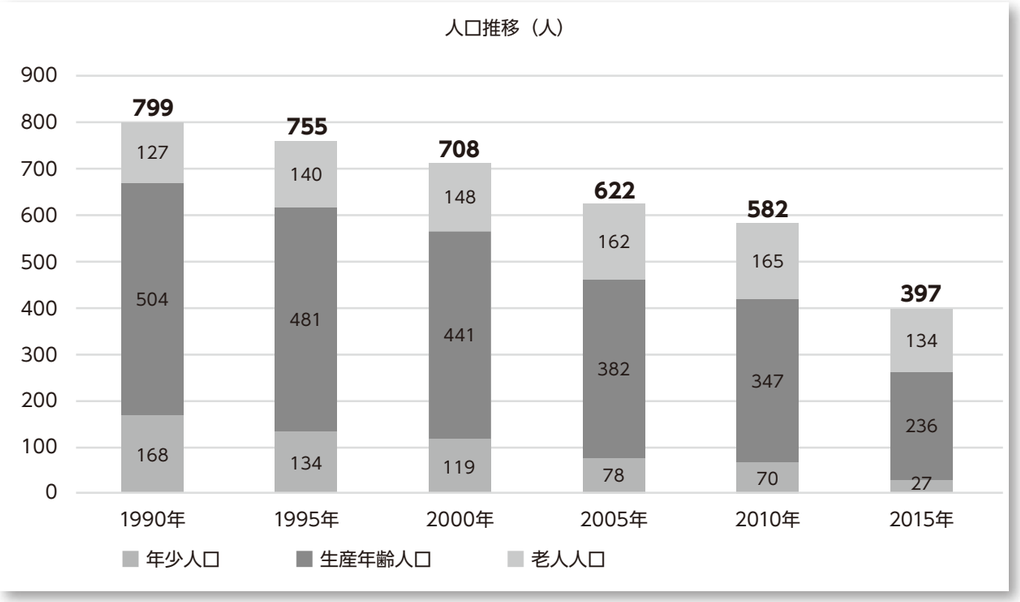

■ 年少人口（0～14歳）　■ 生産年齢人口（15～64歳）　■ 老人人口（65～75歳以上）

3）年齢構成割合（1990年～2015年）

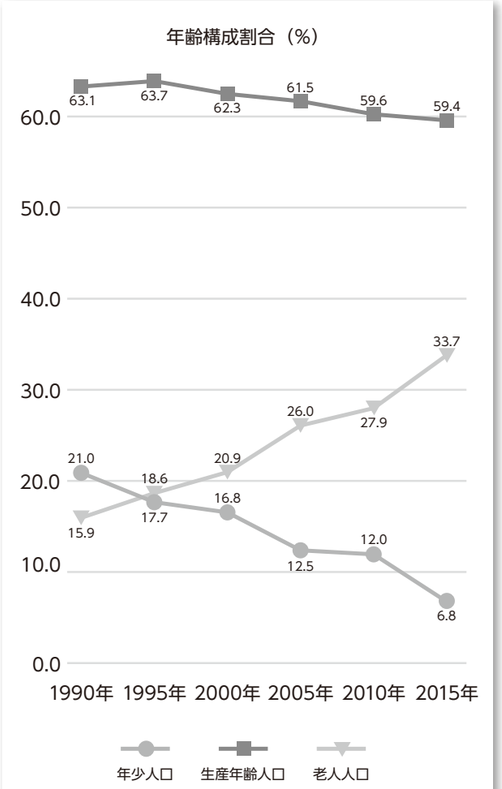

2015年は1990年と比較し50%減少。働き手が少なく少子化も進んでいる。

4）将来推定人口（2015年～2040年）

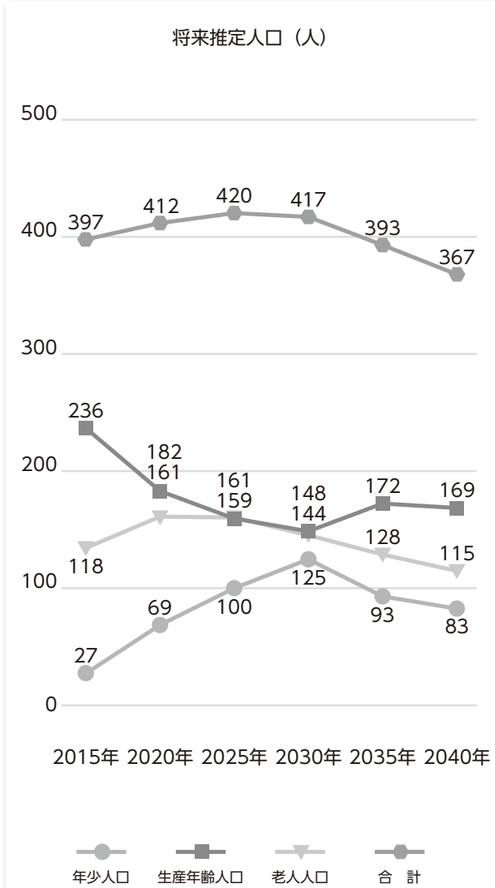

参考資料

2 地域の強みと弱み

1）地域の強み（利点）

●特産品「鮭の中骨水煮缶詰」が復活した
●気候が穏やかで住みやすい
●北山崎断崖クルーズ観光船の拠点
●三陸鉄道島越駅のデザイン

2）地域の弱み（問題点）

●人口減少により人に会わなくなった
●人が集まりにくい
●郵便局・金融機関・ガソリンスタンド・商店など生活インフラがない
●公共交通機関の利用が不便
●漁場の環境変化でサケが取れなくなった
●海水浴場がなくなり夏の観光客が減少した

3 解決策

●海水浴場を復活し、夏のにぎわいを取り戻す
●地区の憩いの場所づくり
●地域内の情報交流のきっかけづくり
●特産品開発と漁業の安定につながる仕組みづくり
●観光と産業の相性をかけ合わせる
●災害に強いまちづくり

4 取り組み内容

分野	方針	具体的な取り組み
1定住	にぎわいのある島越の再生	・三陸鉄道島越駅を中核として、交流人口の増加を図る ・住みやすい気候であることを発信し、定住を促す（夏涼しく、冬温かい） ・自治会報を発行（年2回） ・地区のホームページを開設 ・地区民憩いの自然公園の造成（浜辺に咲く花と山野草公園）
2産業と観光	観光事業を中心とした産業間の相乗効果を図る	・海水浴場の早期復活（防潮堤を利用した遊び方を考える） ・土産品の開発（1次産業を生かす） ・アワビ・ウニの畜養施設の整備 ・三陸鉄道と観光船を生かした誘客促進 ・藻場や海中の人工林の造成を計り、海産物の増養殖を促進 ・漁業と観光を融合させることにより、漁家収入の安定化を図り後継者を育成する
3文化	若者を中心とした、若者が楽しめる行事や文化の創造	・大神宮祭の継続と地域の特色を生かしたお祭りの創生 ・懸賞盆踊り大会の復活
4地域防災	災害に強い地域づくり	・震災記録の編集と記憶の伝承 ・防災教育の実施（全世代） ・自主防災組織の充実 ・避難路の整備 ・河川の護岸整備、かさ上げ

［地域別構想］沼袋地区自治振興会　20年後の地区の将来像

「歴史と文化が息づく 自然豊かな楽園の郷」

1 地区の特徴

1）地区の魅力

- 山菜、キノコなどの天然食材の宝庫で、野菜を中心に農作物が多く栽培されている
- 村内一の水量を誇る普代川が流れている
- 自然が豊かで、ヒメボタルやチョウセンアカシジミ、サクラソウなど貴重な動植物が生息している
- 郷土芸能「甲地鹿踊り」が伝承されている
- 釣り大会を通じて子どもたちとの世代間交流がある。高齢者間の交流もある

2）人口推移（1990年～2015年）

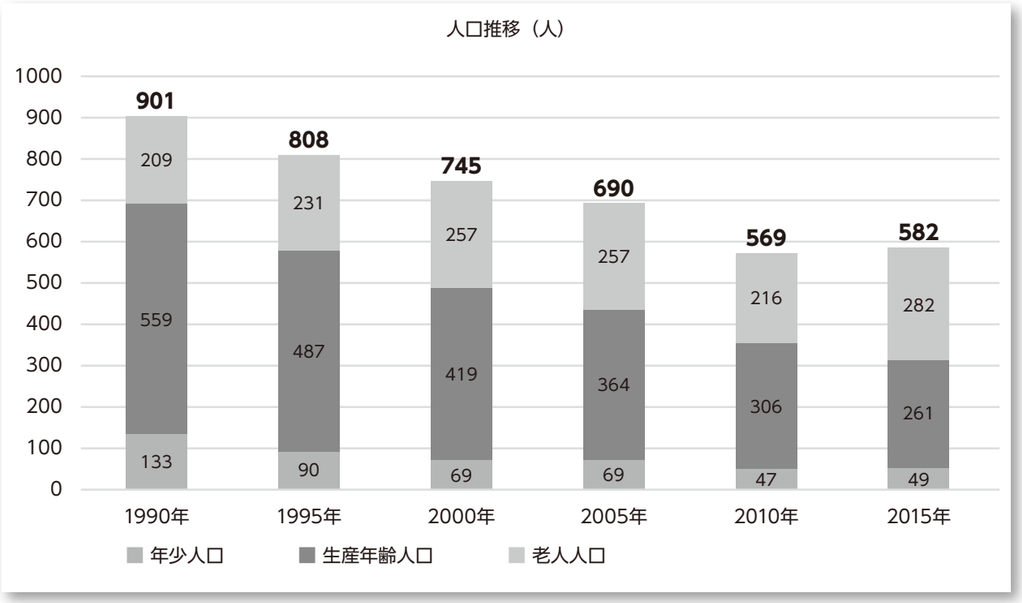

■ 年少人口（0～14歳）　■ 生産年齢人口（15～64歳）　■ 老人人口（65～75歳以上）

3）年齢構成割合（1990年～2015年）

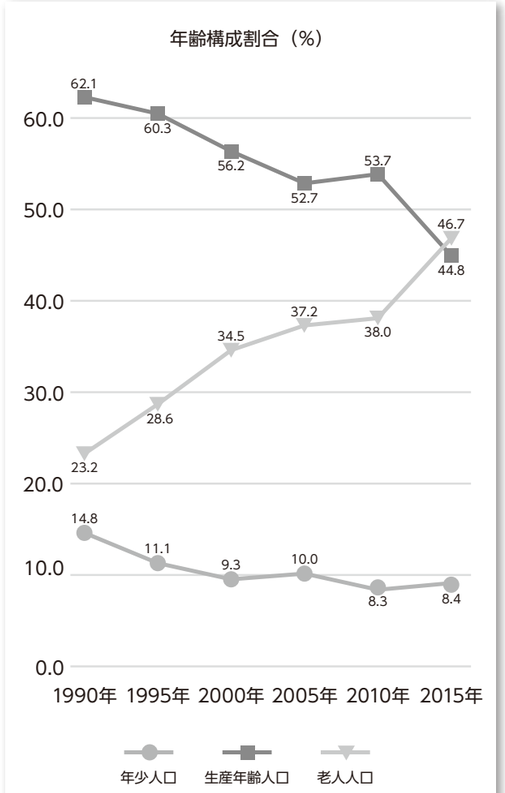

2015年の地区の人口は1990年より25%減。0～14歳の年少人口が半減し高齢化が進んでいる。

4）将来推定人口（2015年～2040年）

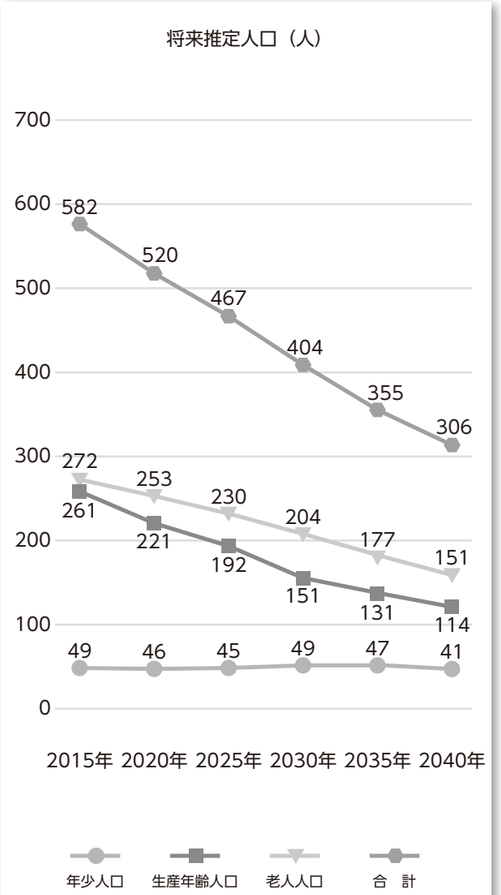

参考資料

2 地域の強みと弱み

1）地域の強み（利点）

●道路が整備され、岩泉町と普代村、北山崎までの移動が速くなった
●自然環境が豊かで村外から「ユートピア」といわれた
●たのはたの文化遺産ともなり得る「鉄の歴史」を知る、たたら鉄山の痕跡がある

2）地域の弱み（問題点）

●公共交通機関が予約制で利用しづらい
●少子化、高齢化で祭りが少なくなった
●身近に商店がなく路線バスも少ないので、日常の買い物に不便を感じる
●自治会役員のなり手がいない
●若い人の働く場所がない
●帰省が楽しみになるような施設、場所、環境がない

3 解決策

●地域の雇用も考え、豊富な天然食材を特産品として加工販売する
●地域の伝統を守るため、郷土料理の作り方や郷土芸能を伝承する
●普代川を泳げる川として環境を整え、子どもたちの記憶に残る遊び場とする
●豊かな自然を体験させるメニューをつくる

4 取り組み内容

分野	方針	具体的な取り組み
1定住	自然と共生する山暮（やまぐ）らしの推進	・普代川を「ヒメボタル」の生息のために環境整備をする ・「たたら水路跡」の整備にボランティアを募り、沼袋を体感してもらう ・ボランティア活動でチョウセンアカシジミ・ヒメボタル・サクラソウの生息地の環境保全 ・「ユートピア」を PR ・空き家の利活用（夏場にレンタル、地元の人たちとの交流の場）
2観光	たたらの歴史を掘り起こし観光につなげる	・沼袋は最短距離で龍泉洞～北山崎を結ぶ中間に位置する。この利点を生かして集客の工夫をする ・たたら鉄山跡が 21 カ所あり、「鉄の歴史」を観光資源として観光ガイドを育成する ・歴史道「鉄の道」の整備、開発 ・山菜・ドングリ・クルミを採取して調理、試食する体験学習を行う（民泊、空き家利用） ・紅葉ウオーキングの継続開催
3産業	産直と連携した生産の強化	・都会の人向けにジャガイモ等のオーナー制度を行う ・豆しっとぎ・ごどまめ・フキノトウ・行者ニンニク・味噌玉など地域特産品の開発・販売を行う ・郷土料理、地元野菜づくりの後継者を育成する ・山地酪農の継承 ・シイタケ・マツタケ・キノコ類の生産販売
4公共施設	農村環境改善センターの活用促進	・各種行事の開催と忘れた行事の掘り起こし
5文化	郷土芸能と伝統行事の伝承	・「甲地鹿踊り」は保存会で伝承（練習日には自由参加、小中学校でも指導して伝承を広げる） ・盆踊り大会の開催と打ち手・歌い手の育成
6教育	後世に語り継がれる地域教育の推進	・地域の歴史、風土、自然を学習し、全地域住民がガイドとなる ・田野畑村史について講演会等を定期的に開催

［地域別構想］羅賀自治会　20年後の地区の将来像

「にぎわいのある羅賀づくり」

1 地区の特徴

1）地区の魅力

- 三陸ジオパークの化石の宝庫で、ダイナミックな地層を見ることができる
- 三陸鉄道田野畑駅があり、通学、通院、観光の利便性が良い
- ホテル羅賀荘があり、観光振興や雇用の場となっている
- みなと祭りや花火大会など地区行事を継続している
- 伝統芸能「大宮神楽」の保存会がある

2）人口推移（1990年～2015年）

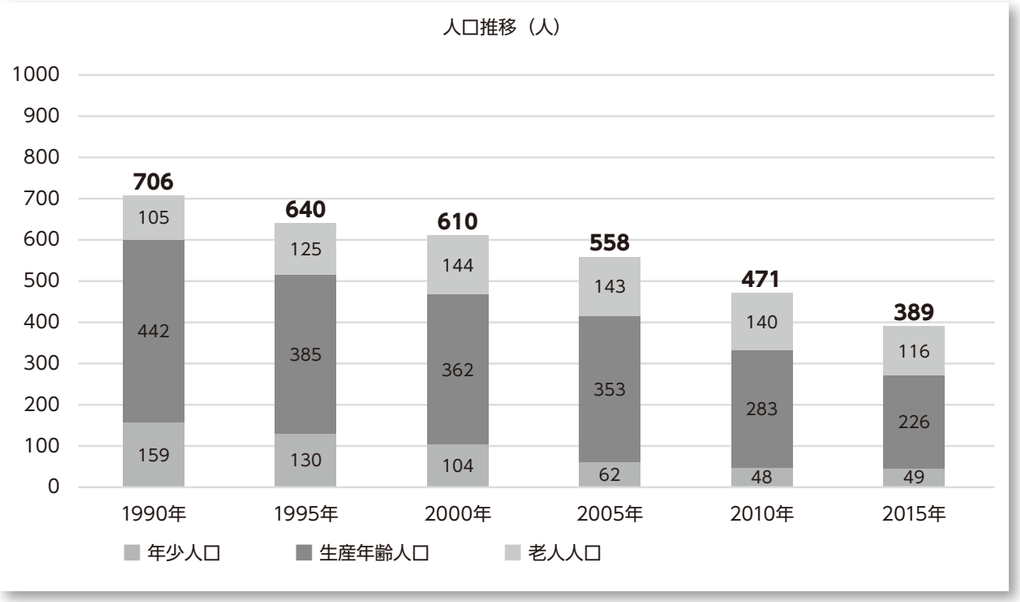

■ 年少人口（0～14歳）　■ 生産年齢人口（15～64歳）　■ 老人人口（65～75歳以上）

3）年齢構成割合（1990年～2015年）

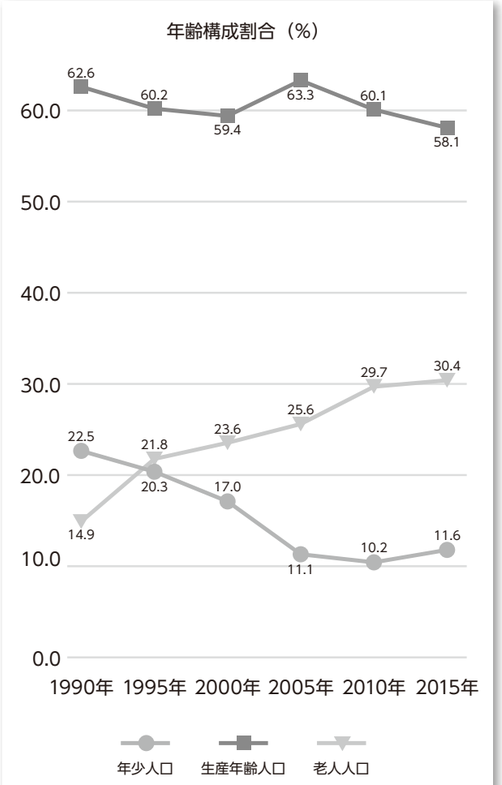

2015年の地区の人口は1990年より45%減。少子化の傾向にあり高齢化が進んでいる。

4）将来推定人口（2015年～2040年）

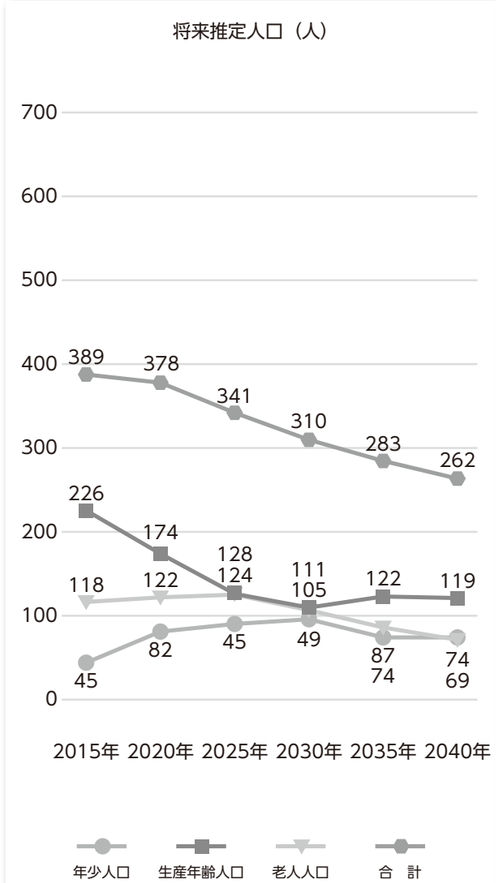

参考資料

2 地域の強みと弱み

1）地域の強み（利点）

●青年部の活動が盛んである
●地域の人々に連帯感があり、助け合いの気持ちが強い
●三陸復興国立公園の観光拠点で、三陸鉄道が利用できる
●サッパ船アドベンチャーズがホテル羅賀荘前から乗船可能

2）地域の弱み（問題点）

●海水浴場がなくなった
●高齢者の一人暮らしが多くなっている
●地元野菜、山菜、海産物を提供する料理店がない
●国道や三陸沿岸道路インターチェンジから遠く、冬場は海岸部までの高低差が危険
●身近に飲食店やコンビニもなく、日常に不便を感じる
●人口減少で後継者不足が心配

3 解決策

●羅賀地区に移住者を増やすためには、空き家の活用や地区の魅力を発信する仕組みが必要である
●基幹産業の漁業に新規就労してもらうための基盤づくりを漁協と行政で取り組む
●公共施設の利活用で住民と観光客の交流の場づくり
●道の駅たのはたで羅賀の特産品を販売したり、食べてもらう
●「羅賀ブランド」を開発する

4 取り組み内容

分野	方針	具体的な取り組み
1定住	各行事を工夫して羅賀の魅力をアピール。定住化促進を図る	・村内での働き口はあるが、入居できる住宅がないので空き家を活用する仕組みをつくる ・羅賀に興味を持ってもらう仕組みを考える（みなと祭りで料理提供などのイベントを工夫）
2観光	地域の宝を再発掘。情報発信を強化して誘客を図る	・三陸ジオパークとして認定され続けるため、地域として広報活動（情報発信）や清掃活動に取り組む ・「地域の宝」を再発見し、羅賀地区の観光マップを作成して道の駅、ホテル羅賀荘に配布 （「地域の宝」の例／ゴジラ岩、羅賀荘裏手にあるこうの木と湧き水） ・海側から見た羅賀地区のジオパークをドローンで動画撮影し、ユーチューブや羅賀荘で配信 （通常見ることができない空中からの映像で興味を喚起させる。）
3産業	新規漁業者の確保と地元海産物のブランド化を図る	・新規漁業就業者のために指導者確保と収入保障の制度をつくる（漁協、行政との協働で） ・「たのはたワカメ」のブランド化を漁協や県漁連に図っていく ・「羅賀ビール」の商品化。原料のホップ栽培と醸造会社を開拓 ・道の駅たのはたで魚介類を販売。加工ができれば「一夜干し」、イートインがあればバーベキューが可能
4公共施設	コミュニティセンターと田野畑駅を活用して、多くの人が集えるイベントを企画する	・三陸鉄道田野畑駅舎２階は自治会の管理なので、住民や観光客が集う場所にできる ・三陸道田野畑中央 IC が開通すればアクセスが良くなり、産業活性化につながる
5文化	文化・芸能の伝承活動の継続	・大宮神楽は若い世代に継承ができている ・小正月行事「なもみ」は、村内では廃れてきたが羅賀で引き継がれている。伝統的衣装はなく、それぞれが工夫している
6教育	海学習や祭り参加を通じて郷土愛の育みを図る	・産業振興のためにも「漁師飯」体験や「漁師体験学習」も必要

［地域別構想］明戸自治会　20年後の地区の将来像

「豊かな自然の中で未来の明戸を築こう」

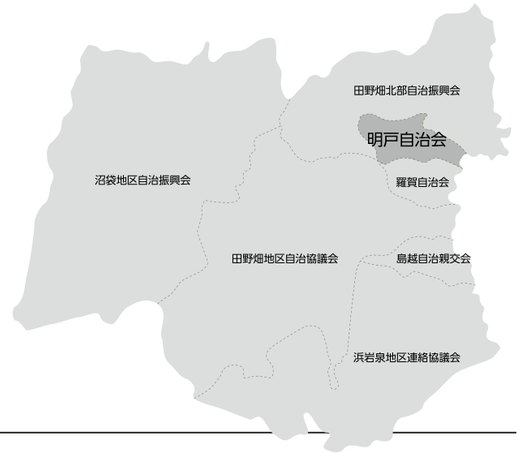

1 地区の特徴

1）地区の魅力

- 山、里、海に囲まれ、三陸鉄道の車窓から見える水田風景が美しい。冬はイルミネーションが評判
- なりわいは農林水産業が中心で、稲作、野菜栽培、シイタケ栽培が盛んである
- 地域に団結力があり、共同作業の参加意識が高い。特に若い人たちが年配者を助けてくれる
- Web や情報誌の発行により地域の情報を発信している
- 海岸に近く、涼しい気候
- マレットゴルフ場がある

2）人口推移（1990年～2015年）

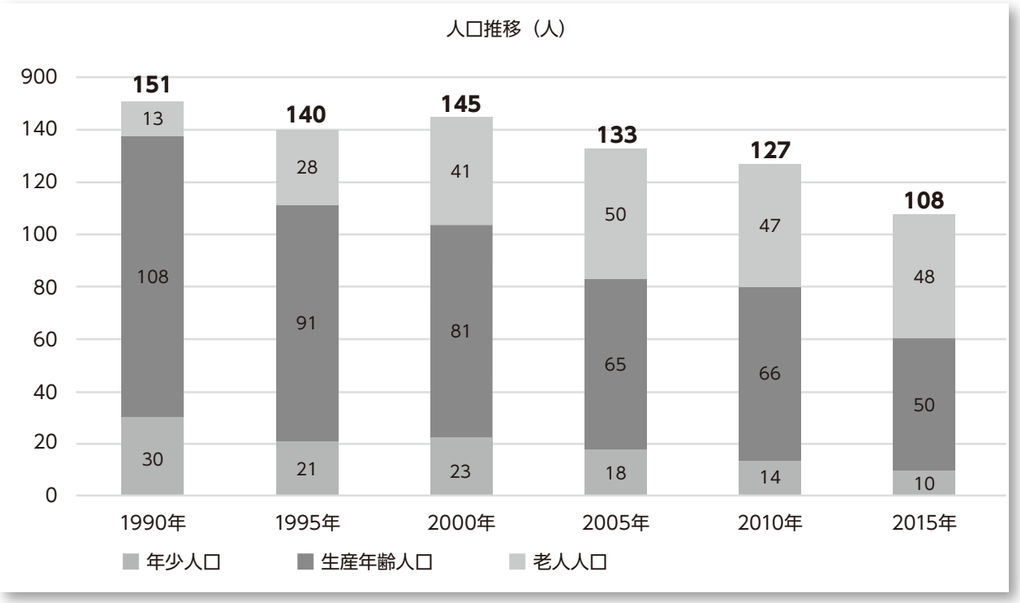

■ 年少人口（0～14歳）　■ 生産年齢人口（15～64歳）　■ 老人人口（65～75歳以上）

3）年齢構成割合（1990年～2015年）

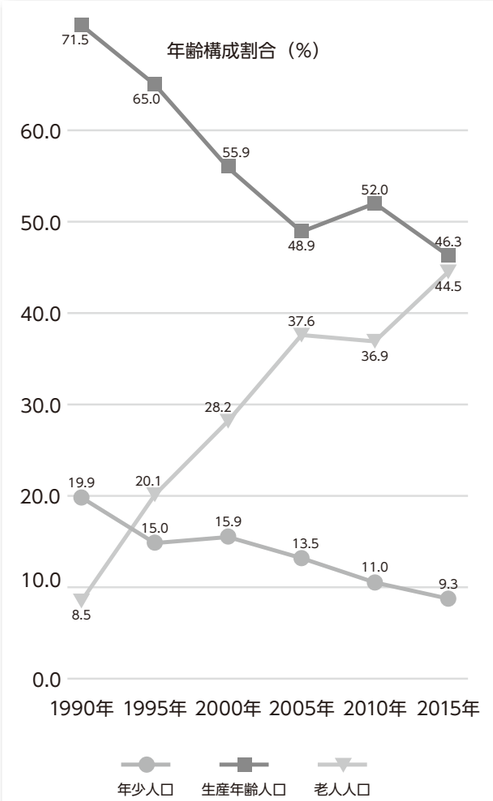

2015年は0～14歳の年少人口が1990年の1/3に減少。2005年以降75歳以上の人口が増加する傾向にあり高齢化が進んでいる。

4）将来推定人口（2015年～2040年）

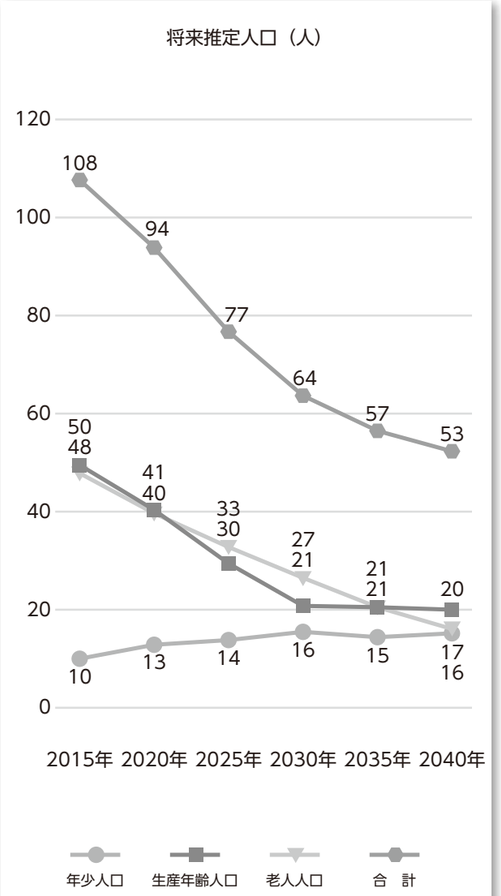

参考資料

2 地域の強みと弱み

1）地域の強み（利点）

●村内で唯一、農協に米を出荷している
●定期的に情報誌を発行し、SNS で情報発信している
●現状を改善したい意欲がある

2）地域の弱み（問題点）

●耕作放棄地が増えている
●高齢化で農地の維持管理が難しくなっている
●野生動物の出没により農産物に被害が出ている
●海岸部からのアクセスが不便である。地域の入り口が山側と海側の一方向だけ
●身近に商店がなく路線バスも少ないので、日常の買い物に不便を感じる

3 解決策

●帰省の時期に地域に集い、家族同士のコミュニティーを強める
●農業体験観光やオーナー制度を通じ、村外からの交流人口を増やす
●規格外の野菜を加工して販売する
●１次産業を継続したり、特産品開発のためにクラウドファンディングで資金を募集する

4 取り組み内容

分野	方針	具体的な取り組み
1定住	夢にチャレンジすることを「たのしむ明戸」づくり	・現状維持（協働意識） ・盆、正月に帰省する家族同士の集いの会を定着させる（家族紹介・ビンゴゲームで楽しむ）
2観光		・マレットゴルフ場利用者に食事提供（キッチンカー、移動販売カー） ・農業体験観光で農作業の手伝いを募る（明戸に興味を持ってもらうきっかけづくり） ・オーナー制度で村外在住者と交流を広げる ・冬季イベントの明戸イルミネーションを継続し、情報を発信する ・三町歩ある休耕地の活用（花畑にし、見学者を呼び込む）
3産業	風土を守り育む農業がある「じょうぶな明戸」づくり	・マレットゴルフ場利用者に食事提供（キッチンカー、移動販売カー）（再掲） ・企業と連携して農地の活用を図る（オーナー制度） ・農業体験を企業の研修に利用してもらう（地域との交流も生まれる） ・クラウドファンディングで事業資金を集める ・特産品開発（みそ） ・在宅勤務でも可能なネット事業で収入を増やす。環境を整えて事業者を呼び込む
4公共施設	豊かな自然に囲まれて「あんしんの明戸」づくり	・施設利用者の利便を考えると水洗トイレ、調理場の改修が必要 ・土砂災害に対する備え ・有害鳥獣対策
5文化	しゃべってなんぼの「あかるい明戸」づくり	・小正月行事を継承（村内外から参加させる）
6教育		・お年寄りから子どもたちに伝統文化（みずき団子づくりなど）を指導してもらう。観光客の体験メニューにもなる。お年寄りと子どもたちの触れ合いができる ・農業の担い手育成のためにも農業普及指導員に農業指導をしてもらう

田野畑村総合計画アンケート結果

配布数：1,114人　回答数：485人(回収率43.5%)

質問　田野畑村の住みやすさについて、あなたはどうお考えですか

選　択　肢		平成22年		令和3年	
		回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1	住みやすい	178	19.0	105	21.6
2	まあまあ住みやすい	309	32.9	159	32.8
3	どちらとも言えない	231	24.6	119	24.5
4	やや住みにくい	87	9.3	62	12.8
5	住みにくい	67	7.1	30	6.2
6	無回答	67	7.1	10	2.1
合　　計		939	100.0	485	100.0

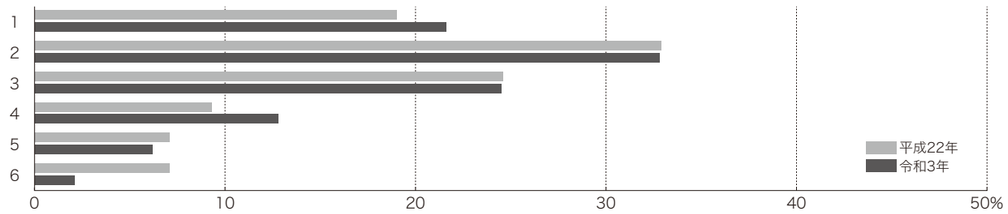

質問　田野畑村はどんな村だと思いますか（３つまで選んでください）

選　択　肢		平成22年		令和3年	
		回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1	豊かな自然環境がある	652	32.8	408	33.6
2	人情豊かで情緒に富んでいる	196	9.9	118	9.7
3	居住環境に恵まれている	78	3.9	35	2.9
4	気候風土に恵まれている	211	10.6	119	9.8
5	漁業が盛んである	73	3.7	35	2.9
6	国際交流が盛んである	3	0.2	1	0.1
7	都市との交流が盛んである	3	0.2	1	0.1
8	観光が盛んである	93	4.7	13	1.1
9	著名な観光資源がある	181	9.1	110	9.1
10	コミュニティ活動が活発である	9	0.5	8	0.7
11	医療・福祉が充実している	66	3.3	28	2.3
12	教養・文化施設が充実している	7	0.4	2	0.2
13	スポーツ・余暇施設が充実している	5	0.3	5	0.4
14	子育て環境が充実している	73	3.7	42	3.5
15	就業の場に恵まれている	8	0.4	3	0.2
16	犯罪が少なく、治安がよい	311	15.6	267	22.0
17	その他	20	1.0	18	1.5
合　　計		1,989	100.0	1,213	100.0

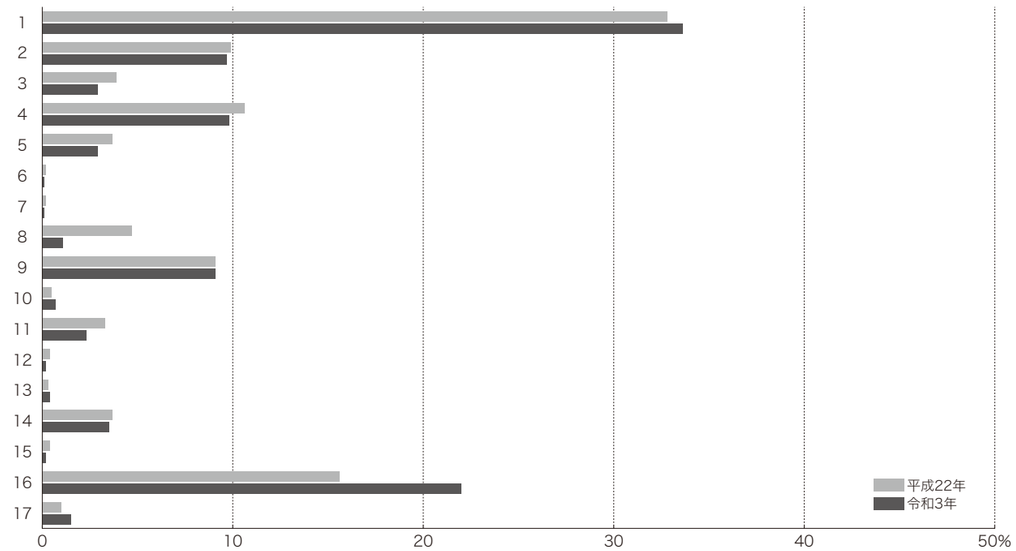

参考資料

質問　今後の村づくりについて、生活に関連する分野で最も力を入れてほしいと思うものは何ですか（３つまで選んでください）

選択肢		平成22年		令和3年	
		回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1	道路や橋を整備する	126	6.2	46	3.6
2	情報通信基盤を整備する	110	5.4	66	5.2
3	公園や子どもの遊び場を整備する	71	3.5	57	4.5
4	宅地開発や住宅の整備を進める	40	2.0	30	2.4
5	田野畑村らしい景観づくりなど居住環境を整備する	218	10.7	140	11.0
6	下水道や浄化槽など下水処理施設を整備する	139	6.8	73	5.7
7	水道施設の改善や未普及地区の解消などの整備を進める	55	2.7	40	3.1
8	スポーツ・レクリエーション施設の整備を進める	37	1.8	28	2.2
9	バスや鉄道などの公共交通手段を充実させる	197	9.6	114	9.0
10	交通安全対策を充実させる	39	1.9	12	0.9
11	地震や津波、火災などの災害に対する安全対策を充実させる	207	10.1	122	9.6
12	各種検診、診療体制の充実など、保健・医療に力を入れる	198	9.7	106	8.3
13	出産や育児が容易になるような環境の整備に力を入れる	158	7.7	127	10.0
14	高齢者や恵まれない人たちの福祉を充実させる	285	13.9	205	16.1
15	ごみなど廃棄物処理対策を充実させる	80	3.9	39	3.1
16	公害防止や自然保護に力を入れる	76	3.7	46	3.6
17	その他	8	0.4	20	1.6
合計		2,044	100.0	1,271	100.0

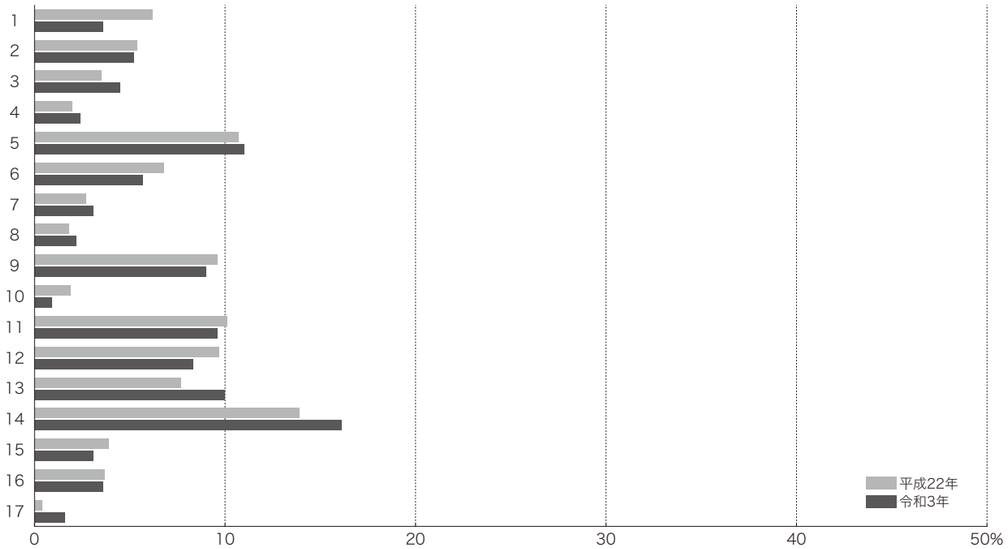

質問　今後の村づくりについて、産業振興に関する分野で最も力を入れてほしいと思うものは何ですか（２つまで選んでください）

選択肢		平成22年		令和3年	
		回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1	農畜産業の振興に力を入れる	100	7.6	57	6.5
2	林業の振興に力を入れる	55	4.2	33	3.8
3	水産業の振興に力を入れる	126	9.6	109	12.5
4	商業の振興に力を入れる	29	2.2	22	2.5
5	工業の振興に力を入れる	33	2.5	14	1.6
6	観光の振興に力を入れる	93	7.1	70	8.0
7	農林水産業と商工業など、産業間の連携に力を入れる	236	17.9	130	14.9
8	地場産業全体の振興に力を入れる	238	18.1	145	16.6
9	現在ある企業の育成強化に力を入れる	159	12.1	82	9.4
10	新たな事業展開や起業化などの支援に力を入れる	101	7.7	91	10.4
11	新規企業の誘致に力を入れる	134	10.2	105	12.0
12	その他	13	1.0	17	1.9
合計		1,317	100.0	875	100.0

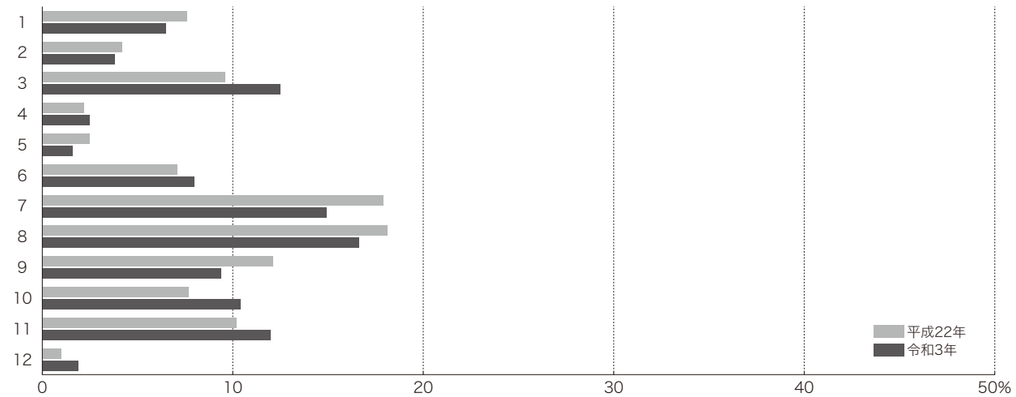

参考資料

質問　今後の村づくりについて、教育や文化の振興に関する分野で最も力を入れてほしいと思うものは何ですか（２つまで選んでください）

選択肢		平成22年		令和3年	
		回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1	児童館や保育園など就学前教育に力を入れる	138	11.1	85	10.7
2	学校施設を充実させ学校教育に力を入れる	258	20.7	154	19.4
3	子供の教育や青少年の健全教育に力を入れる	348	28.0	198	24.9
4	スポーツ少年団活動に力を入れる	69	5.5	37	4.7
5	社会教育施設を充実させ生涯学習に力を入れる	216	17.4	148	18.6
6	都市との交流や国際交流に力を入れる	86	6.9	86	10.8
7	芸術・文化の振興に力を入れる	109	8.8	63	7.9
8	その他	20	1.6	23	2.9
合計		1,244	100.0	794	100.0

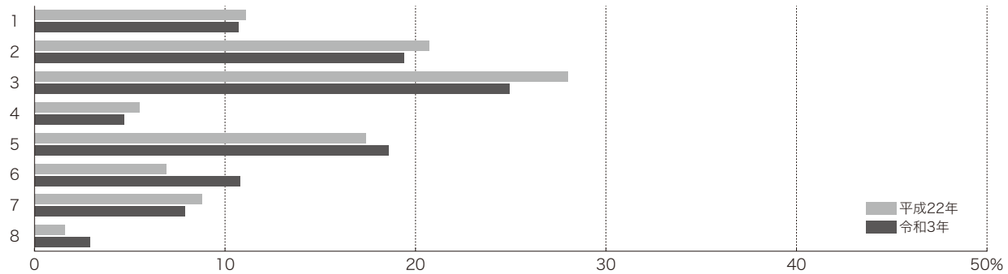

質問　今後さらに少子化が進行するものと予想されますが、この対策としてどのようなことが必要だと考えますか（２つまで選んでください）

選択肢		平成22年		令和3年	
		回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1	こども手当の増額など子育て支援を拡充する	160	12.1	98	11.6
2	結婚祝いや出産祝い金の増額など、支給制度を拡充する	100	7.5	52	6.1
3	乳幼児妊産婦医療費助成など医療費負担軽減を拡充・継続する	203	15.3	95	11.2
4	乳児相談・育児相談などの子育て支援サービスを拡充する	38	2.9	25	3.0
5	育児のための情報交換の場として「子育て支援センター」を拡充する	48	3.6	25	3.0
6	子育てサークルなど、住民活動を支援・育成する	74	5.6	26	3.1
7	都市の子供たちを受け入れる交流事業を推進する	56	4.2	47	5.6
8	独身男女を出合わせる事業を実施する	279	21.0	137	16.2
9	村出身者のUターン促進のための事業を進める	339	25.5	208	24.6
10	地域おこし協力隊の拡充など、移住者を促進するための事業を進める	―	―	109	12.9
11	その他	30	2.3	24	2.8
合計		1,327	100.0	846	100.0

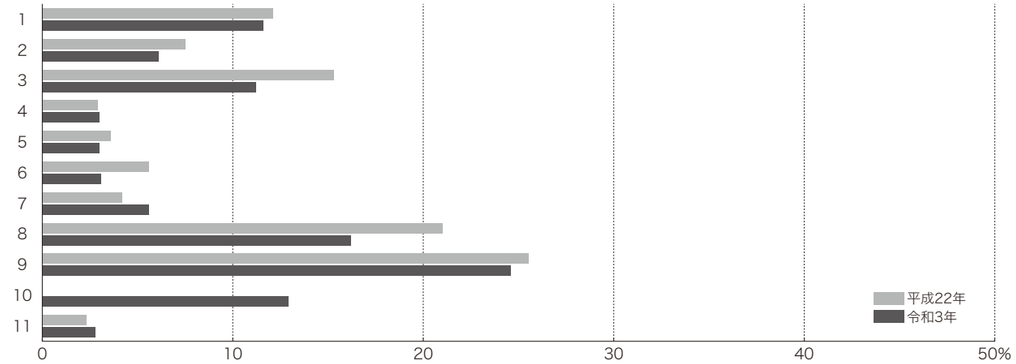

参考資料

質問　これまで経験したことがない超高齢化社会を迎えますが、この対策としてどのようなことが必要だと考えますか（２つまで選んでください）

	選　択　肢	平成22年		令和3年	
		回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1	高齢者の技術や知識を生かした産業を起こし、起業化を推進する	254	19.1	159	18.7
2	高齢者を対象とした生涯学習事業を拡充する	84	6.3	40	4.7
3	高齢者向けのスポーツなど生きがい対策を拡充する	102	7.7	60	7.1
4	高齢者の社会参画のための地域ボランティアを育成する	122	9.2	79	9.3
5	世代間を超えた交流事業を拡充する	108	8.1	80	9.4
6	給食サービスなど日常的な生活支援を推進する	156	11.7	120	14.1
7	ホームヘルパーやデイサービス事業などを拡充する	218	16.4	152	17.9
8	緊急情報サービスなどネットワークの整備を推進する	114	8.6	56	6.6
9	遠隔医療システムの整備を推進する	161	12.1	88	10.4
10	その他	9	0.7	16	1.9
	合　　計	1,328	100.0	850	100.0

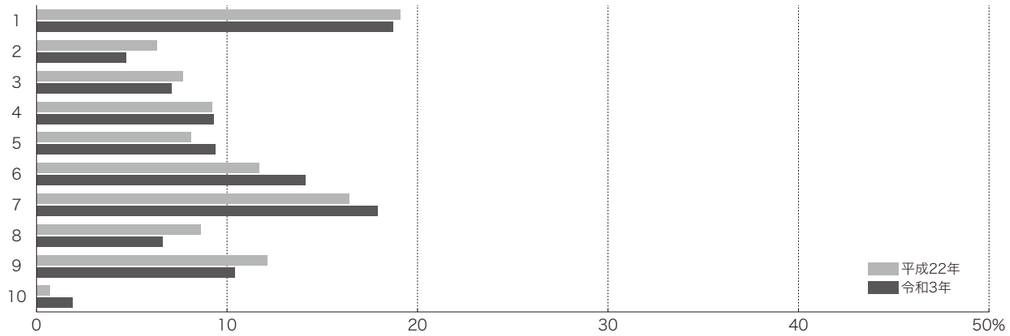

質問　村政のあり方および広聴・広報活動などについて、今後力を入れてほしい分野はどれですか（３つまで選んでください）

	選　択　肢	平成22年		令和3年	
		回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1	住民自治の振興を図るため、活動支援に力を入れる	232	14.7	170	16.0
2	投書（提案）制度を導入する	101	6.4	50	4.7
3	行政相談室を開設する	69	4.4	30	2.8
4	公聴会の開催を進める	35	2.2	10	0.9
5	村長との懇談会をはじめ、行政と住民の対話を活発にする	213	13.5	132	12.4
6	広報誌、議会広報誌等の充実を図る	98	6.2	78	7.3
7	防災無線による広報を進める	97	6.1	56	5.3
8	ホームページ、SNS等の活用・充実を図る	53	3.4	75	7.0
9	村民アンケート調査を定期的に実施する	56	3.5	50	4.7
10	地域協働隊職員制度の活用・充実を図る	48	3.0	52	4.9
11	行政職員の資質向上を図り、企画力や指導力を強化する	245	15.5	167	15.7
12	行政からの情報提供や行政資料の公開を進める	118	7.5	79	7.4
13	地域間連携を進める	98	6.2	98	9.2
14	その他	118	7.5	17	1.6
	合　　計	1,581	100.0	1,064	100.0

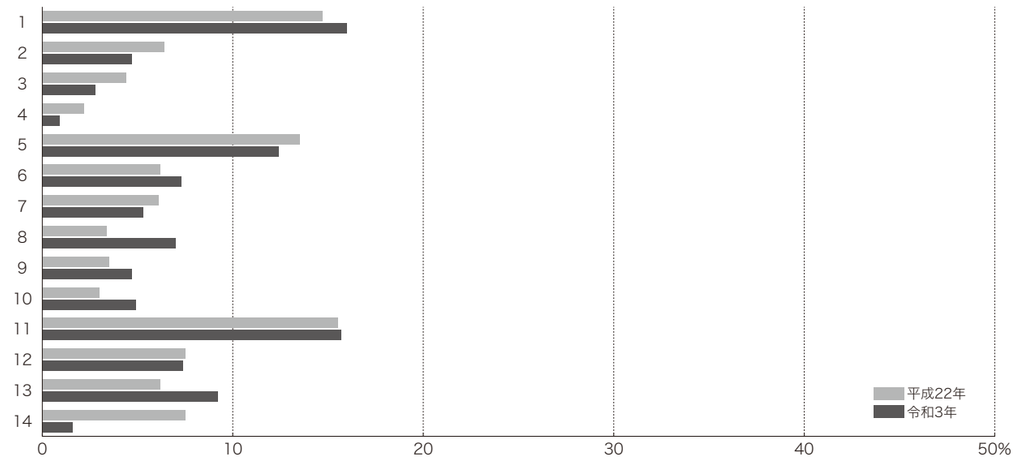

参考資料

質問　将来の田野畑村は、どのような村になってほしいと思いますか（３つまで選んでください）

選択肢		平成22年		令和3年	
		回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1	農林水産業が盛んな村	322	14.4	211	15.4
2	製造業が盛んな村	99	4.4	63	4.6
3	商業が盛んな村	54	2.4	50	3.7
4	自然環境や農林水産業を生かした都市との交流が盛んな村	184	8.2	139	10.2
5	村民から外国人まで力を合わせて村づくりを進める交流の村	30	1.3	23	1.7
6	コミュニティ活動が盛んで皆がともに豊かに暮らせる村	112	5.0	68	5.0
7	伝統芸能や創作活動が盛んで文化・芸術の豊かな村	59	2.6	23	1.7
8	災害や犯罪が少なく、安心して暮らせる村	349	15.6	219	16.0
9	防災体制や安全対策が充実した村	92	4.1	67	4.9
10	医療や福祉の充実した健康・福祉の村	395	17.6	215	15.7
11	美しくきれいな海や山など、自然環境に恵まれた村	226	10.1	115	8.4
12	道路や上下水道、快適な景観など、生活環境が良好な村	176	7.9	93	6.8
13	学校や公民館など教育環境が整った教育・文化の村	71	3.2	35	2.6
14	施設が整い、趣味・スポーツが楽しめる村	55	2.5	37	2.7
15	その他	16	0.7	10	0.7
合計		2,240	100.0	1,368	100.0

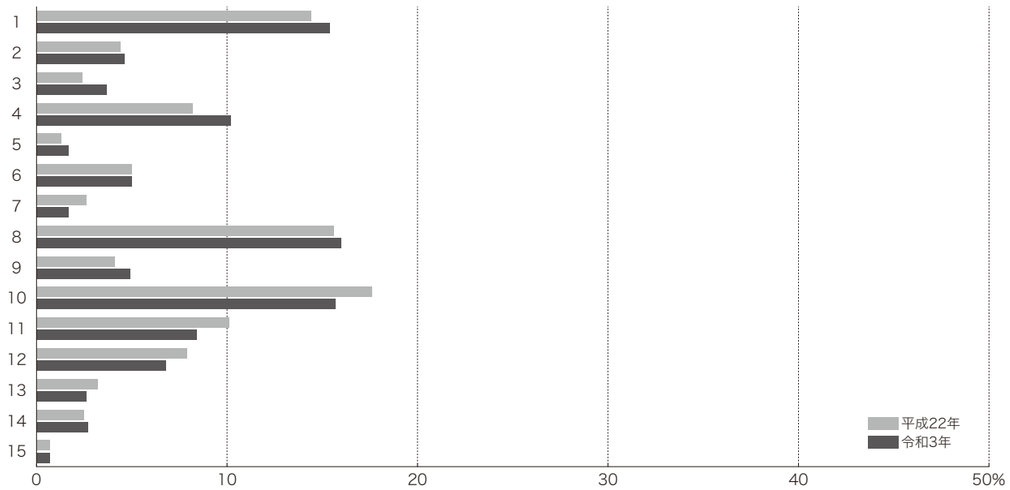

質問　村では行財政改革とともに行政サービスの提供に努めていますが、厳しい財政事情のもとで、今後受益者負担が増すことも予想されます。行政サービスと住民の負担について、どのようにお考えですか

選択肢		平成22年		令和3年	
		回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1	行政サービスが向上するのであれば負担が増えてもかまわない	29	3.2	14	2.9
2	行政サービスが向上するのであれば、ある程度負担が増えてもやむを得ない	186	20.8	152	31.3
3	負担が増えるのであれば行政サービスの向上は必要なく現状のままで充分	228	25.5	114	23.5
4	行政サービスの向上がある程度遅れても、負担は増やすべきではない	126	14.1	80	16.5
5	行政サービスは必要最低限に抑えて、負担は減らすべきである	153	17.1	88	18.1
6	その他	23	2.6	21	4.3
7	無回答	150	16.8	16	3.3
合計		895	100.0	485	100.0

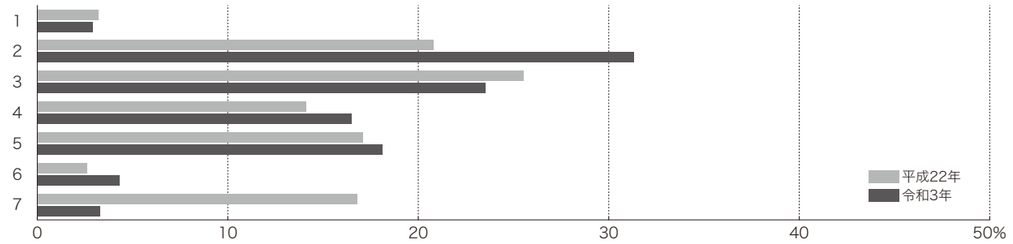

総合計画策定に係る村民アンケート調査結果

質問　性別

選択肢		平成22年 回答数	平成22年 比率(%)	令和3年 回答数	令和3年 比率(%)
1	男性	323	36.1	235	48.5
2	女性	346	38.7	195	40.2
3	無回答	226	25.3	55	11.3
合計		895	100.0	485	100.0

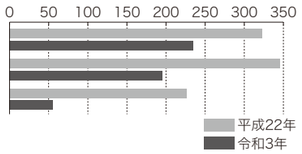

質問　年齢

選択肢		平成22年 回答数	平成22年 比率(%)	令和3年 回答数	令和3年 比率(%)
1	18歳以上29歳以下*	17	1.9	11	2.3
2	30代	60	6.7	15	3.1
3	40代	128	14.3	47	9.7
4	50代	235	26.3	91	18.8
5	60代	206	23.0	142	29.3
6	70代	162	18.1	123	25.4
7	80歳以上	64	7.2	50	10.3
8	無回答	23	2.6	6	1.2
合計		895	100.0	485	100.0

*平成22年は「20代」

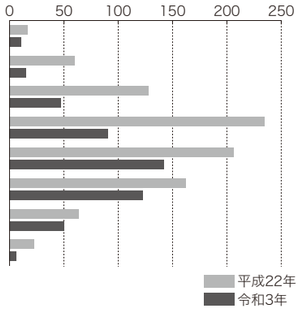

質問　職業

選択肢		平成22年 回答数	平成22年 比率(%)	令和3年 回答数	令和3年 比率(%)
1	農林水産業	126	14.1	73	15.1
2	自営業	62	6.9	36	7.4
3	会社員、団体職員等	174	19.4	131	27.0
4	パート・アルバイト	88	9.8	38	7.8
5	主婦	98	10.9	43	8.9
6	学生	1	0.1	1	0.2
7	無職	210	23.5	120	24.7
8	その他	30	3.4	34	7.0
9	無回答	106	11.8	9	1.9
合計		895	100.0	485	100.0

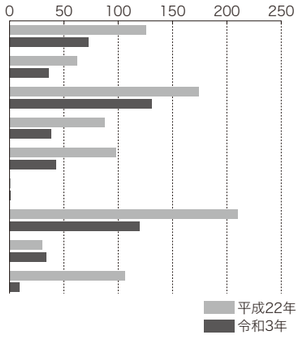

質問　世帯員数

選択肢		平成22年 回答数	平成22年 比率(%)	令和3年 回答数	令和3年 比率(%)
1	1人	―	―	88	18.1
2	2人	―	―	172	35.5
3	3人	―	―	103	21.2
4	4人	―	―	45	9.3
5	5人	―	―	35	7.2
6	6人	―	―	13	2.7
7	7人	―	―	4	0.8
8	8人以上	―	―	8	1.6
9	無回答	―	―	17	3.5
合計		―	―	485	100.0
うち小学生・中学生がいる世帯		―	―	43	8.9
うち高校生・大学生がいる世帯		―	―	34	7.0

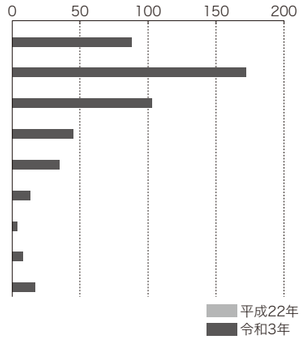

質問　田野畑村に住むようになって何年になりますか

選択肢		平成22年 回答数	平成22年 比率(%)	令和3年 回答数	令和3年 比率(%)
1	1年未満	13	1.5	7	1.4
2	1～5年未満	21	2.3	16	3.3
3	5～10年未満	23	2.6	20	4.1
4	10～20年未満	64	7.2	23	4.7
5	20年以上	752	84.0	409	84.3
6	無回答	22	2.5	10	2.1
合計		895	100.0	485	100.0

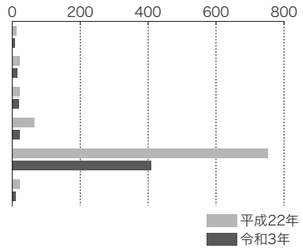

質問　田野畑村に住むようになったきっかけは何ですか

選択肢		平成22年 回答数	平成22年 比率(%)	令和3年 回答数	令和3年 比率(%)
1	もともと田野畑村で生まれた	630	70.4	363	74.8
2	就職のため	27	3.0	20	4.1
3	結婚・離婚のため	139	15.5	59	12.2
4	自分または家族の転勤のため	20	2.2	11	2.3
5	離職を機に戻ってきた	21	2.3	15	3.1
6	その他	29	3.2	16	3.3
7	無回答	29	3.2	1	0.2
合計		895	100.0	485	100.0

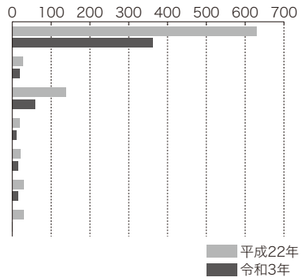

参考資料

質問　田野畑村に今後も住み続けたいと思いますか

選択肢		平成22年 回答数	平成22年 比率(%)	令和3年 回答数	令和3年 比率(%)
1	ずっと今いる地区で住みたい	499	55.8	288	59.4
2	村内他地区に住みたい	6	0.7	7	1.4
3	なんとも言えない	318	35.5	147	30.3
4	住み続けたいが転出しなければならない	9	1.0	5	1.0
5	転出したい	41	4.6	27	5.6
6	無回答	22	2.5	11	2.3
合計		895	100.0	485	100.0

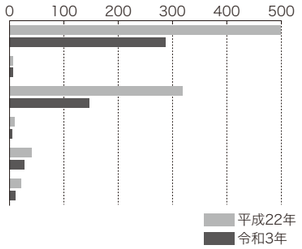

質問　平成23～令和3年度までを計画期間*として各種事業を実施してきた現在の「総合計画」について、どのようにお考えですか

選択肢		平成22年 回答数	平成22年 比率(%)	令和3年 回答数	令和3年 比率(%)
1	評価している	94	10.5	31	6.4
2	どちらかといえば評価している	176	19.7	79	16.3
3	普通である	389	43.5	157	32.4
4	どちらかといえば評価していない	79	8.8	56	11.5
5	評価していない	38	4.2	25	5.2
6	わからない	―	―	127	26.2
7	無回答	119	13.3	10	2.1
合計		895	100.0	485	100.0

※平成22年は平成13～22年度

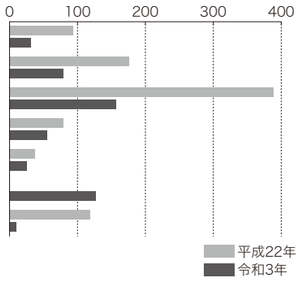

質問　「『参加・協働・創造』によるむらづくり」という基本理念について、どのようにお考えですか

選択肢		平成22年 回答数	平成22年 比率(%)	令和3年 回答数	令和3年 比率(%)
1	よい基本理念である	148	16.5	85	17.5
2	どちらかといえばよい基本理念である	171	19.1	101	20.8
3	普通である	350	39.1	187	38.6
4	どちらかといえばよい基本理念ではない	32	3.6	13	2.7
5	よい基本理念ではない	23	2.6	9	1.9
6	知らなかった	78	8.7	76	15.7
7	無回答	93	10.4	14	2.9
合計		895	100.0	485	100.0

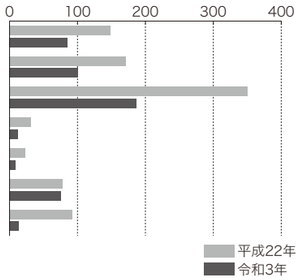

質問　「人と自然が織りなす 心豊かな協働の村 たのはた」という基本目標*について、どのようにお考えですか

選択肢		平成22年 回答数	平成22年 比率(%)	令和3年 回答数	令和3年 比率(%)
1	よい基本目標である	195	21.8	109	22.5
2	どちらかといえばよい基本目標である	178	19.9	114	23.5
3	普通である	306	34.2	165	34.0
4	どちらかといえばよい基本目標ではない	35	3.9	19	3.9
5	よい基本目標ではない	12	1.3	10	2.1
6	知らなかった	72	8.0	60	12.4
7	無回答	97	10.8	8	1.6
合計		895	100.0	485	100.0

※平成22年は「人と自然が輝き　心ふれあう創造の村・たのはた」

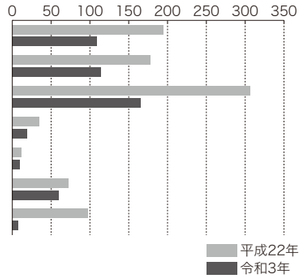

質問　「環境」「生活」「学習」「産業」「交流」「交通」「復興」を視点として展開してきた重点施策*について、どのようにお考えですか

選択肢		平成22年 回答数	平成22年 比率(%)	令和3年 回答数	令和3年 比率(%)
1	適切である	165	18.4	61	12.6
2	どちらかといえば適切である	158	17.7	114	23.5
3	普通である	343	38.3	188	38.8
4	どちらかといえば適切ではない	38	4.2	40	8.2
5	適切ではない	14	1.6	11	2.3
6	知らなかった	76	8.5	54	11.1
7	無回答	101	11.3	17	3.5
合計		895	100.0	485	100.0

※平成22年は「人」「環境」「安心」「交流」

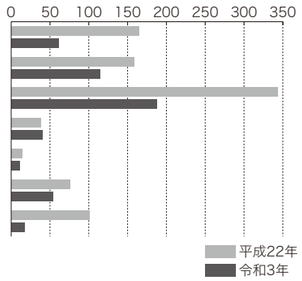

質問　あなたは田野畑村をどのように思っていますか

選択肢		平成22年 回答数	平成22年 比率(%)	令和3年 回答数	令和3年 比率(%)
1	自慢できるよい村である	88	9.8	40	8.2
2	どちらかといえばよい村である	215	24.0	115	23.7
3	普通である	359	40.1	219	45.2
4	あまりよい村だとは思わない	122	13.6	82	16.9
5	全くよい村だとは思わない	24	2.7	16	3.3
6	その他	7	0.8	4	0.8
7	無回答	80	8.9	9	1.9
合計		895	100.0	485	100.0

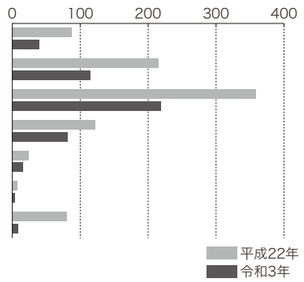

参考資料

質問　村の施策を「道路や公共施設の建設などのハード面の充実」と、「教育や高齢者に対する福祉サービスなどの人的なソフト面の充実」とに分けた場合、今後はどちらに力を入れるべきだと思いますか

選択肢		平成22年		令和3年	
		回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1	施設づくりなどのハード面に力を入れるべきである	67	7.5	35	7.2
2	どちらかというと施設づくりなどのハード面に力を入れるべきである	83	9.3	46	9.5
3	わからない	179	20.0	90	18.6
4	どちらかというと人的サービスなどのソフト面に力を入れるべきである	290	32.4	187	38.6
5	人的サービスなどのソフト面に力を入れるべきである	130	14.5	97	20.0
6	その他	19	2.1	14	2.9
7	無回答	127	14.2	16	3.3
合計		895	100.0	485	100.0

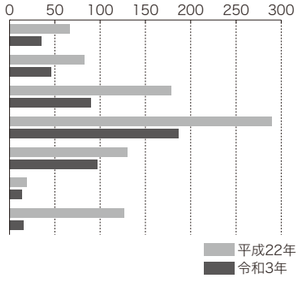

質問　あなたが田野畑村で暮らすうえでの満足度と、今後の村の取組としての重要度についてそれぞれ当てはまるものを選んでください

1）農林水産業の振興

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	8	1.6%
普通	290	59.8%
不満	137	28.2%
無回答	50	10.3%
合　計	485	100.0%

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	218	44.9%
普通	149	30.7%
低い	38	7.8%
無回答	80	16.5%
合　計	485	100.0%

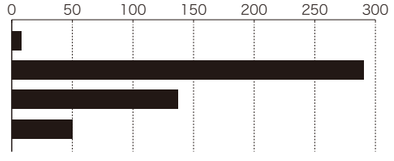

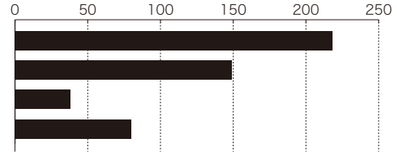

2）観光、交流の振興

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	14	2.9%
普通	326	67.2%
不満	88	18.1%
無回答	57	11.8%
合　計	485	100.0%

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	159	32.8%
普通	220	45.4%
低い	28	5.8%
無回答	78	16.1%
合　計	485	100.0%

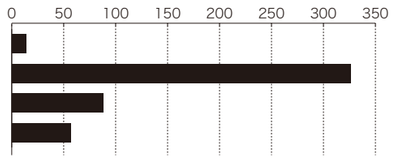

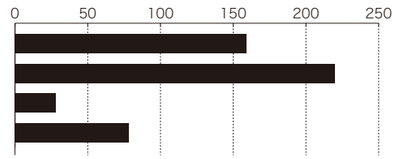

参考資料

3）雇用、就業の場の確保対策

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	9	1.9%
普通	173	35.7%
不満	252	52.0%
無回答	51	10.5%
合　　計	485	100.0%

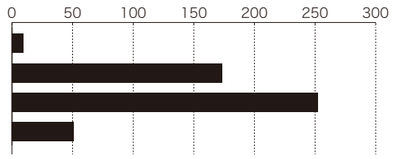

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	253	52.2%
普通	103	21.2%
低い	57	11.8%
無回答	72	14.8%
合　　計	485	100.0%

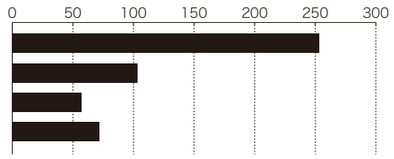

4）幹線道路の整備

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	119	24.5%
普通	269	55.5%
不満	54	11.1%
無回答	43	8.9%
合　　計	485	100.0%

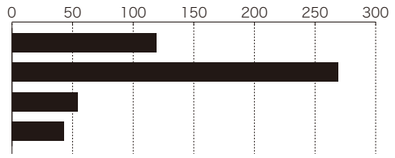

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	105	21.6%
普通	256	52.8%
低い	50	10.3%
無回答	74	15.3%
合　　計	485	100.0%

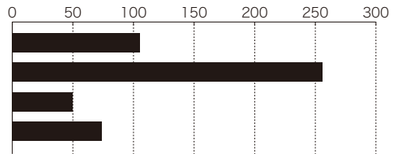

5）公共交通機関の充実

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	40	8.2%
普通	296	61.0%
不満	102	21.0%
無回答	47	9.7%
合　　計	485	100.0%

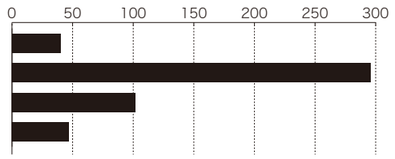

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	116	23.9%
普通	254	52.4%
低い	37	7.6%
無回答	78	16.1%
合　　計	485	100.0%

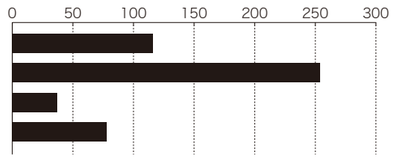

6）光ケーブルの敷設など情報化の推進

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	66	13.6%
普通	305	62.9%
不満	59	12.2%
無回答	55	11.3%
合　　計	485	100.0%

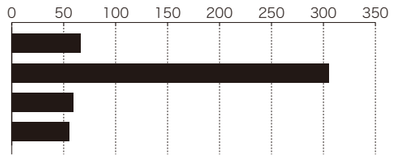

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	103	21.2%
普通	262	54.0%
低い	40	8.2%
無回答	80	16.5%
合　　計	485	100.0%

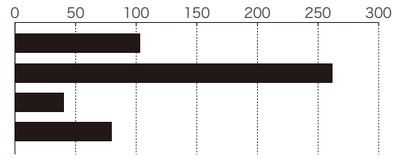

7）子育て支援対策の充実

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	49	10.1%
普通	340	70.1%
不満	36	7.4%
無回答	60	12.4%
合　　計	485	100.0%

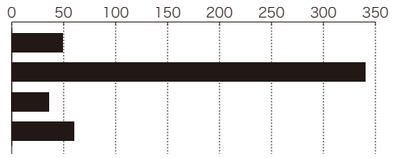

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	176	36.3%
普通	219	45.2%
低い	10	2.1%
無回答	80	16.5%
合　　計	485	100.0%

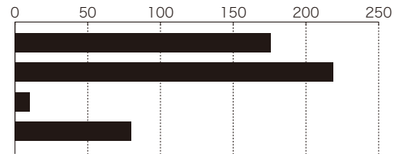

8）地域医療体制の充実

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	35	7.2%
普通	284	58.6%
不満	110	22.7%
無回答	56	11.5%
合　　計	485	100.0%

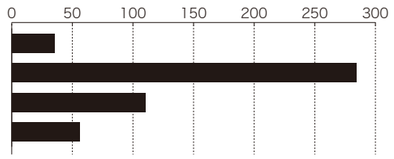

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	211	43.5%
普通	175	36.1%
低い	19	3.9%
無回答	80	16.5%
合　　計	485	100.0%

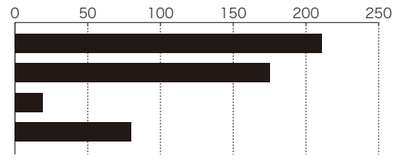

参考資料

9）各種検診など健康づくりの推進

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	125	25.8%
普通	299	61.6%
不満	12	2.5%
無回答	49	10.1%
合　　計	485	100.0%

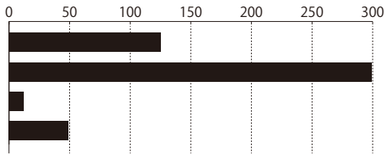

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	157	32.4%
普通	239	49.3%
低い	13	2.7%
無回答	76	15.7%
合　　計	485	100.0%

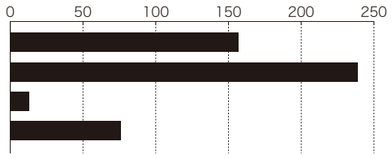

10）高齢者福祉対策の充実

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	36	7.4%
普通	337	69.5%
不満	63	13.0%
無回答	49	10.1%
合　　計	485	100.0%

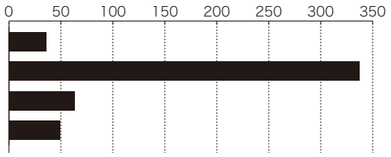

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	175	36.1%
普通	216	44.5%
低い	20	4.1%
無回答	74	15.3%
合　　計	485	100.0%

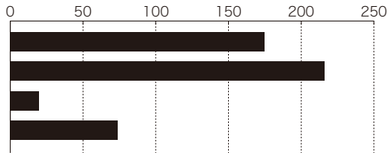

11）津波や台風などの災害対策の充実

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	54	11.1%
普通	341	70.3%
不満	41	8.5%
無回答	49	10.1%
合　　計	485	100.0%

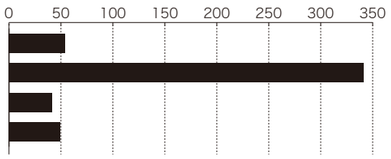

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	180	37.1%
普通	211	43.5%
低い	22	4.5%
無回答	72	14.8%
合　　計	485	100.0%

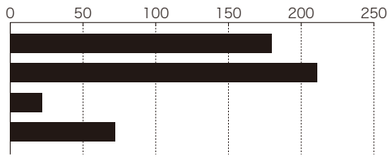

12）消防・防災体制の充実

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	66	13.6%
普通	353	72.8%
不満	18	3.7%
無回答	48	9.9%
合　　計	485	100.0%

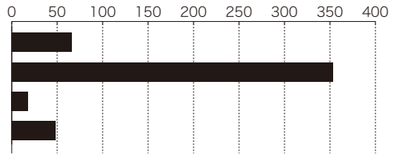

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	137	28.2%
普通	259	53.4%
低い	13	2.7%
無回答	76	15.7%
合　　計	485	100.0%

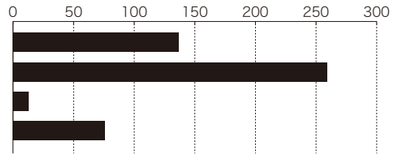

13）就学前教育の充実

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	33	6.8%
普通	361	74.4%
不満	28	5.8%
無回答	63	13.0%
合　　計	485	100.0%

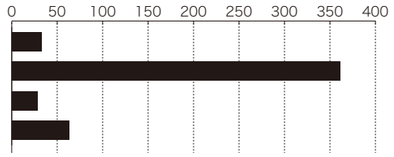

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	119	24.5%
普通	274	56.5%
低い	10	2.1%
無回答	82	16.9%
合　　計	485	100.0%

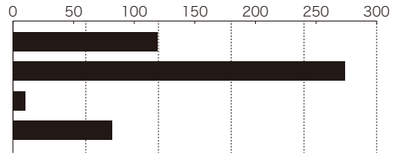

14）学校教育の充実

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	38	7.8%
普通	359	74.0%
不満	27	5.6%
無回答	61	12.6%
合　　計	485	100.0%

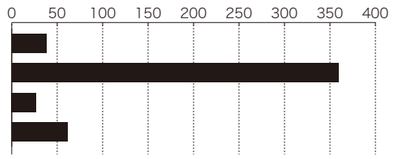

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	134	27.6%
普通	256	52.8%
低い	12	2.5%
無回答	83	17.1%
合　　計	485	100.0%

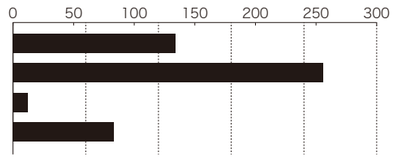

参考資料

15）生涯学習活動の推進

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	19	3.9%
普通	370	76.3%
不満	31	6.4%
無回答	65	13.4%
合　　計	485	100.0%

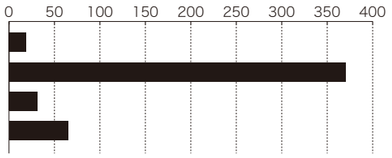

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	54	11.1%
普通	318	65.6%
低い	32	6.6%
無回答	81	16.7%
合　　計	485	100.0%

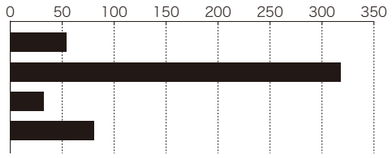

16）スポーツ活動の支援や関連施設の整備

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	25	5.2%
普通	332	68.5%
不満	66	13.6%
無回答	62	12.8%
合　　計	485	100.0%

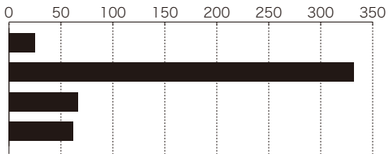

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	45	9.3%
普通	316	65.2%
低い	43	8.9%
無回答	81	16.7%
合　　計	485	100.0%

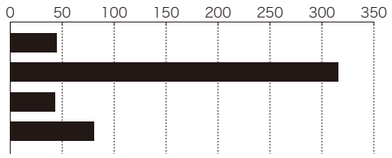

17）文化芸術活動の振興

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	22	4.5%
普通	359	74.0%
不満	46	9.5%
無回答	58	12.0%
合　　計	485	100.0%

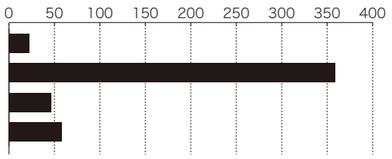

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	36	7.4%
普通	329	67.8%
低い	40	8.2%
無回答	80	16.5%
合　　計	485	100.0%

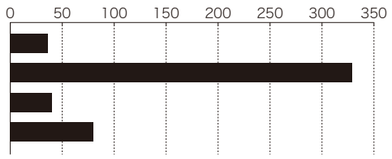

18）ごみの収集や処理の状況

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	122	25.2%
普通	274	56.5%
不満	43	8.9%
無回答	46	9.5%
合　　計	485	100.0%

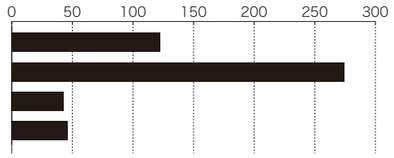

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	132	27.2%
普通	263	54.2%
低い	18	3.7%
無回答	72	14.8%
合　　計	485	100.0%

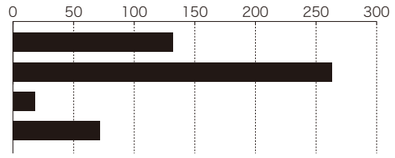

19）山・川・海などの自然環境の保全

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	35	7.2%
普通	337	69.5%
不満	66	13.6%
無回答	47	9.7%
合　　計	485	100.0%

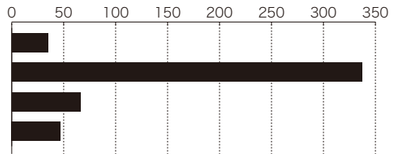

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	134	27.6%
普通	248	51.1%
低い	28	5.8%
無回答	75	15.5%
合　　計	485	100.0%

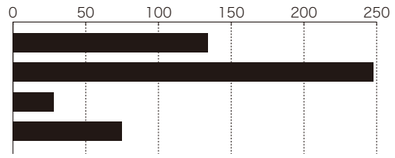

20）地域コミュニティ活動への支援

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	25	5.2%
普通	365	75.3%
不満	41	8.5%
無回答	54	11.1%
合　　計	485	100.0%

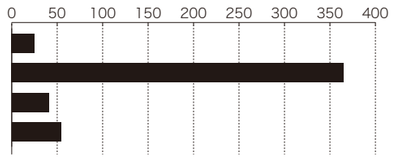

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	66	13.6%
普通	322	66.4%
低い	24	4.9%
無回答	73	15.1%
合　　計	485	100.0%

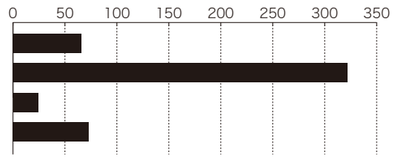

参考資料

21）住民団体やNPOなどの育成、支援

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	12	2.5%
普通	367	75.7%
不満	46	9.5%
無回答	60	12.4%
合　　計	485	100.0%

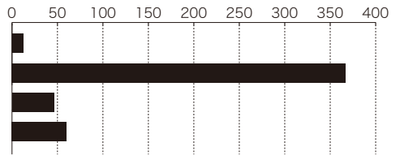

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	49	10.1%
普通	317	65.4%
低い	40	8.2%
無回答	79	16.3%
合　　計	485	100.0%

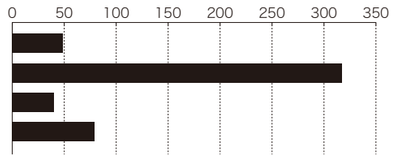

22）住民自治の推進

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	25	5.2%
普通	359	74.0%
不満	42	8.7%
無回答	59	12.2%
合　　計	485	100.0%

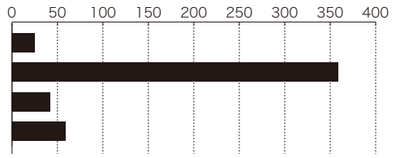

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	79	16.3%
普通	300	61.9%
低い	28	5.8%
無回答	78	16.1%
合　　計	485	100.0%

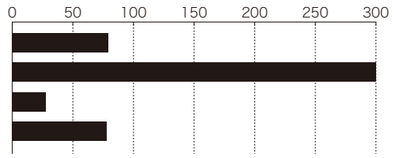

23）住民と行政との協働の推進

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	19	3.9%
普通	341	70.3%
不満	68	14.0%
無回答	57	11.8%
合　　計	485	100.0%

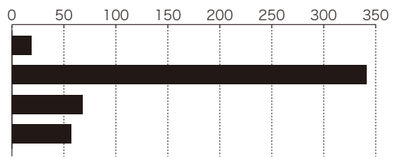

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	106	21.9%
普通	277	57.1%
低い	26	5.4%
無回答	76	15.7%
合　　計	485	100.0%

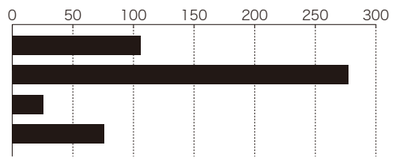

24）健全な財政運営や行政改革の推進

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	10	2.1%
普通	321	66.2%
不満	92	19.0%
無回答	62	12.8%
合　　計	485	100.0%

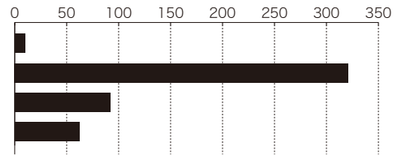

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	167	34.4%
普通	220	45.4%
低い	20	4.1%
無回答	78	16.1%
合　　計	485	100.0%

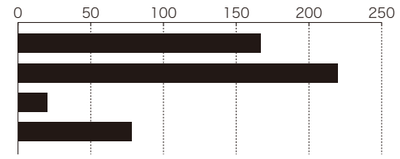

25）村政に関する情報提供や情報公開

満足度		
選択項目	人　数	構成比
満足	20	4.1%
普通	337	69.5%
不満	72	14.8%
無回答	56	11.5%
合　　計	485	100.0%

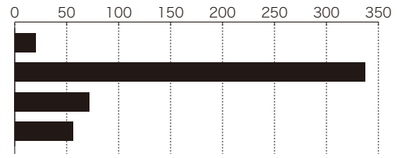

重要度		
選択項目	人　数	構成比
高い	133	27.4%
普通	254	52.4%
低い	22	4.5%
無回答	76	15.7%
合　　計	485	100.0%

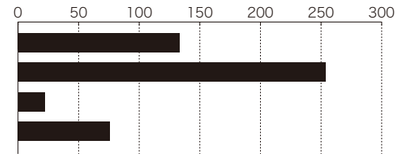

田野畑村総合計画

基 本 構 想◇【令和４年度～令和11年度】
前期基本計画◇【令和４年度～令和 ７年度】

岩手県田野畑村

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑143-1　TEL0194-34-2111　FAX0194-34-2632
URL▶http://www.vill.tanohata.iwate.jp